

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

ロシア編

2005年3月

JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。平成 16 年度は、中国、韓国、タイを中心として、知的財産保護に関する情報収集・提供、個別相談などを実施いたしました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル ロシア編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です (<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>)。本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2005 年 3 月

日本貿易振興機構
経済分析部
知的財産課

目 次

概要

序文	1
1. ロシア国内の法律と国際協定	2
1.1 ロシア国内の法律	2
1.2 ロシア連邦の国際条約	11
2. 知的所有権の取得	13
2.1 特許	13
2.2 商標、サービス・マーク	36
2.3 原産地名称	54
2.4 著作権及び隣接権	61
2.5 集積回路配置(レイアウト設計)	73
2.6 商業秘密(ノウハウ)	75
2.7 会社名	78
2.8 ドメイン名	84
3. 知的財産権の譲渡	87
3.1 著作権の譲渡、作者の契約	87
3.2 工業所有権の譲渡	89
4. 知的財産権の施行	108
4.1 行政救済	108
4.2 司法救済	117
4.3 知的財産権の施行の一般的傾向	133

序文

日本とロシアは地理的に隣国であり、この事実だけでも密接な経済関係、友好関係を持つ強力な動機になる。一方、過去数十年にわたって日本は経済的に強力な発展を遂げ、世界有数の経済的リーダーになるという歴史をたどった。ロシアに市場経済が到来したのは比較的最近で、経済の歴史としてはまだ浅く、目下のところより効率的なパフォーマンスとマネジメントの方法を模索している。ロシアが、他国に比べて卓越して有利な点はその無尽蔵な天然資源と人的資源である。日本とロシアの潜在的可能性との組み合わせはユニークであり、それは競争の激しい世界経済において両国を前進させるであろう。

過去 10 年で、発明力のさらなる重要性が実証された。技術は急速に発展している。技術的成果があがり、製品化の方法が見出され、アイデアが製品化されるまでの時間はどんどん短くなっている。市場にある製品は、それがなければ取引が滞る商標のもと、販売または流通される。知的所有権は、人々の生活に影響を及ぼす要因となっている。

ロシアは、数少ない新興成長市場のひとつである。長期にわたる交渉プロセスの結果、2005 年末までにロシアが WTO に参加する兆しが見られており、一段と魅力的な投資対象になっている。こうした経済的、政治的な環境において、知的所有権は、ビジネスにとっても右肩あがりの資産となっている。

こうした状況に鑑みれば、ロシアの知的所有権の背景を検討し、ロシアに向けてビジネスを拡張したいビジネスマンに指針を示すことは、時宜を得ている。

本書のアイデアは日本貿易振興機構（ジェトロ）から得たものであり、特に感謝の意を表したい。ジェトロの指導がなければ、本書は完成しなかった。本書が日本の実業界の人々に読まれることを心から願う。

1. ロシア国内の法律と国際協定

1.1. ロシア国内の法律

ロシア連邦では、これまで成文化された法律が用いられてきた。ロシア連邦の憲法では、知的所有権の法的保護に対する原則が示されている。この憲法の第 44 条(1)には、文学、芸術、科学、技術、およびその他のクリエイティブな活動の自由を保障し、知的所有権を法的に保護することが記載されている。施行されているロシアの法体系全体が、この法的権利の実施を裏付けていた。知的所有権の法的規制はロシア連邦の権限のもとに行われるため、知的所有権法は全て連邦法ということになる。

ロシア連邦民法の第 138 条では、同法、その他の法律によって確立された事例および手順に合致したものにおいて、知的活動の結果、および法的主体、製造された製品、実施された作業、提供されたサービス（当該企業名、取引、サービスマークなど）の個別化の手段の結果に対し自然人または法的主体の独占権（知的所有権）が認められ、その結果と独占権は同等であるとみなされるものとする。

独占権の目的である知的活動、個別化の手段の結果を使用することは、当該権利所有者が同意した場合に限り、第三者が実行してもよい。

保護可能な対象

ロシア連邦では、以下の知的所有権の種類、対象物（権利所有権）が保護されている。

- 科学、文学、芸術の成果（ソフトウェアとデータベースを含む）
- パフォーマンス
- レコード（録音物）
- 放送
- 発明
- 実用新案
- 意匠
- 商標とサービスマーク
- 地理的表示（原産地名称を含む）
- 社名（商号）
- 集積回路の回路配置（レイアウト設計）
- 選択の成果（動植物の品種）

特別法

知的財産の特別法、及びその他の制定法は、特定タイプの知的所有権を法的に規制している。以下のその一部を示す。

- ・ 1992 年 9 月 23 日付（2003 年 1 月 13 日改正）ロシア連邦特許法 No.3571-I（発明、実用新案、意匠の法的保護を規制）
- ・ 1992 年 9 月 23 日付（2002 年 11 月 13 日改正）ロシア連邦法 No.3520-I「商標、サービスマーク、および原産地名称について」
- ・ 1992 年 9 月 23 日付（2002 年 11 月 29 日改正）ロシア連邦法 No.3523-I「コンピュータ・プログラムとデータベースの法的保護について」
- ・ 1992 年 9 月 23 日付（2002 年 6 月 14 日改正）ロシア連邦法 No.3526-I「集積回路配置図の法的保護について」
- ・ 1993 年 8 月 6 日付および 2004 年 7 月 20 日改正のロシア連邦法 6505-I「選択の成果について」（動植物の品種の法的保護を規制）
- ・ 1993 年 7 月 9 日付、および 2004 年 7 月 20 日改正のロシア連邦法 5351-I「著作権および関連する権利について」

これまでに蓄積された経験、ロシアにおける新たな発展、知的所有権分野における国際的な趨勢、WTO の TRIPS 協定や新しい世界知的所有権機関条約（TLT¹、PLT²、WCT³、WPPT⁴）に歩調を合わせることを考慮し、上記のほとんどの法律が 2002 年から 2004 年の間に改正された。

2002 年から 2003 年に、「商標、サービスマーク、および製品の原産地名称について」（商標法）、およびロシア連邦の特許法は、2002 年 12 月 11 日付の連邦法 166-FZ、および 2003 年 2 月 2 日付の連邦法 No.22 - FZ によってそれぞれ改正されている。こうした法改正の大きな理由のひとつは、ロシアの WTO 加盟の必須条件としての国際法、特に TRIPS の条項とロシアの法律を適合させる必要性があったことである。さらに、1992 年に旧法が採択されて以来、様々な理由から解決されなかった問題を解決し、ロシアと海外諸国との動的に変化する経済関係を斟酌するためにこうした改正が必要であった。

¹（訳注）Trademark Law Treaty 商標法条約

²（訳注）Patent Law Treaty 特許法条約

³（訳注）WIPO Copyright Treaty 著作権に関する世界知的所有権機構条約

⁴（訳注）WIPO Performance and Phonogram Treaty 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

商標法の改正

商標法の第 4 条「商標に対する排他権について」では、商品とその梱包は、商品に対するラベルによって補完されている。つまり商標権は、商品やその梱包に留まらず、そのラベルにも及ぶ。商品、及びそのラベルと梱包に対し登録商標または混乱を招くような類似の表示が不法に用いられた場合は、侵害行為とみなされる。この条項では、登録商標または混乱を招くような類似の表示を複製するインターネットのドメイン名を許可無く使用することも商標権の侵害に分類している。これは、そうした仮想アドレスにおいて類似商品が販売される場合が該当する。この条項は、商標とドメイン名の関係の解釈方法に関しロシアで行われている統一性のない司法慣行を終結させることをねらいとしている。

新商標法の第 6 条「登録拒否の絶対的理由について」は、以下のような商標の登録を禁止する TRIPS の条項に則ったものである。即ち、その国の原産地名称、原産地によって決まる固有の品質、商標の業務上の信用、またはその他の特性を有するワインや蒸留酒を特定する表示として、ロシア連邦の国際協定加盟国で登録されている要素である商標、またはそれを表す表示の商標登録を、当該商標がその国の原産地を有するワインや蒸留酒を示すことを意図していない場合に禁止する規定である。この条項は、需要がより高く、有名な地域を原産地とするワインや蒸留酒の古くからの製造者の権利であると法的に認められた利権を保護するために制定された。

第 7 条（登録拒否のその他の理由）では、優先日が早い商標の権利所有者が同意すれば（即ち、「同意書」の合法化）、優先日が早い商標に類似している商標について、その使用が混同の可能性がある場合でも、法的保護を認める可能性を定めている。第 7 条では、保護された社名の登録商標に対する異議申立てについての規定も変更された。第一に社名と類似ではなく、同一である商標だけが登録できないと規定されている。次に、社名は周知のものであることを要件とする規定が排除された。つまり、保護されている社名は、周知のものであるという特性を持っていないとも異議申立てができる。さらに、当該商標の優先日に先立って社名についての権利が生じた場合、登録商標に対して社名に基づく異議申立てができると規定されている。この規定は全体として、周知のものだけでなく、社名所有者の権利と法的利権に対する公正な保護を規定している。

新商標法の第 8 条「商標の出願」では、出願に付随する文書のロシア語への翻訳は、ロシア特許庁がその要件を充たす必要性についての通知を送ってから 2 ヶ月以内に出願人が提出できると定めている。現在は、ロシア特許庁が出願を受理してから 2 ヶ月以内に翻訳を提出しなければならない。この規定は、事実上、前述の文書の翻訳の提出期間の延長を認めている。

第 10 条（商標出願の審査）では、必要な資料の提出期間を延長するための厳格な条件を規定している。出願人が要求すれば、提出期間は 6 ヶ月まで延長可能であり、有効な理由が確認されれば、6 ヶ月を超えて期間延長できる。この条項では、出願で請求された商品またはサービスが同一ではない場合に、最初に出願された商標の審査段階での商標出願の

分割に関する TLT の 3 つの規定の 1 つに則ったものである。この規定により、ロシア特許庁が、当初出願された商標の商品またはサービスの一部に関してのみ登録を許可しようとする場合、出願人にとっては有利な状態になる。この出願分割によって、他の部分はロシア特許庁の登録拒絶の決定に対する不服申立て手続きの対象になる可能性はあるが、商品またはサービスの一部に関しては、商標の登録が遅延なく許可されることになる。

第 13 条（出願についての決定に対する不服申立と遵守しなかった条件の修復）では、商標、発明、その他の対象物の出願審査期間中になされる公的決定に対する異議申立、発明、商標、その他の対象物の保護の権原付与に対する異議申立、およびその他の紛争を検討する権限を持つ特許紛争評議会を設立することを規定している。特許紛争評議会は、以前の特許および商標の法律で規定されていた審判部と高等特許委員会の 2 つの行政当局の代わりに設立される。

商標法の第 17 条「登録の修正」では、当該登録の有効性を攻撃する段階での登録商標分割に関する TLT の規定に則っている。この規定では、商品またはサービスの一部に関してのみ紛争を認め、他の部分に関する登録商標の有効性は紛争の結果如何にかかわらず継続する。

商標法には、新たに Chapter2（*1）「周知商標、その法的保護」が加えられ、これらの商標に関する法的関係を規制する Chapter では、周知の商標所有者の独占権を規定する TRIPS 協定の以下の規定に則っている。即ち、周知の商標所有者の排他権は、それが以前に通常の商標として登録されていれば、商標が登録されたものに関する同一または類似の商品やサービスだけでなく、第三者の同一または混乱を招くような類似の商標の使用が、第三者の商品やサービスと登録商標所有者に関係があることを示唆し、かつ当該登録商標の所有者の利益がその使用により損害を受ける可能性がある場合には、その他の商品やサービスにも適用される。

商標法第 22 条「商標の使用、および不使用の結果」では、商標の法的保護を期間満了前に終了させる理由である登録商標の継続的な不使用の期間を、5 年から 3 年に短縮することを規定している。

商標法の新しい第 23 条「商標登録に基づく権利の消尽」では、この条項においては、商品の民間での取引は、ロシア連邦内でのみ実施されなければならないことを規定している。この修正により、商標によって指定される商品が外国で商業的に取引され、その後、商標所有者の同意なしにロシア連邦に輸入される場合を、権利の消尽として考える実務は廃止されるであろう。

商標法の第 28 条「商標登録の無効」および第 29 条「商標登録の取消」では、パリ条約加盟国における当該標章の権利者の同意を得ないで、当該権利者の代理人または代表者が自己の名義で取得した商標の法的保護を無効にすることに関するパリ条約の 6 条の 7 に則っている。この条項では、商標登録に関する所有者の行為が、反独占当局または裁判所によって不公正な競争であるとみなされた場合に、商標の法的保護が部分的または全体とし

て無効となる場合があることも規定している。この規定は、ある企業で当初使用されていた商標が、その使用について知っていた別の法人の名で、取得した商標を当初の所有者に販売する目的のみで登録されるといった盗用登録を削除することを意図している。

同法第 46 条「商標および商品の原産地名称の違法な使用」では、商標に対する排他権について、追加の制裁を定めている。即ち、侵害している商品、ラベル、包装の廃棄を侵害者の費用負担とするというものである。これは、侵害している商品が国に押収されるか、所有権者の損害の補償要求に応じてまたはその後に廃棄するために所有権者に譲渡された場合を除き、不法に付けられた当該商標を取り除くことが不可能な場合に適用される。この条項では、不法に商標を使用する者に対し、最低俸給額の 1,000 から 50,000 倍の侵害に対する賠償金（それぞれ 3,000 米ドルと 160,000 米ドルに相当）に代えて、裁判所が決定した賠償金を要求する権利を商標所有者に新たに与えている。

特許法の改正

特許法の第 3 条 3 項の新しい文言では、発明特許の所有者に対し、その使用について、権限を有する国家機関から許可を得る必要がある医薬、殺虫剤、農薬に関する発明について特許権の存続期間を 20 年から 25 年に延長した。

新第 4 条 1 項では、「技術的解決法」の概念によって発明を定義しており、また同 2 項では、「技術的解決法」として認識されないために発明とみなされていない具体的解決法の例示を掲載している。つまりこの規定は、規範的に、技術的ではないあらゆる種類の解決法が関連付けられる一般的、総称的な概念を定義し、それ故に発明とはみなされないものを明らかにすることを意図するものである。この規定は一方で、解決法を発明として認識する際の問題に対し、より体系的なアプローチをしている。しかし、「技術的解決法」といった概念は明らかに高度に哲学的であり（例えば「人」は、工程上で技術的行為を実施する技術手段とみなされる可能性がある）、その定義がなければ、技術的解決法とという概念の境界線が曖昧になり、そのような解決法を技術的であるとみなす観点から、それらを主観的に評価してしまう状態が生じる。

さらに、第 4 条 (2) の旧文言に記載されているあらゆる種類の発明の対象は（装置、方法、物質、微生物の菌株、動植物細胞の培養、およびこうした対象物の新用途での使用）は、第 4 条(1)の新しい文言では、製品と方法に分けられている。この項では、製品に関する対象（装置、物質、微生物の菌株、動植物の細胞の培養）が例示され、また方法については、具体的手段による具体的対象に対する行為を実行するプロセスと定義されている。

この新しい文言では、旧文言に記載されていたいわゆる既知の対象物を新用途への使用については直接言及していない。新しい文言の背景にある考え方では、製品または方法に関する「使用」を対象物として残しているが、既知の製品や方法を新用途に使用することに関する記載はない。即ち、新しい文言に従うと、出願は、例えば発明のうちの 1 つは新

物質に関連し、もう 1 つはその用途に関するもの、というように発明の「グループ」に対する特許を得るために出願してもよい。こうした条件は、ロシア特許庁が発行するであろう公式規則でいっそう具体的になるはずである。

具体的手段によって具体的対象物に対して行為を実行するプロセスという手段の定義は、審査実務に影響を及ぼす場合がある。特に技術プロセスの制御方法、および制御されたパラメータの視覚的決定からなる方法、器具を用いない運動療法の方法などに関する発明の特許性に関して、疑問が生じる場合がある。

技術的解決法と関連がなく、従って発明とみなされない解決法のリストは、欧州特許条約の対応する規定に則ったものである。コンピュータのアルゴリズム、いわゆる構造物、建造物、土地を計画するためのプロジェクトに関する計画の解決法に関する発明も、特許を受けることができない発明のリストから除外された。

特許性のあるグループからコンピュータのアルゴリズムを除外することは十分に正当化されるが、この本質的制約はかつて実務においては守られていなかった。アルゴリズムは、コンピュータのオペレーション、または回路のソリューションという形で表現されていた。コンピュータ・プログラム（ソフトウェア）そのものも特許を受けることができないままである。このことで、意図的にコンピュータ・アルゴリズムの特許を付与している世界の特許体系の発展からロシアの法律が立ち遅れていると考えるべきではないだろう。実務においては、そのようなコンピュータ・プログラムについて特許は付与されていない。しかし、コンピュータ・プログラムを使用する発明、特にソフトウェア製品を用いていくつかのオペレーションが実行される方法、またコンピュータ・プログラムのアルゴリズムに対し、特許は付与されている。計画解決法の排除については、この部分におけるこれまでの審査実務を変える可能性がある。

第 6 条(1)の新しい文言では、工業意匠についての特許性における「産業上の利用可能性」の条件は削除されたが、これは TRIPS 協定の最低基準に対応している。第 6 条(2)の新しい文言では、「印刷物そのものに関する解決方法」は、特許性があると認められない意匠のリストから排除された。これは、この点に関する世界標準に準拠しているが、こうした解決法がロシア連邦の特許法の旧文言では特許を受けることができなかったにもかかわらず、ロシア特許庁の執行業務では実際には特許が付与されていた。

第 9 条(*1)の新しい文言は、国の契約に従い、国自体の名で、ロシア連邦またはロシア連邦に属する国の名で、発明、実用新案、工業意匠に特許を付与する可能性について規定している。

秘密発明の法的保護については、Section VI (*1) の新しい文言に記載されている。この権利は外国人には関係ない。

条項 10(1)の新しい文言では、特許権所有者が、他者に対する実施を許諾する権利または禁止できる権利を持つ行為のリストなど、特許権所有者の排他権の内容を規定している。

過去の文言とは異なる点として、こうした行為には、その目的に従い機能(動作)している間に特許された方法が自動的に実行されるような装置の使用を含む。

第 10 条(2)の新しい文言では、保護された発明の不正使用の事実を立証する際に用いられる機能の同等性とは、当該発明の不正使用を主張する訴訟を実行する日より前に知られていなければならないと定義している。

第 10 条(3)の新しい文言では、保護された発明、実用新案、意匠の特許権所有者またはそのライセンスによる使用が不十分な場合、強制実施許諾を提示する条件を定めている。最初に、同法の旧文言に記載されているように、高等特許会議所ではなく裁判所が特許の強制実施許諾を付与する権利を有する。次に、当該特許強制実施許諾を付与する結果を招いた状況がなくなりそれが再発しそうな場合に、特許強制実施許諾の有効性が法的に終了することが定められている。

第 10 条(4)の新しい文言では、後の優先日を持つ発明の特許権者が、先の優先日を持つ特許権者または実用新案権者の権利を侵害することなく自身の発明を使用することができない場合に、強制実施権を付与する条件を定義している。まず、特許の強制実施権は非独占に限られ、後の優先日の発明が先の優先日の発明または実用新案よりも著しく大きな経済的利益をもたらす技術的に重要な成果である場合に限って、裁判所によって付与される場合があると定義されている。さらに、優先日が先の発明または実用新案の権利者は、後の優先日の発明についての非排他的強制実施権の許諾を受ける対抗権利を有することを規定している。第 10 条(3)および(4)の修正は、TRIPS 協定の対応する規定に則ったものである。

第 11 条の新しい文言では、特許を受けた発明、実用新案、意匠が用いられる製品の海外一般市場への法的導入は、特許所有者の権利の消尽とはみなされないことを定義している。

第 12 条の新しい文言では、使用に必要な準備のみを第三者が行った場合において先使用权の限度内の使用範囲とは、当該準備によって提供された範囲を意味することを定義している。

第 13 条(3)の新しい文言では、特許を取得する権利がある発明の発明者に対し、その発明特許を得るために料金を支払わなくてもよい、即ち無料で特許を取得する可能性を与えることを規定している。ただし、当該権利者は、ロシア特許庁に対して最初に当該特許の譲渡を要請した者に対して、取得した特許を譲渡することを保証しなければならない。当該要請をする者は、発明者が支払いを免除された必要な料金のすべてを支払う義務を負わなければならない。この方法は、発明に対する特許料を支払えない困窮した発明者が特許を取得できる条件を定めることを意図したものである。

新しい第 30 条(*1)では、「特許料」の支払に関する特権を示している。特許の有効性が、その権利維持費の未払を理由として、定められた期間よりも前に取り消された場合、特許料支払期限の最終日から 3 年以内であり、かつ当該特許の有効期間が終了する前に、特許権者の要求により、当該特許の有効性は復活することが可能である。その一方で、特許の

一時的な無効期間中に当該発明、実用新案、意匠の使用を開始した者、またはそのための必要な準備をした者は、引き続き対象物を自由に使用する権利を保持することができる。ただし、当該使用の規模は拡大することはできない（後用権）。

第 35 条の新しい文言には、海外での特許付与の出願する期限を、ロシア特許庁に出願を出願してから 3 ヶ月であったのを 6 ヶ月に延長すると規定しており、その期間内に出願に国家機密の情報が含まれているか否かをチェックを行うことを直接定めている。残念ながら、一回目の審理で承認された法案の文言に含まれていた、当該手続きの侵害に対する制裁に関する規定は当該条項から除外された。

連邦知的財産権・特許・商標局（ROSPATENT）は、発明、実用新案、意匠、商標、原産地名称の法的保護に関する規範的な法令において重大な部分を占めている。

著作権法の改正

連邦法「著作権と隣接権について」が、2004 年 7 月 20 日付の連邦法 No.72-FZ によって改正された。この連邦法は、2006 年 9 月 1 日に発効予定のいくつかの規定を除き、2004 年 7 月 28 日に発効した。この改正では、作成された国における作成日まで遡って著作者の権利を保護することで、1995 年にロシアが加盟したベルヌ条約への適合をさらに強化した。この著作権法の第 5 条の新しい 4 項では、ロシア連邦が加盟している国際協定のもとでのロシア国内での法的保護が、創作国とロシア連邦の両方で著作権が失効していない作品に対し適用される。

著者、実演家、レコード（録音物）の製作者の新たな権利が、同法に導入された。文学および芸術作品の創作者は、公衆が個人的に選んだ場所と時間（例、インターネット経由）で作品にアクセスできるような方法で、その著作物を公衆に提供可能とする独占的な権利を享受すると規定している。上演に関する実演家とその録音物に関する製作者は、いずれも同じ独占権を有する。いわゆる「インターネットの著作権および隣接権」を規制するこうした規定は、2006 年 9 月 1 日に発効することになっている。

この法律では、著作権保護期間を、著作者の死後、50 年から 70 年に延長している。つまり、法律によって保護される作品の範囲は大幅に増えたことになる。

著作権法第 19 条の新しい第 2 項では、図書館に対して、公衆への貸し出し用に合法的に導入された著作物の複製を、著作者の同意なくかつ使用料の支払なしに無料で一時的に使用することを許可している。また、図書館相互の交換で提供される複製も含めて、著作物のデジタル・コピーは、当該著作物のデジタル・コピーが作成されないことを条件として、図書館構内でのみ一時的に無料で提供してもよい。

新しい第 48 条(*1)では、著作権と隣接権の保護を実現する技術的手段の法的保護について説明している。この条項によれば、著作権保有者の許可なく、そうした技術的手段によって実行されている著作物（隣接権対象物も同様）の使用の制限を取り除くことを意図し

た行為は許可されないとしている。また、上記の権利を保護する技術的手段の使用を不可能にするか、そうした手段の使用を無効にするような行為に該当するいかなる機器または構成部品の製造、普及、貸し出し、使用、輸入、広告も禁止される。

著作権法の第 48 条(*2)には、権利の管理情報の保護に関する規定も含まれている。著作権保有者の許可無しに、そうした情報を認容できないように取り除き、または変更すること、および権利管理の情報を取り除くか、変更した状態で著作権および隣接権の対象物を商用で使用するについても規定している。

同法のもうひとつの重要な改正点として、著作権者の権利保護の強化がある。第 49 条の新しい文言では、侵害があった場合には、著作権保有者は 1 万ルーブルから 50 億ルーブル（約 360 米ドルから 178,500 米ドル）の固定金額、レコード（録音物）の複製費用の 2 倍、または類似の知的所有権を使用する権利費用の 2 倍のいずれかを賠償金として請求する権利を有すると規定する。著作権侵害は、それ自体で賠償を請求し、賠償を得る十分な根拠になり、損害の発生の事実は問われない。さらに同法では、裁判所の決定により、模倣された著作物の複製または隣接権対象物の複製、模倣品を作成するために使用した用具や機器だけでなく、犯罪に使ったその他の道具も没収することを認めている。また、同法により、没収された模倣品は、著作権および関連する権利の保有者の要求により当該保持者に渡された場合を除き、破壊しなければならないという規則も設けられている。

その他の法律

一部の規定が知的所有権に関連する法律は、他にも存在する。以下にその例を示す。

ロシア民法

- 第 54 条(4) 会社名（商号）
- 第 138 条 知的所有権；
- 第 139 条 商業上の秘密
- 第 1027 条から 1040 条、フランチャイズ

ロシア刑法

- 第 146 条 著作権および関連権利の侵害
- 第 147 条 発明権および特許権の侵害
- 第 180 条 商標の不正使用

2003 年から 2004 年に、刑法における知的所有権侵害の刑事責任が強化された。刑法の第 146 条および第 180 条は、犯罪の新しい要素、および侵害に対する制裁の強化によって補強された。

ロシア連邦の行政違反規則

- 7.12 条 著作権と関連権利、発明権、および特許権の侵害
- 7.28 条 海外における工業所有権対象物の特許取得の確立された手続きの違反
- 14.10 条 商標の不正使用

ロシア関税法

2004 年に発効した関税法の新版には、知的所有権対象物を組み込んだ商品に関する通関手続きのために設けられた章がある。こうした手順は、TRIPS 協定の要件に対応している。

- 第 38 章の「一部商品に関して税関当局が講じる方策」では、知的所有権を実施する国境での方策について扱っている。

「競争および独占者の活動の制限について」に関するロシア連邦法

- 第 10 条 不公正競争 2002 年に、知的所有権の買収、または使用に関連した不公正競争は認めない規定がこの条項に追加された。

上記法律には例えば、民法における損害、その他の弁済など知的所有権に関連して使用できる一般的性質を持つ規定もある。

1.2. ロシア連邦の国際条約

ロシア連邦の憲法第 15 条(4)およびロシア連邦の民法第 7 条(2)のもと、ロシア連邦が締結した国際条約はその法体系と一体であり、連邦国の法令公布を必要とする場合を除き、直接適用されるものとする。ロシア連邦が当事者である国際協定に当該法律で定められているものとは異なる規定を含む場合、国際協定の規定が適用されるものとする。ロシア連邦は、知的所有権に関する以下の多国間国際協定の当事者である。

- 世界知的所有権機関 (WIPO) の設立条約
- 工業所有権の保護に関するパリ条約 (ストックホルム議定書)
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (ストックホルム議定書)
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書
- 商標登録のための商品とサービスの国際分類に関するニース協定 (ジュネーブ議定書)
- 工業意匠の国際分類を形成するロカルノ協定

- ・ 特許協力条約 (PCT)
- ・ 国際特許分類に関するストラスブール協定
- ・ 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約
- ・ 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブタペスト条約
- ・ オリンピックシンボルの保護に関するナイロビ条約
- ・ 1971年改正の世界 (ジュネーブ) 著作権条約
- ・ 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (1971年改正)
- ・ 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約 (音楽レコード条約)
- ・ 実演家、レコード (録音物) の製作者、ならびに音楽レコードおよび放送機関の保護に関する国際条約 (ローマ条約);
- ・ 植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約)
- ・ 商標法条約 (TLT)
- ・ ユーラシア特許条約 (CIS 諸国の地域協定)

ロシア連邦は、内国民待遇 (最も有名なものは、工業所有権を保護するパリ条約、万国著作権条約、文学的および美術的著作物保護のためのベルヌ条約) を、そのような待遇を義務とする条約の加盟国である法的主体とそれらの国の国民に拡張する。この拡張は、そのような条項の直接適用 (ロシア連邦憲法の第 15 条 4 項では、国際協定の直接適用と優越適用について規定)、およびロシア連邦の制定法の関連規定による (特に、ロシア連邦特許法の第 36 条と第 37 条、商標、サービスマーク、原産地名称についてのロシア連邦法の第 47 条及び 48 条、著作権及び関連する権利についてのロシア連邦法の第 3 条、5 条 (1) 及び 35 条 (4)、コンピュータ・プログラムとデータベースの法的保護についてのロシア連邦法の第 7 条、ならびに集積回路の配線図の法的保護についてのロシア連邦法の第 13 条及び 14 条)。

知的所有権に関する最恵国待遇の適用 (CIS 諸国との協定を含む一部協定に従ってロシアが付与する特権は例外) は、ロシアとスイス、ロシアと欧州共同体の間の協定に規定されている。

2 知的所有権の取得

2.1. 特許

特許及び実用新案

a. 特許

有効期間： 出願日から 20 年（PCT の場合国際出願日から 20 年）

改正特許法の第 3 条に従い、法律に記載されている手続きに従って使用許可を受ける必要がある医薬、殺虫剤、農薬に関する発明の有効期間は、特許権者が要求すれば、発明出願の出願日から、そうした使用許可を初めて得たときまでを計算した期間で最長 5 年まで、知的所有権の執行権がある連邦機関（特許庁）によって延長される。この場合、延長できる発明特許の有効期間は 5 年を超えることはできない。特許の有効性を延長する条件と手続は、2003 年 4 月 22 日に発効した「ロシア連邦の医薬、殺虫剤、農薬を対象とした発明特許の有効期間延長の手続き」によって規制されている。

特許有効期間延長の要求は、特許の有効期間中であり、かつ最初に許可を受けてから、または特許付与日からのいずれかのうち遅い方の日から、6 ヶ月を超えない時期に提出する。基礎となる特許の有効性は、ロシア特許庁に出願してから 20 年である。

こうした要求書は標準書式にて出願し、出願人の氏名、住所、基礎となる特許番号、医薬、殺虫剤、農薬の名称、許可された一連の特許請求範囲において当該製品をカバーする独立クレームの番号を記載しなければならない。要求書には、発明特許(特許証)、許可された特許請求の範囲において特徴付けられた製品であると特定できるような製品の特徴および記載を含む公証人による認証済みの公的文書のコピー、製品を上市する最初の許可の発行番号および日付、及びそれが弁理士によって代理される場合は委任状が添付されなければならない。

要求書は、提出日から 1 ヶ月間、特許庁によって検討される。特許期間保護の応答は、基礎となる特許の中に記載され、当該特許権者に通知される。特許の有効期間延長の情報は、ロシア連邦の公報で発表されるものとする。

- 何が発明として保護されうるのか？

製品（例えば、装置、物質、微生物の菌株、動植物細胞の培養）、または手段（具体的手段を用いて具体的対象物に影響を及ぼす工程）に関連するあらゆる分野の技術的解決手段は、発明として保護される。

- 発明として保護対象にならないものはどのようなものか？

・ 発見、科学理論、数学的方法、ゲームのルール、知的またはビジネスの活動、コンピュータ・ソフトウェア、情報のプレゼンテーションに関するアイデア（これらはいずれも当然に(per se)特許されない）

- ・ 物品の外観のみに関する提案であり、美的要件のみを充たすことを意図したもの。
- ・ 動植物の品種、集積回路の配線図。
- ・ 公共の利益、人道的原則、道徳に反する提案。

- 特許性の基準

以下の発明は、法的保護が付与されるものとする。a) 産業上利用可能なもの、 b) 新規性があるもの、 c) 進歩的(inventive)水準を有するもの

a) 工業、農業、公衆衛生、その他の経済分野で利用可能であれば、産業上利用可能であるとみなされる。

b) 単一の先行技術文献によって想起可能でなければ、新規性があるとみなされる。

同じ目的に対する手段にである場合のみ、発明の新規性に対して引用することができる。先行技術は、当該発明の優先日より前に、世界のいずれかで発行され、または公衆が利用可能な状態であったあらゆる種類の情報によって構成されるものとする。発明の新規性が判定される場合、先行技術には、その優先日が早いことを条件として、第三者により発明または実用新案として出願され、かつ公開及び/または権利付与されているすべての出願が含まれるものとする。

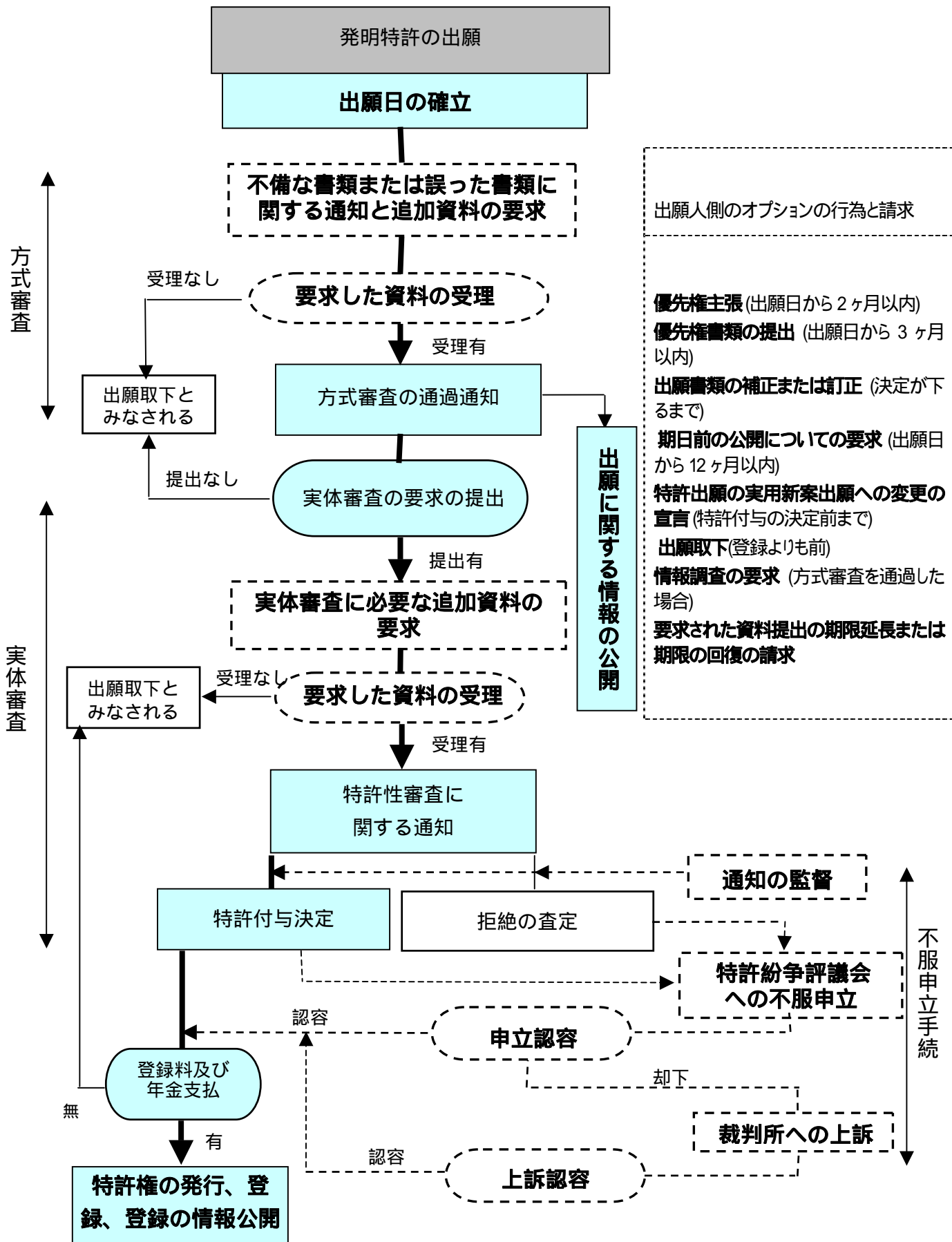
c) 先行技術に照らして当業者にとって明白ではない場合、発明は進歩性があるとされる。発明に進歩性が欠如していることを証明するために、審査官は、以下のことを行わなければならない。

- ・ 当該発明と同一目的の手段を見つける（最も関連性がある先行技術）。
- ・ 当該最も関連性がある先行技術に比して新規な特徴を判別する。
- ・ 当該発明の新規特徴を開示している追加の先行技術を見つける、および
- ・ 当該発明の技術的結果に及ぼす当該特徴（追加の先行技術文献で開示されているもの）が、当該追加の先行技術文献から既知であることを証明する。

- 猶予期間 (Grace Period)

発明者、出願人、または彼らから直接的または間接的に情報を得た者による発明の実質に関する情報開示は、そうした情報開示から 6 ヶ月以内に当該発明の出願が特許庁に出願されれば、当該発明の特許性には影響しない。立証責任は、当該出願人にある。

特許出願手続きの流れ



- 発明を出願する

- (1) 出願は、特許を受ける資格のある者(発明者、特許を受ける資格のある者の雇用者または権利の承継人)によってロシア特許庁に出願されなければならない。
- (2) 外国人は、登録弁理士を通じてロシア特許庁に手続きしなければならない。ロシア連邦の国際条約で規定されている場合は、その条約の規定に従って、外国人は、出願、特許料の支払、及びその他の行為を自身で行う権利を有する。弁理士の権限は、委任状によって認証されなければならない。現在この規則は以前よりも厳格ではなくなり、多くの場合、委任状は不要であるが、特許庁が必要であると判断すれば要求されることがある。
- (3) 出願には以下を含まれなければならない。すなわち、特許付与請求(送達状)、請求される当該発明を実施できるように十分詳細に開示した明細書、発明の本質的な特徴の説明と明細書による十分な裏付けのある特許請求の範囲、当該開示を理解するために不可欠な図面またはその他の資料、要約。
- (4) 出願には、出願料支払の領収書を添付しなければならない。
- (5) 特許付与請求は、義務としてロシア語で出願しなければならない。その他の出願書類は、ロシア語または他の言語で提出することができる。出願書類が他の言語で提示された場合は、それをロシア語に翻訳したものを出願書に添付するものとする。この翻訳は、後日公式の指令に回答して提出してもよい。特許付与請求は、出願人またはその弁理士が署名しなければならない。
- (6) 出願は、単一の発明のみ、または 1 つの包括的発明概念(発明の単一性の要件)を形成するように関連付けられた発明の集合体に関するものでなければならない。ロシアの発明の単一性の要件と PCT の単一性の要件は幾分異なるため、余分な分割出願を避けるため、ロシアの国内手続に移行する意図がある PCT 出願は、ロシアの手法を選んだ方が望ましい場合がある。
- (7) 出願日は、特許付与請求、明細書、および当該明細書の中で言及のある場合はその図面の提出日に定められる。これは、先願主義において非常に重要である。つまり優先日は、明細書および図面の提出日だけで定められるのであって、特許請求の範囲(米国における仮出願の場合と同様)は後から提出してもよい。

- (8) ロシアの特許法第 35 条は、ロシアで生まれた発明の海外諸国での特許付与に関する。ロシアで生まれた発明の出願は、ロシア特許庁への当該出願から 6 ヶ月経過してから、その 6 ヶ月間に国家機密が含まれているという通知を出願人が受けなかったことを前提とし、そうした場合に限り、海外または国際機関に出願することができる。ロシア国外で生まれた発明は、ロシア人発明家も含めて、海外での特許出願に対する制約はない。国際出願は、当該国際出願が、ロシア特許庁を受理官庁として、およびロシア連邦が指定国として指定されて出願されていることを前提として、ロシア特許庁への事前の国内出願をしなくとも良い。

この規定に違反すると、行政違反についてのロシア連邦法 7.28 条のもと、行政処分を伴う（罰金は、個人の場合、最低俸給額の 10 から 25 倍（約 35～86 米ドル）、法人の場合は、最低俸給額の 500 から 800 倍（約 1725～2760 米ドル））。違反した結果として国家機密が漏洩した場合は、ロシア連邦の刑法 283 条のもとでの刑事責任が生じる（4 ヶ月の拘置から禁固 7 年まで）。

- 発明の優先日は、以下のように確保される

- (1) ロシア特許庁への出願日
- (2) 対応するロシアへの出願が 12 ヶ月以内に出願された場合は、パリ条約に基づく優先出願日
- (3) 特許庁から「新規事項」通知を受理してから 3 ヶ月以内に出願人によってさらに別個の出願がなされた場合、当該「新規事項」の特徴の出願日。
- (4) 同一出願人の後の出願が、先の出願日から 12 ヶ月以内になされた場合に、先の係属中に出願の出願日。その後、先の出願は、放棄されなければならない。
- (5) 親出願が係属中に分割出願が出願された場合、親出願の出願日
- (6) 上記の(2)から(5)項に従ったいくつかの先の出願の出願日

- 補正

- (1) 発明の本質を変更しなければ（「新規事項」を追加することなく）、特許付与の決定または拒絶の査定が発行される前まで補正を行うことができる。

補正が特許請求の範囲に含まれる新規な特徴を包含し、かつ当初出願された明細書と特許請求の範囲にそれが欠落している場合、発明の本質は変更されたことになる（「新規事項」の追加）。この考え方は、世界の通常の規範とは異なるものであり、プラス面とマイナス面がある。プラス面は、何らかの重要事項を明細書で開示していなかったがその本質の一部は特許請求の範囲で請求していた場合、出願人はその主題について明細書および図面においてさらに説明する根拠を有する。これは、「新規事項」の追加とはみなされないであろう。マイナス面は、当初出願された図

面でのみ開示された特徴（しかし、当初出願された明細書では開示されなかったもの）を特許請求の範囲に追加する権利がないことである。図面は、請求する特徴についての十分な支持とはみなされないためである。

(2) 無償の自発的補正期間は、出願日から 2 ヶ月である。

- 審査

方式審査と実体審査の 2 種類の審査手続きが行われる。

(1) 方式審査は、出願書類が規定条件に従っているかを判断するものである。

出願書類に不備があった場合、出願人に訂正書類または不足書類を指令受理日から 2 ヶ月以内に提出することを要求する方式審査の指令が発行される。期限内に該当書類を提出しなかった場合は、当該出願を放棄したとみなされる。期限前に請願書を提出すれば、最長 10 ヶ月まで期限を延長できる。出願は、期限を守れなかった適切な釈明が認められれば、期限から 1 年以内に回復することができる。

発明の単一性の要件が満たされない場合、方式審査の指令受理日から 2 ヶ月以内に、請求した発明のうちどれを審査すべきかを選択し、必要があれば出願書類を訂正することが求められる。原出願で請求されていたその他の発明は、分割出願として提出することもできる。出願人が、特許請求した発明のうち、どれを審査すべきかを規定期限内に意思表示しない場合、最初に特許請求された発明に対してのみ審査が行われる。

方式審査を通過した出願は、出願日から 18 ヶ月後に公開される。但し、出願日から 12 ヶ月以内に放棄された出願または公開日までに許可された出願を除く。放棄によって公開されなかった出願は、取り下げられたとみなされる。すなわち、後の出願に対する特許性の阻害事由とはならない。

公開出願書類は、公開日までに放棄されない限り、何人も入手できる。特許庁は、この出願書類とは、最初に出願された明細書、特許請求の範囲、および図面のみと理解している。出願の履歴書類は入手できない。

放棄された公開出願は、その公開日から 12 ヶ月以内に同一出願人によって出願された出願について特許性の阻害事由とはならない。出願日から 12 ヶ月以内に提出された出願人の要請により、出願公開は早く発行することができる。

(2) 出願日から 3 年以内に出願人または第三者が要求を申請した場合、実体審査が行われなければならない。規定期間内に審査請求が提出されなければ、当該出願は放棄されたとみなされる。実体審査は、方式審査が問題なく完了した場合に限り、実施

される。PCT の場合、この期間は、国際出願日から起算されることに注意すべきである。

審査請求の最終期限は、期限前に請願を提出すれば最長 2 ヶ月間延長できる。審査請求は、期限を守れなかった適切な釈明が認められれば、期限から 1 年以内に回復することができる。審査官は、該当する従来技術の調査およびその調査に基づき、実体審査を実施しなければならない。

実体審査中、それなしでは実体審査ができないとして、追加資料および/または補正資料(補正された請求項を含む)、および/または意見書を提出することを出願人に要求する指令が発行されることがある。応答期限は、指令受理日から 2 ヶ月、または特許庁が引用文献を指令受理日から 1 ヶ月以内に要求した場合には、その先行文献の受理日から 2 ヶ月である。出願書類には「新規事項」は追加してはならない(前述の「補正書」の項を参照)。期限内に応答しなかった場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。期限前に請願を提出すれば、最長 10 ヶ月まで期限を延長できる。出願は、期限を守れなかった適切な釈明が認められれば、期限から 1 年以内に回復することができる。

実体審査において、特許請求された発明が特許性の基準を満たしていると判断されれば、特許付与決定書が発行される。実体審査中において、特許請求された発明が特許性の基準を満たしていないと判断されれば、拒絶の査定が発行される。拒絶の査定を発行する前に、拒絶理由を述べた審査結果通知が発行される。この審査結果通知の発行日から 6 ヶ月以内に申請人の意見書が提出された場合は、それらは考慮の対象となる。

上記期限内に応答が提出されなかった場合、および/または出願人の意見書に説得力がなかった場合、拒絶の査定が発行される。これまでの実務をみると、拒絶の査定がただちに発行されることを回避するには、特許請求の範囲を補正するだけで充分である。ほとんどの場合こうした状況では、審査官は拒絶の査定の代わりに、新たな審査結果通知を発行するであろう。

- 審判請求

出願人は、(1) 拒絶の査定、(2) 特許付与決定書、および (3) 出願放棄の公式決定に対し、審判請求をすることができる。特許付与決定書に対する審判請求は、例えば許可可能な特許請求の範囲、明細書、図面、当該決定の権利データについて出願人が同意しない場合に提出できる。

審判請求は、指令(決定)受理日から、6 ヶ月以内、または特許庁から指令受理日から 2 ヶ月以内に引用文献の提出を要求された場合には当該引用文献の受理日から 2 ヶ月以内に特許紛争評議会(Chamber for Patent Disputes)に提出しなければならない。特許紛争評議会の決定は、監督組織(連邦知的所有権機関 - Federal Agency for Intellectual

Property) の代表によって承認され、その承認日に発行する。この決定については、裁判所で争うことができる。

- 仮保護

公開日から特許付与日までの間、特許請求された発明は、公開された特許請求の範囲内でかつ許可可能な特許請求の範囲を超えない限りで、仮保護を受けることができる。上記期間中に特許請求された当該発明を使用する第三者は、特許が付与された後に特許権者に補償を支払わなければならない。出願人による出願についての通知を第三者が受領した日が公開日よりも早い場合、仮保護は、その受領日から適用することができる。

- 出願の変更

公開日前でかつ特許付与決定日前であれば、当該出願を実用新案出願に変更することができる。

項目	2003	2004	2002年と2003年の比較 (%)
特許出願	30651	30192	104.88
うちロシア人出願人による	24969	22985	105.30
うち外国人出願人による	5682	7207	103.07
登録特許	24726	23191	136.50
うちロシア人出願人に対して	20621	19123	136.20
うち外国人出願人に対して	4105	4068	138.03
2003年12月31日現在、権利存続している特許	106717	108721	104.05

2004年に日本からの出願は327件(出願件数順位で第7位)、日本人に付与された特許は246件(第5位)、2004年末現在、日本人特許権者が所有している権利存続中の特許件数は1417件(第6位)である。参考として、米国は第1位(出願1745件、登録821件、存続中の特許5108件)である。

b. 実用新案特許 (Utility Model)

- 有効期間

出願日から 5 年間 (PCT の場合、国際出願日から)。権利者の要求により 3 年まで延長可能。

- 何が実用新案として保護されうるのか？

装置(device)に関する技術的解決手段が、実用新案として保護される。ロシアでは、装置に関連していない製品は、実用新案として保護されないことに注意すべきである。

- 実用新案として保護できないものは他にどのようなものがあるか？

(発明の場合と同様)

- 特許性の基準

実用新案は、a) 産業上利用可能であり、 b) 新規性があれば法的保護が付与される。

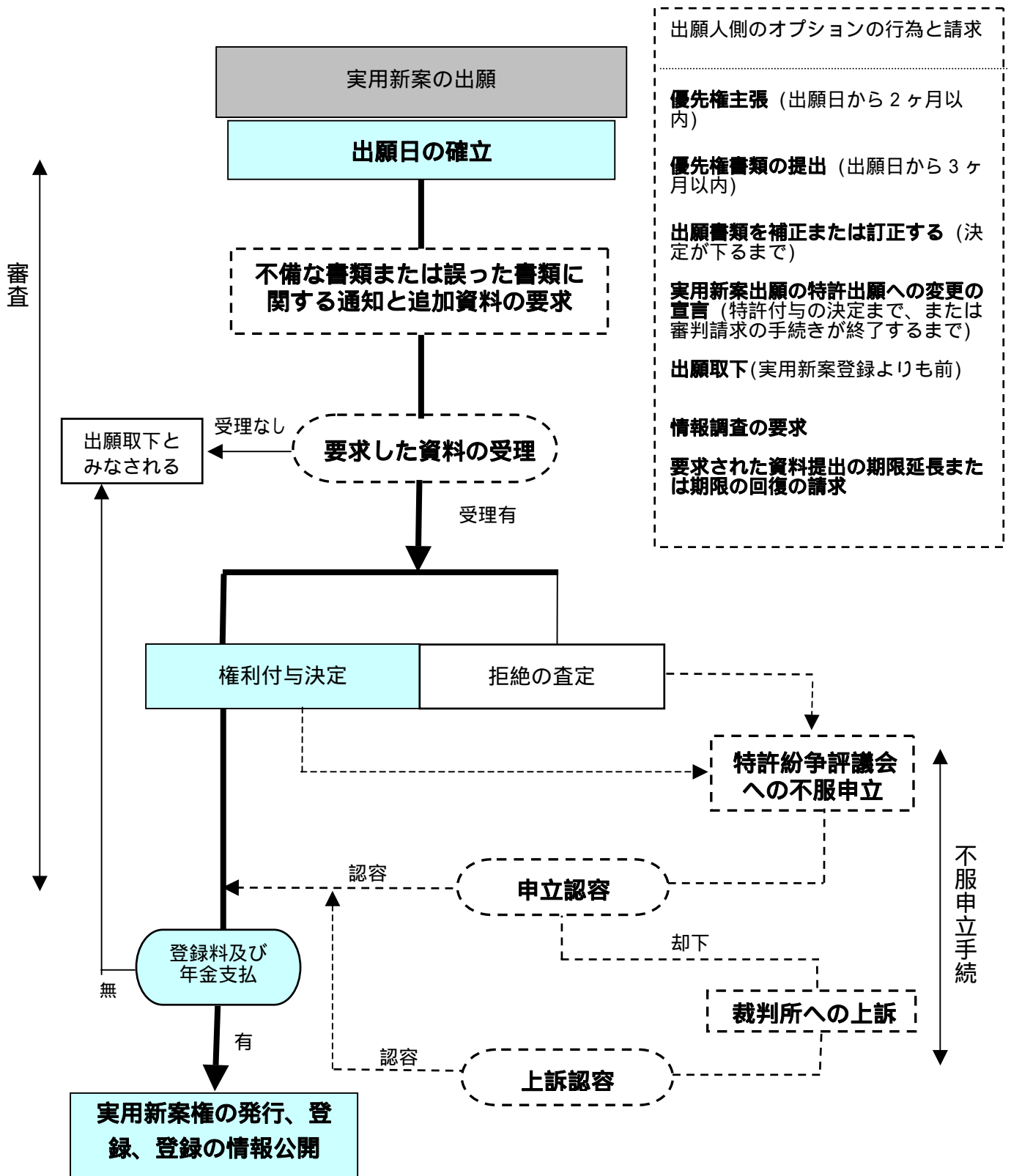
a) 実用新案は、工業、農業、公衆衛生、その他の経済分野で利用可能であれば、産業上利用可能であるとみなされる。

b) 実用新案は、本質的な特徴の組み合わせが、単一の先行技術文献によって想起されない場合は、新規性があるとみなされる。

したがって、実用新案特許を無効にするには、独立クレームの本質的な特徴が単一の先行技術文献から公知であったことを証明するだけで十分である。本質的な特徴とは、それがなければ発明の技術的解決を達成できない、言い換えれば、それが存在することによって求める技術的解決が得られるという、発明の特徴の中の 1 つである。

目的を同じくする手段に限って、実用新案の新規性に対する引例となることができる。先行技術は、当該実用新案の優先日より前に世界のいずれかで発行されたあらゆる情報、および当該実用新案の優先日より前にロシア連邦で公衆が利用可能な状態であった実用新案の使用の情報から構成される。先行技術には、その優先日が早いことを条件として、他の発明または考案の出願人が出願した、ロシア連邦において公開および/または登録されたロシア連邦における出願も含まれるものとする。

実用新案の出願手続きの流れ



- **猶予期間**

(発明の場合と同様)

- **実用新案を出願する**

(発明の場合と同様)

- **実用新案の優先日は以下のように確保される**

(1); (2); (3); (5) および (6) (発明の場合と同様)

(4) 同一出願人が後の出願が、先の出願日から 6 ヶ月以内になされた場合、先に行った係属中の出願の出願日。その後、先の出願は、放棄されなければならない。

- **補正**

(発明の場合と同様)

- **審査**

方式審査のみが行われる。

方式審査では、以下を審査する。

- a) 出願書類が規定条件に従っていること。
- b) 発明の単一性の要件が充たされていること。
- c) 実用新案が、実用新案として保護可能な主題に関連していること。

出願書類に不備があった場合は、方式審査指令が発行され、出願人に対し、訂正した書類または不足書類を、指令受理日から 2 ヶ月以内に提出することをが要求される。出願書類には「新規事項」は追加してはならない(前述の「補正」の項を参照)。期限内に応答しなかった場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。期限前に請願を提出すれば、最長 10 ヶ月まで期限を延長できる。出願は、期限を守れなかった適切な釈明が認められれば、期限から 1 年以内に回復することができる。

実用新案の単一性の要件が満たされない場合、方式審査の指令受理日から 2 ヶ月以内に、請求した実用新案のうち、どれを審査すべきかを選択し、必要があれば出願書類を訂正することが求められる。それ以外の原出願で請求された実用新案は、分割出願として提出することができる。出願人が請求した実用新案のうちどれを審査すべきかを規定期限内に提示しない場合、最初に特許請求された実用新案に対してのみ審査が行われる。

方式審査において、請求された実用新案が上記の a) 項および c) 項を満たしていると判断された場合、実用新案特許の付与決定書が発行される。方式審査において、請求され

た実用新案が、上記の c) 項を満たしていないと判断された場合、拒絶の査定が発行される。当該出願人または第三者は、請求された実用新案に関する先行技術調査を依頼することができ、その結果は特許性の審査に用いることができる。

- 仮保護

(発明の場合と同様であるが、出願人による出願に関する通知を第三者が受領した日が特許発行日より早い場合は、その受理日からのみ適用される。)

- 出願の変更

実用新案特許の付与日より前であれば、実用新案の出願を特許出願に変更することができる。

項目	2003	2004	2002年と2003年の比較 (%)
出願された実用新案	7622	8948	113.83
うちロシア人出願	7400	8648	113.65
うち外国人出願	222	300	120.00
2003年12月31日現在有効な権利(登録証)	24103	29191	120.08

c. 意匠

意匠の定義

ロシア連邦の現行の特許法によると、意匠とは、工業製品あるいは手工芸品の外観を定義する芸術的かつ構造的解決方法である。このため意匠とは、製品そのものではなく、有形物質の製品に組み込むことができる創造的活動の成果物である。製品とは視覚で認知することができ、長期間にわたって外観を維持することができるあらゆる物品でありうることに留意しなければならない。製品の外的特徴のみが保護可能である。内部構造は保護されない。

物品の部品は、これら部品を完成品とみなすことができる場合、例えば自動車のタイヤのように別個に販売することができる場合は、意匠として保護される。例えば、カミソリやヤカン、掃除機の美的かつ構造的解決方法のように、三次元の意匠でも良い。例えば壁紙、カーペット、またはラベルなど、美的かつ構造的解決方法のような二次元の意匠でも良い。単語や熟語の意味は意匠では保護されない。

しかし単語や熟語の配置、活字体の特徴は、意匠の本質的特徴に入れることができる。物品を伴わない模様は意匠として保護されない。しかし、模様を伴う物品、例えば模様入り壁紙あるいは模様入りカーペットは意匠として保護される。

ロシア連邦で、意匠として認識されていない解決方法もある：

- 外部形状がもっぱら物品の技術的機能によって決定される物品；
- 小型建築様式を除く建築物；
- 液体や気体からなる形状が不安定な物体
- 公共の利益に反する物品、人間性や道徳性に反する物品。

意匠を保護する理由

高品質製品は、最新の科学技術的成果に対応するだけでなく、顧客の美的、人間工学的要求を満たすような外観を持たなくてはならないことは良く知られている。製品の競争力を高め、顧客を引き付けるため、創作的な新しいデザインの創作に巨額の資金が投入される。特にロシア市場では、製品を市場で発売する前に、外観を意匠として保護することが妥当である。このような保護を取得する主な理由は、意匠の排他権である。排他権とは、いかなる者も、権利者の許可なく、登録された意匠が使用された物品をロシア連邦へ輸入、製造、使用、販売の提供、販売、その他の市場取引あるいは保管する権利保有しないということを意味している。ある物品が、意匠の出願写真に示され、本質的特徴リストに記述されている全ての本質的特徴を含んでいる場合、登録された意匠が使用されているとみなされる。排他権によって、登録された意匠の複製を防ぐことが可能となる。複製とは、同

ーデザインの創作だけでなく、類似したデザインの創作も意味することに留意が必要である。

意匠権を取得するその他の理由は以下のとおりである。：

- 1) 意匠の使用権のライセンスを売却する可能性；
- 2) 特許庁の実施する検索により、意匠分野における世界の最新成果へのアクセス；
- 3) 第三者の権利が侵害されていないという確信

意匠保護の法的根拠

- ・ 民法第 138 条は、知的活動の結果についての自然人あるいは法人の排他権を承認する。
- ・ 特許法（2003 年 2 月 7 日 N 22-F3 連邦法、および 2000 年 12 月 27 日 N 150-F3、2001 年 12 月 30 日 N 194-F3、2002 年 12 月 24 日 N 176-F3 連邦法の改正条項の文言）は、意匠の法的保護と使用に関する規定に関する。
- ・ 意匠出願の編集、出願、調査の規則。
- ・ 意匠の分類に関するロカルノ協定。
- ・ 工業所有権保護に関するパリ条約。

意匠出願

意匠権を取得するためには、意匠を出願する必要がある。意匠出願は以下のとおり行われる。：

- 意匠の創作者、この創作者とは、創作活動を意匠に結実させた自然人である；
- 意匠の創作者の雇用者；
意匠の創作者あるいは雇用者の譲受人；
- 外国の自然人あるいは法人は、ロシア特許庁に登録されている特許弁護士を通じてのみ、ロシア連邦で意匠出願をすることができる。

完全な意匠出願には、以下の資料が含まれていなければならない。：

- 1) 出願人とその創作者の特定、および両者の住所を記載した意匠権の付与請求
- 2) 意匠の見本一式
- 3) 最も関連する先行技術の写真、およびその開示場所と日付に関する情報
- 4) 意匠の説明
- 5) 意匠の本質的特徴のリスト
- 6) 委任状

7) 優先権証明書

上記 1、2、4、5 が提出された日を意匠出願日とする。これら書類の一部が同時に提出できない場合、意匠出願日は最後の書類が届け出られた日になる。意匠見本は、意匠の詳細まで完全に認識できなければならないほか、写真あるいは図面で構成してもよい。図面の場合、点線は認められない。見本は白黒が望ましい。色彩が芸術的、構造的解決方法で重要な役割を担っている場合は、カラーの見本を提出することができる。見本には無関係な物体を示してはならない、また背景は無色でなければならない。

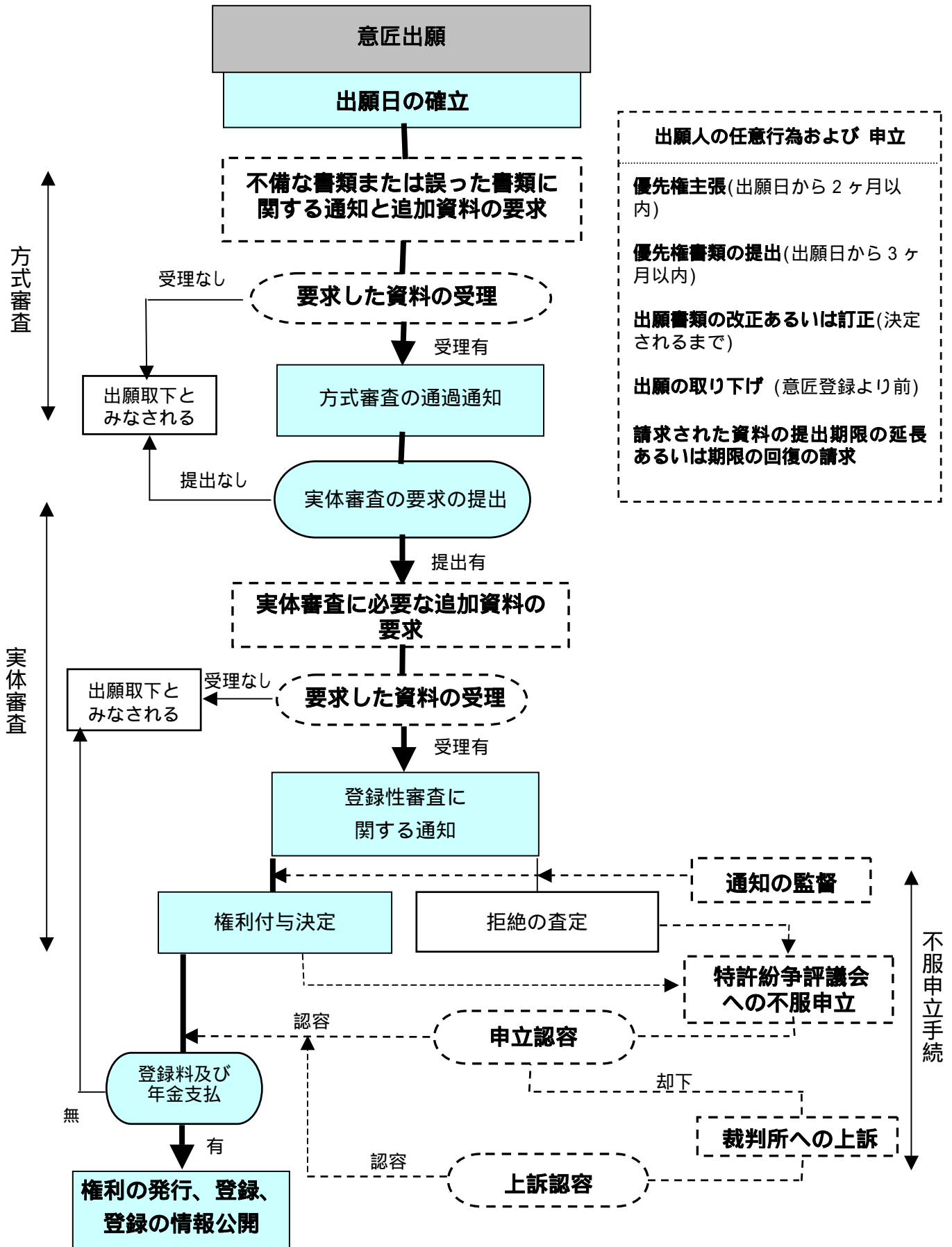
意匠の説明は、以下の項で構成される：

- 意匠の目的と使用分野
- 最も関連する先行技術に関する情報
- 見本の目録
- 意匠の本質についての開示

意匠の本質的特徴リストは、意匠権の保護範囲を定めるものであるため、意匠出願の中で最も重要な書類である。すなわち、侵害行為が成立するのは、リストの特徴が全て複製された場合である。本質的特徴とは、物品の形状の美的および（あるいは）人間工学的特徴を決める特徴、特に形態、構造、模様、配色などの特徴である。リストの特徴の全てが意匠の見本で特定できなければならない。本質的特徴リストは二つの部分に分けられる。一つ目は、最も関連する先行技術と共通した特徴を含む導入部分、二つ目は、出願された意匠に最も近い先行技術と異なる特徴を含む特徴的部分である。本質的特徴リストで物品の絶対的な大きさについて言及するのはお勧めしない。第三者が物品の絶対的な大きさを変更することによって、意匠権の侵害を回避する可能性があるためである。基本的特徴は静止状態での物品の外観を特徴付けなければならないが、一部の要素については、相互の位置関係の変化の可能性、例えば、回転する可能性があるという示唆を含めることができる。

出願が 1 つの意匠からなるのであれば、本質的特徴リストは一つの請求項を含む。出願が数種類の変形意匠からなる場合、本質的特徴リストは複数の独立請求項を含み、請求項の数は変形意匠の数と同じとなる。

意匠出願手続きの流れ



単一性の要件

意匠出願には、1つの意匠あるいは複数の応用意匠が含まれる可能性がある。1つの意匠は、単一の物品あるいは組物に関係するかもしれない。単一の物品は、たとえば航空機など物品全体であったり、航空機の座席など物品の一部でもよい。

変形意匠(Variants)は、主たる構成要素を特徴づける共通の本質的特徴を持つ同じ物品の解決方法であって、共通の特徴を補完する本質的特徴の重要でない部分によって区別されている。もし意匠権が複数の変形意匠に付与された場合、個々の変形意匠はそれぞれ独立に保護される。

組物は、共通の目的を持つ異なる物品であって、たとえば一組の家具、一組の用具など、同じ形態思想によって特徴付けられている。一組の意匠について出願された場合、取得が想定される意匠権で保護されるのは、組全体であり、その個別要素ではないことを考慮に入れなければならない。言い換えれば、組になっている要素の一部が侵害者により複製されても、このような意匠権の侵害には当たらない。このような場合、組全体について出願するほか、出願人にとって重要な要素についても別個に出願するのが賢明である。このような手法により、組物の意匠の保護がより効果的となる。組物のデザインと変形意匠の基本的な違いは、変形意匠が1つの物品あるいは同じ物品に関連するのに対し、組物は、共通の目的を持つ異なる物品を1つにまとめているという点にある。

間違いの典型は、物品全体および物品の一部を1つの出願として提出することである。このような場合、ロシア連邦特許庁は意匠の1つを除外する、あるいは意匠の1つを分割出願させることを求める指令を出す。

意匠出願の審査

ロシア連邦の特許法によると、意匠出願は方式審査と実体審査を受ける。意匠出願の方式審査では以下が確認される：

- 意匠出願書類が完全であるか、及び正しいか
出願された意匠が登録性がある解決方法と関係しているか
- 意匠分類が正しいか
- 単一性の要件を満たしているか
- 支払済みの出願料が規定料金と一致しているか

意匠出願が、意匠出願の編集、出願および審査規則に定義された要件を満たしていない場合、特許庁から指令が発行される。指令への応答期限は、その指令を受けた日から2ヶ月である。この期限は延長できるが、その指令を受けた日から10ヶ月を超えて延長することはできない。意匠出願が、意匠出願の編集、出願および審査規則に定義された要件を満たしている場合、方式審査を通過したとの結果通知が出願人に送付される。

方式審査が肯定的な結果であった場合、自動的に実体審査が始まり、以下が行われる：

- 意匠の優先権の確定
- 本質的特徴リストの検証
- 追加提出された資料が意匠の本質を変更するものであるかどうかの検証
- 登録要件基準、すなわち世界的な新規性および創作性に合致しているかの検証

物品の見本に示され、意匠の本質的特徴リストに列挙された本質的特徴の全体が、意匠の優先日までに世界で一般的に入手可能となっている情報から知りえない場合、当該意匠は新規性がある。言い換えれば、絶対的世界新規性を持つ意匠のみが、権利を付与される。

ロシア連邦では意匠出願の新規性猶予期間がある。新規性質猶予期間とは、創作者や出願人による意匠に関する情報の開示については、意匠出願が当該情報開示の日から 6 ヶ月以内になされた場合、特許庁における意匠の登録性の判断の妨げとならないことを意味する。

意匠は、その本質的特徴が物品の特徴の創作性を決定している場合、創作性があるとされる。この基準の意味は、デザインについて効果的で確実な保護を与える、すなわち製品の外的形状に微細な変更を加えたような侵害をも防ぐことを意味する。

意匠は、特に以下の場合、創作性の基準を満たさない：

- 既知の意匠と紛らわしい
大きさの変更
- 色彩の変更
- 輪、円錐など単純な幾何学的図形の形状の実施
同一の要素の数の変更
- 個々に知られた物品を基にした組物の編成

創作性の検証には以下の段階がある：

- 最も近い先行技術の決定；
- 請求された意匠と当該最も近い先行技術を区別する特徴的な本質的特徴の判断
- 請求された意匠の特徴的特徴と一致する特徴を持つ類似物の検索

請求された意匠は、一つの特徴的特徴にさえ類似が見つからなければ、創作性の基準を満たす。請求された意匠が登録性の基準を満たしていなければ、特許庁は拒絶決定を出す。出願人は拒絶決定を受け取った日から 6 ヶ月以内に特許紛争評議会に申立てを行うことができる。出願人が特許紛争評議会の決定に不服の場合、裁判所に訴訟を提起することができる。

きる。請求された意匠が登録性の基準を満たしていれば、特許庁は登録決定を出し、これに応じて登録決定を受けた日から2ヶ月以内に特許登録料を支払う。

意匠の公表

登録決定が出され、登録料が支払われた場合、特許庁は公報において意匠権に関する情報を公表する。公表されるのは意匠の見本と本質的特徴リストである。公表を延期することはできない。意匠の創作者に関する情報は、創作者が公表されることを拒否した場合は公表されない。

意匠権

公表と同時に、特許庁は意匠登録簿に登録し、意匠出願の出願人の名義で意匠権を発行する。意匠権は、登録を受けた意匠権を承認するものである。意匠権はロシア連邦の領土内でのみ有効である。意匠権は優先権と創作者を保証する。意匠の有効期間は、出願日から起算され、登録年金の支払いが行われていることを条件に10年間である。

意匠権者の請求に基づき、意匠権の有効期間は5年を超えない範囲で延長できる。意匠権の有効性は、年金の支払いがなければ終了するが、年金が支払われなくなった日から3年以内に回復することができる。

意匠権の侵害

意匠権の侵害は、登録された意匠の見本や本質的特徴リストに記載されている本質的特徴の全てを備えた物品を無権限で使用する場合に発生する。意匠権が侵害された場合、意匠権者は以下を請求できる：

- 侵害の停止
- 侵害を犯した人物による損失の補償
- 意匠権者の事業上の名声を保護するための判決の公表

ロシア連邦刑法 147 条によると、意匠権の違法な使用は 20 万ルーブル（約 7100 米ドル）以下の罰金あるいは 2 年以下の懲役が科される。同じような意匠権の違法使用が数回にわたって行われると、30 万ルーブル（約 1 万 700 米ドル）以下の罰金あるいは 5 年以下の懲役が科される。

2004 年にロシア連邦で付与された意匠権の数に関する主たる意匠権のロカルノ分類

ロシア特許庁の公報によると、2003 年に公表された意匠権の付与総数は 2531 件、2002 年に公表された意匠権の付与総数は 2384 件だった。2003 年にロシア連邦で付与された意匠権に関する主要なロカルノ分類は：

- 1) 9 類 商品輸送取扱にかかる梱包とコンテナ (19%) ;
- 2) 19 類 事務用品および事務機器、アーティストおよび指導用具 (12%) ;
- 3) 12 類 輸送および昇降方法 (8%) ;
- 4) 7 類 家庭用品、別項に特記ない場合 (6%) ; ;
- 5) 25 類 基礎単位および収縮要因 (5%) 。

	2003 年	2004 年	2003 年の対 2002 年比 (%)
工業デザイン出願分野	3104	3453	132.4
うちロシア出願人による	2298	2321	127.7
うち外国人出願人による	806	1132	147.9
工業デザイン特許の発行	2531	2229	112.1
2003 年 12 月 31 日時点の有効な特許	12764	11542	119.5

共通の問題

権利者

発明、実用新案あるいは意匠の権利は以下の者に付与される：

- 発明、考案、意匠の創作者
- 従業員の創作である場合、創作者の雇用者（職務発明、職務考案、職務意匠）；
- 上述の人物の承継人。

従業員の創作

ロシア連邦特許法（第 8 条）によると、従業員（創作者）が雇用義務の履行あるいは雇用者の特別作業に関連して行った特許権、実用新案権あるいは意匠権（職務発明、職務考案、職務意匠）についての権利付与を受ける権利は、当事者間の契約で合意されていない限り、雇用者に属する。

従業員（創作者）が発明、考案あるいは意匠として保護され得る成果を得たことについて雇用者に通知した日から 4 ヶ月以内に、雇用者がロシア特許庁に対してそのような発明、考案、あるいは意匠の出願をしない場合、職務発明、考案あるいは意匠の権利付与を受ける権利を第三者に譲渡しない場合、あるいは従業員（創作者）に個別の成果に関する情報を秘密にすることを通知しない場合、このような発明、考案あるいは意匠について権利付与を受ける権利は従業員（創作者）に帰属する。このような場合、雇用者は、権利者に対して契約で合意された金額を支払うことにより、権利期間中に職務発明、考案あるいは意匠を自らの事業において使用する権利を有する。

雇用者が職務発明、考案あるいは意匠について権利付与された場合、あるいはこのような職務発明、考案あるいは意匠の情報を秘密にすることを決めた場合、あるいは権利付与を受ける権利を第三者に譲渡した場合、あるいは出願したが自らが管理できる範囲の理由により権利が付与されなかった場合、このような発明、考案あるいは意匠について権利付与を受ける権利がない従業員（創作者）は、対価を受ける権利を有する。対価額とその支払手続は従業員（創作者）と雇用者の間の契約で定められる。このような条件の提案が一方当事者から他方当事者に提出されてから 3 ヶ月以内に、契約条件について両者が合意に至らない場合、対価に関する紛争は裁判所で解決することができる。

ロシア連邦政府は職務発明、職務考案あるいは職務意匠の対価の最低価格を定める権限を有する。

先使用权

ロシア連邦の領土内において、優先日以前に登録された主題と同一の主題を無関係に創作者し善意で使用した（あるいは使用のための必要な準備をなした）第三者は、その使用を

拡大しない限りにおいて、継続して無償で使用する権利を有する。先使用权は、先使用あるいは先使用の準備がなされた企業と共に第三者に譲渡される場合に限り、譲渡することができる。

国際的側面

ロシア連邦の領土以外に居住する自然人あるいは外国の法人組織、もしくはそれらの代理人は、特許庁に登録された特許弁護士を通じて、ロシア特許庁における特許事件を処理する。外国の自然人および法人組織は、ロシア連邦が批准している国際条約に基づき、あるいは相互協約に基づき、ロシア連邦の自然人および法人組織と同じ立場で、特許法に規定された権利を享受できる。

不服申立

出願人は、拒絶決定、登録決定、および出願却下決定に対して、不服申立をすることができる。公式な登録決定に対する不服は、例えば、出願人が許可され得る特許請求の範囲、明細書、図面、決定の標題ページのデータに同意しない場合に申立てることができる。

申立は、公式決定を受けた日から 6 ヶ月以内に特許紛争評議会に対して行う。特許紛争評議会の決定は、ロシア特許庁長官により認可され、許可された日から効力を生じる。この決定に対しては、裁判で争うことができる。

権利の失効

発明、実用新案あるいは意匠は、有効期間中のいかなる時点でも、以下の場合に該当する場合は、完全にあるいは一部、無効となることがある：

- (a) 権利の主題が法律に特定された登録性の要件を満たさない
- (b) 発明あるいは実用新案の請求の範囲が、登録決定においては記載されているが、出願当時には明細書や請求項の中に存在しなかった特徴が含まれている
- (c) 意匠の本質的特徴リストに、登録決定においては記載されているが、出願当時には物品のイメージの中には存在しなかった特徴が含まれている
- (d) 同一の発明、実用新案あるいは意匠について、1つの同じ優先日を持っている複数の出願があるにもかかわらず権利付与された、あるいは
- (e) 誤った創作者または権利者を特定して登録された。

権利が一部無効となった場合は、新しい権利が付与される。上記(a、b、c、d)の理由に基づく異議は、特許紛争評議会に対して申立てられなければならない。特許紛争評議会の決定は、ロシア特許庁長官によって承認され、承認された日から効力を生じる。この決

定は裁判で争うことができる。根拠(e)に基づく異議は、裁判所に提出しなければならない。

権利早期消滅

権利は、有効期間中のいかなる時点でも、以下によって消滅する可能性がある：

- 権利者によりロシア特許庁に請願が提出された場合 - 提出日以降、あるいは
- 期限までに権利維持費用が支払われない - 定められた支払期限の満了日以降。

権利の回復、後用権 (Post-use Right)

維持費の不払により特許が消滅した場合、権利者の要請によって回復することができる。当該要請は、不払の期間から 3 年以内で、権利の有効期間が満了する前に提出しなければならない。回復された権利の情報は、特許庁の公報で公表される。

権利が消滅した日から権利回復の公表日の間に権利の主題について使用を開始した（あるいは使用のための必要な準備を行った）第三者は、その使用を拡大しない限りにおいて、その権利を継続して無償使用する権利を有する。

2.2. 商標、サービス・マーク

「商標、サービス・マークおよび商品原産地名称に関する」ロシア連邦法（「商標法」）第2条第1項によると、「商標の法的保護は、関連法の手続によるその公式登録に基づき、あるいはロシア連邦が加盟する国際協定に基づき与えられる。」

ロシアにおける商標の公式登録

法律に従った商標の公式登録は、その登録出願に基づき付与され、その出願は特許庁に提出さなければならない。このため、ロシアで商標保護を得るための1つの手段は、商標出願をロシア特許庁に提出することである。

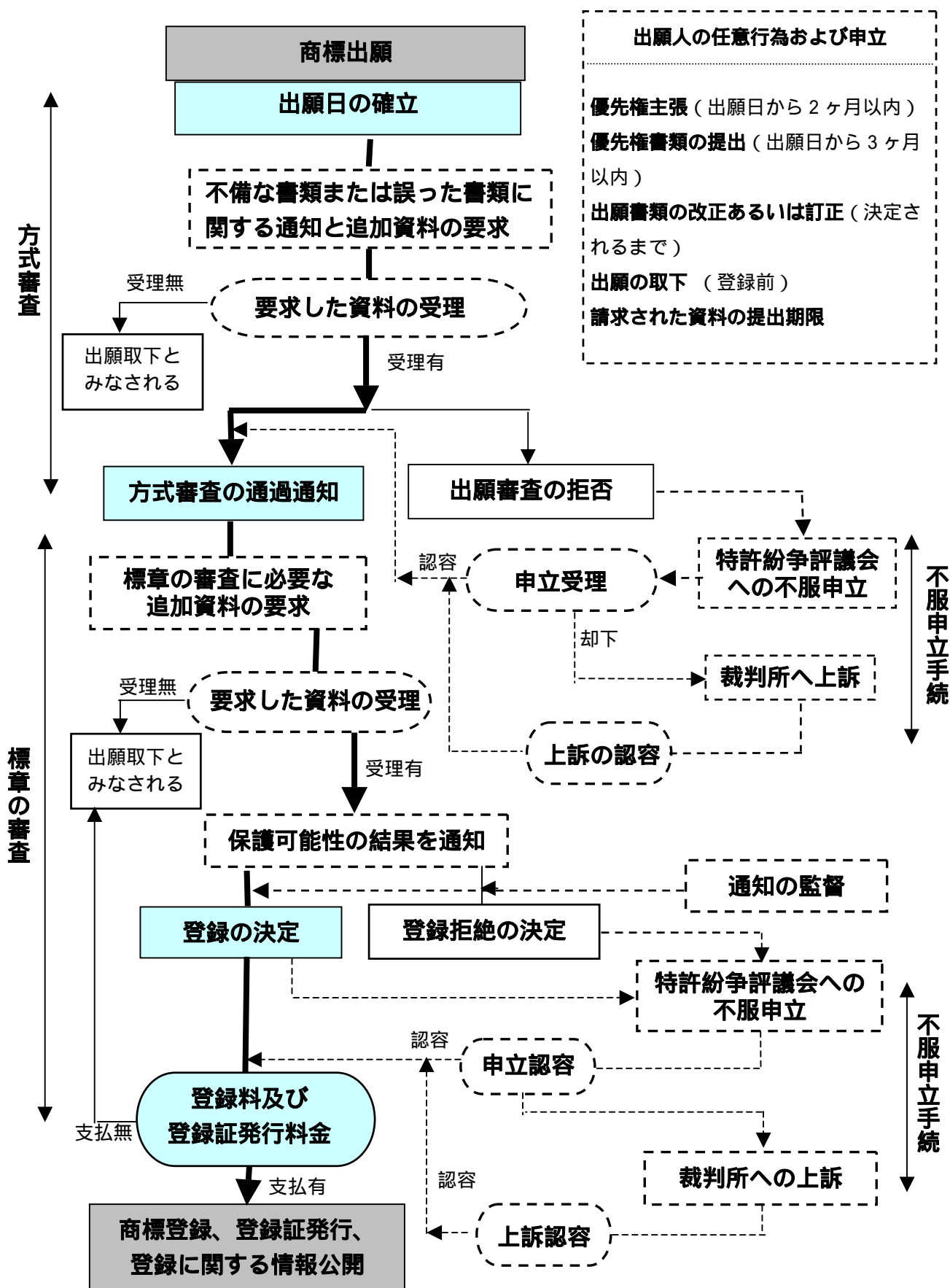
商標登録出願

出願は、法人組織あるいは事業に従事している個人（起業家）（以下「出願人」）によって行うことができる。出願人が個人である場合、出願書類とともに当該個人が事業に従事しているという証拠を示す文書を提出する必要はない。この資料は、後日、審査官の要求があれば提出すればよい。

また法律では、1件の出願は、1の出願人の名義で提出されなければならないことに留意しなければならない。多数の出願人名義で出願されている場合、審査官は出願フォームの中で言及されている1人だけを出願人として特定するよう要求することができる。

ロシア連邦以外に居住する外国の出願人、あるいはその商標代理人にとって重要なことは、ロシアの商標代理人を通じて特許庁手続を行わなければならないことである。商標代理人はロシア連邦の市民で、そこに居住し、ロシア特許庁において宣誓し登録される。商標代理人の権限は、出願人、権利者あるいはその他当事者により発行された委任状によって確認される。

商標審査フローチャート



1 件の出願は、1 件の商標についてなされなければならない。また出願は以下の構成でなければならない：

- (1) 商標として標章を登録するためのフォーマット、出願人の名前と住所が記載される
- (2) 請求する標章；標章の見本は、頑丈な紙（写真、印刷など）で 5 枚提出し、大きさは 8 x 8 cm とする。但し標章の種類によって、写真あるいは印刷の幅は 8 - 10 cm でもよい。標章がラベルである場合、ラベル自体を見本としてもよい。ラベルの大きさが 21 x 29.7 cm より大きい場合、見本はこれより小さいサイズで提出する。

見本が三次元である場合、その平面図とともに、全体的な様相がわかるような標章の投影図を提出しなければならない。出願資料に一方向からの図、例えば平面図しかない場合、審査官はその表示をはっきり認識するために標章の別方向からの図面を要求するであろう。例えば、瓶の形の商標とする。この場合、平面写真だけでなく、側面、上面、底面からの図面、正面図、右側面図、左側面図も審査官に提出する必要がある。

商標がカラーである場合、審査官が配色や表示の図形部分を審査できるよう、表示カラー画像とともに、追加として白黒画像も提出しなければならない。画像は同じものを無限に複写できるよう、高品質画像で作成しなければならない。

- (3) 商標登録を求める商品のリスト。商品は商標登録にかかる商品・サービス国際分類表（ICGS）によって分類される。
- (4) 登録を求める標章の説明
説明は詳細に記載する。例えば、商標がラベルである場合、すべての言語要素、すべての図案要素、すべての色彩要素について記載する必要がある。
- (5) 出願はロシア語でなければならない。
- (6) 出願には出願人あるいはその商標代理人による署名がなければならない。
- (7) 上述の書類とは別に、出願には以下が必要となる：

- 所定の出願料金が支払われたことを証明する書類；
- 商標規約 (trademark charter) 団体商標登録の出願をする場合。

重要なのは、出願に添付する書類については、ロシア語またはその他の言語で提出できることである。書類がロシア語以外の言語で提出される場合、出願にはロシア語の翻訳を添付する。ロシア語の翻訳は、特許庁からそうするようにとの通知が出願人に送付された日から 2 ヶ月以内に提出されればよい。

出願日は、特許庁が以下の書類を受理した日によって確定する：

- 商標として標章を登録するための様式、出願人の名前と住所が記載される

- 登録を求める標章
- ICGS に従って分類された商標登録を求める商品のリスト、および
- 登録を求める標章の説明

上述の書類が同時に提出されない場合、最後の書類が提出された日が出願日とみなされる。上述の書類のリストに関して、商標登録出願は、ICGS 分類のいくつについても、商品やサービスのいくつについても出願することができる；

ロシア商標法の重要な点の1つは、標章が商標出願以前に使用されたこと、あるいは出願人が近い将来に使用の意向があるという事実を確認する必要がないことである。商標の使用に関する問題は、商標登録して3年後に生じる可能性がある。すなわち、商標が不使用であるとして、第三者が取消を求める場合である。

商標の優先権

- (1) 商標の優先権は、出願が特許庁に届け出られた日に確定する。
- (2) 商標の優先権は、6ヶ月以内に特許庁に出願された場合、パリ条約の加盟国で最初の出願が行われた日に確定し得る。
- (3) 商標の優先権は商標が展示された日に確定することがある。この場合、上述の条約の加盟国の1つで行われる公式あるいは公式に認可された国際展覧会において、商標を展示したことを証明しなければならない。展示優先権を主張できる期間は6ヶ月間である。
- (4) 条約優先権あるいは展示優先権の適用を希望する出願人は、商標の出願時あるいは特許庁に出願が届け出られた日から2ヶ月以内に、その意思表示を行わなければならない。優先日を確定する書類は、特許庁に出願された日から3ヶ月以内に提出されなければならない。
- (5) また優先権は、出願人が提出した分割出願において、同一名義人で提出した別の出願に基づいて定められる。
- (6) 異なる出願人が同じ優先日を持ち、商品リストの全部あるいは一部が同じである同一の商標を出願した場合、重複する商品リストについての商標登録は、出願人間の合意に基づき、出願人のうちいずれか1人の名義で行うことができる。同一出願人が、同一の優先日で、完全にあるいは部分的に一致する商品についての同一の商標について出願した場合、当該商品についての商標登録は、出願人が出願のいずれか1つを選択することによってなされる。(これらの場合)出願人は、関連通知を受け取った日から6ヶ月以内に、商標登録を求める出願について当事者間の合意(または選択)を伝えなくてはならない。特許庁が当該連絡を受けていない場合、ある

いは所定の期限の延長申立を受けていない場合、その出願は取り下げられたとみなされる。

- (7) 商標の優先権は、ロシア連邦が加盟国である国際協定に従い、当該商標の国際登録日に確立される。

商標登録出願審査

出願は特許庁で審査され、その審査には方式審査と登録を請求する標章の審査がある。

しばしば、出願後に出願人は、登録出願された商標に関して、商標の細部あるいは商品またはサービス変更、または住所の修正などを望むことがある。これらは、一定の条件で出願した後に行うことができる。特に、修正により出願資料を本質的に変更することはできない。例えば、補足資料の中で出願日における出願にて言及されていない商品のリストを含めている場合、あるいは出願が実質的に変更された場合、変更は受理されない。このような変更は、個別の独立した出願で行うことができる。方式審査の段階で出願人が最も頻繁に変更するのは、住所や出願人の名前に関する変更である。

出願譲渡による出願人の変更、あるいは出願人が名称を変更した場合、もしくは出願書類の明らかなあるいは技術的誤りの訂正は、決定が発行された後であっても、商標登録日までであれば行うことができる。

方式審査

出願の方式審査は、特許庁に出願した日から 1 ヶ月以内に行われる。この審査は、早期審査料を支払うことによって、最大で 10 日早くすることができる。

方式審査には、必要な出願書類の有無、および書類が規定の要件に従っているかの確認などがある。出願が規定の要件に従っていない場合、あるいは提出された書類一式が完全でない場合、審査官は必要な書類または情報を提出するよう出願人に要求する。

出願人の申立てにより、審査官の要請に対応するために所定の期限は延長することができる。しかし延長は 6 ヶ月を超えてはならない。但し、所定の期限を守れない相当の理由がある場合、この期限は 6 ヶ月を超えて延長することができる。

審査官からの要請の理由で最も多いものは以下のとおりである。

請求された標章の印刷の質が悪い、あるいはその大きさが適合していない。

願書および委任状の名前と住所が一致していない。

方式審査の結果により、実質的審査のために出願を受理する旨の通知が発行され、あるいは拒絶の通知が発行される。いずれの場合も、出願人は特許庁の決定について通知される。出願の方式審査についての肯定的な結果の通知と同時に、出願人は確定した出願日の通知を受ける。

請求された標章の審査

この審査では、請求された標章が商標法第 1、6 条および第 7 条第 1、2 項に規定された要件に適合するかを確認し、審査対象の商標の優先権を設定する。当該条項には、登録拒絶の絶対的要件及びその他の要件が記載されている。

登録出願された表示物は最初に商標の定義との適合性を審査される。すなわち「商標およびサービス・マーク（以下、商標という）は、商品、または個人または法人によってなされる業務、またはこれらによって提供されるサービス（以下 - 商品）を個別化する役割を持つマークである」（第 1 条）。

つまり標章は、法人あるいは個人によって生産 / 製作あるいは提供された商品またはサービスを個別化する機能を果たさなければならない。

拒絶の絶対的事由（第 6 条）

さらに審査官は、標章が以下に挙げる絶対的要件に適合しているか確認する：

標章に顕著な特徴がない、あるいは以下の要素だけで構成されている場合、商標として登録されない：

- 特定の種類の商品を表示するのに一般に採用されている；
- 一般に採用されているシンボルや用語；

商品の種類、品質、量、性質、用途、価値を指すもの、および製造あるいは販売の場所や時間を指すもの；

もっぱらあるいは主に商品の機能の性質により決定される商品の構成を表すもの。

このような標章は、これが主たるを占めないことを条件に、保護対象とならない要素として商標に組み込むことができる。本規定は、使用した結果、顕著な特徴を獲得した標章には適用されない。

ロシア連邦が加盟国である国際条約に基づき、標章は以下の要素だけで構成されている場合は商標として登録されない：

国家の記章

国旗あるいはその他国家の記章

国際的政府間組織の略称あるいは完全な名称その他の記章、

規制及び保証に関する正式署名および認証印

賞およびその他顕著な表示あるいはそれらと紛らわしい表示

このような表示は関係当局の承認が得られることを条件に、保護対象とならない要素として商標に組み込むことができる。

以下の標章は、商標あるいはその要素として登録されない：

商品あるいはその製造者に関して、消費者を誤認、あるいは混同させる可能性がある

- 公共の利益、人間性あるいは道徳の原則に反する

ロシア連邦人民の文化遺産、あるいは世界文化遺産または自然遺産の中でとりわけ価値ある物の公式名称や画像、あるいは収蔵および蓄えられている文化的価値のイメージと同一あるいは紛らわしい標章は、権利者（所有者）でない者、および権利者あるいは権利者に委任された人物の同意を得ておらず、商標登録について権限を受けていない者に対して当該登録が求められている場合は、商標として登録されない。

ロシア連邦が加盟国である国際条約に基づき、ワインあるいはアルコール飲料を特定し、当該国に起源がある（当該国の地理的境界内で生産されたもの）、および主にその起源によって決定される個別の品質、名前およびその他性質を持つなど、当該条約の加盟国のいずれかで保護されている要素を表すあるいは含んでいる標章は、商標が当該地理的領土で生産されていないワインやアルコール飲料を特定するのに使われる場合、ロシア連邦の領土では商標として登録されない。このような標章には、例えば「コニャック」や「シャンパン」などがある。

最も頻繁に直面する拒絶の絶対的要件：

- 識別力；商品あるいはその生産者に関して消費者を誤認あるいは混同させる可能性があること；**識別力**

以下の標章は、特に、識別力がないとみなされる：

分離した文字、特徴的な図形で作成されていない形状を現す表示物；

例：A = K

M 2 0 0 0

1 8 8 0

言語としての性質を持たない文字の組み合わせ；

例：P S

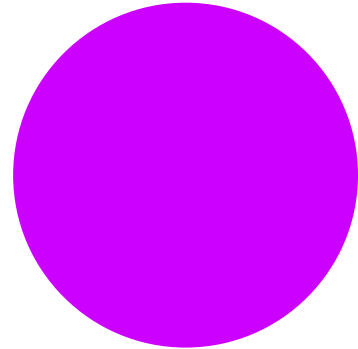
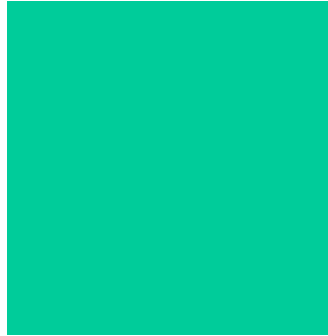
C P M

H J K L D F T E A B N W

これは消費者がほとんど覚えられない標章の例である。

- 線、単純な幾何学形状、またその組み合わせであって、構成している個別要素とは異なる質的に新しい知覚をもたらす構成となっていない；

例:



- ・ 商標登録出願された商品の写実的あるいは略図的画像；例：



肘掛け椅子の写実的画像は家具について登録できない。



鶏の画像は鶏肉料理または卵について登録できない。



この画像が牛肉を使った食品や乳製品については登録されないであろう。

- ・ 商品の形状を現す表示物、その形状がもつぱら、または主に、物品の特徴、目的あるいはその種類によって決定される場合。



機能性だけで形状が決まる三次元の物体；

・以下の要素だけで構成される表示物：

- 特定の種類の表示商品の普遍的用法となっている要素。

このような表示物は、特定の物品に使われている表示物を意味し、一つおよび同じ物品、あるいは様々な製作者による同じ種類の物品を長期的に使用した結果、特定の種類の物品を示すものとなったことを意味する；

例： VASELINE
THERMOS
NYLON

- 一般に認められている名称、象徴、用語。原則として、商標登録が請求されている商品リストに含まれる商品に関連づけられる産業あるいは活動の範囲を象徴する標章；科学技術に使用される慣習的な表示。

例： Hi-Fi 音声画像再生機器に対して
CD 電子データ記憶媒体に対して

・種類や品質、量、性質、目的、価値または製造あるいは販売の日時、場所、方法など、商品の特徴づける標章；

単純な商品名；

例： PAGER 無線装置に対して；
FITTING 家具に対して；

商品の品質カテゴリーの表示物；

例： ELASTIC 商品の品質；
SUPER, EXTRA

- 商品の性質を示すもの（賞賛する性質の特性を含む）；

例： ELASTIC 商品の特性として；
QUICK-DISSOLVING 商品の特性として；
FABRIQUE or Made in Japan 製造場所を示すもの；
25 cigarettes 商品の量；
FOR CHILDREN 商品の目的を示すもの；
POOL COTTON 素材を示すもの；
H2O 商品の混合物を示すもの。

しかし、上述の要素が主要な部分を占めていない場合は、上記はすべて保護されない要素として標章に組み込むことができることに留意しなければならない。

例えば以下の標章では、「モスクワ」の語と「2012」という数字が権利不要求とされている。



商品あるいは製造者に関して消費者に誤解を与える、あるいは紛らわしい標章

商品あるいは製造者に関して誤った、あるいは消費者を誤認させる可能性がある要素、あるいはその要素からなる標章は、商標として登録できない。このような標章は、特に、消費者心理に商品の特定の品質、その製造者あるいは商品原産地名称のイメージを想起させるから成り、このイメージは実際には現実と一致しない。

標章は、少なくとも1つの要素が誤りであるか、あるいは誤認を生じる場合、誤り、あるいは誤認を生じるとみなされる。例えば、「東京」という言葉を含む標章が米国の出願人により出願される場合、商品の製造者について顧客を誤認させるとみなされる可能性があるるとみなされるであろう。同じことは、「ボルガ川」という葉を含む標章が日本の出願人の名義で出願された場合にも言える。

その他の拒絶の根拠（第7条）

標章が拒絶の絶対的基準に適合するか確認された後、審査官は引き続き第7条第1および2項「登録拒絶のその他の要件」に掲載されたその他の拒絶の要件との適合性を審査する。それには以下が含まれる：

(a) 以下の商標と同一あるいは紛らわしほど類似している場合：

他人が登録出願した（この商標出願が取り下げられていない場合）商標、あるいはロシア連邦が加盟する国際協定に従って保護され、かつ同類の商品かつ先に優先権を保有する商標等のロシア連邦で保護を受ける商標；

同種の商品に関して、関連する法律によりロシア連邦で周知の商標として認められた他人の商標。

但し、このような標章、特に紛らわしいほど類似している標章は、類似した商標の権利者の合意書が提出されれば、登録できる可能性がある。例えば、以下の標章が類似しているとみなされる可能性がある：ARIBOLT と IRIBOLK;

PORISTON と PORISTIL

PIRONDO と FARONDO

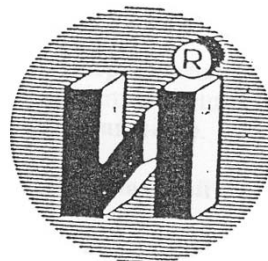
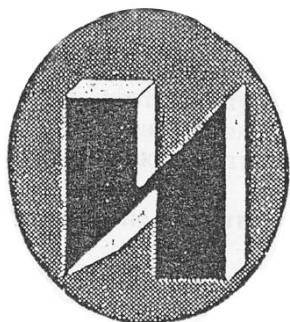
ATON と ETON

文字標章の類似性の基準は、音声の類似、外観の類似、および観念の類似である。

図形および三次元の標章の類似性の基準は主に以下のとおりである。：

- 外部の形状
- 左右対称
- 標章の種類と特性
- 標章のカラー・スペクトラム

下に類似した標章の例を挙げる。





組み合わせの標章については、上述の基準に従って審査されるとともに、組み合わせの標章が他者に帰属する優先日の早い商標に類似した要素を含んでいる場合、組み合わせの標章全体が類似しているとみなされる可能性がある。以下は、標章を図案に組み合わせた類似の例である。



もちろん、同一あるいは類似した標章は、同種の商品やサービスについて異なる出願人の名前で登録することはできないことを念頭に置く必要がある。先に優先日を取得した権利者が同意書を提示した場合は、類似した商標を登録することができる。

考慮に入れなければならないもう一つのポイントは、同種の商品およびサービスの定義である。ロシア商標法によると、商品の類似性の基準は主に以下のとおりである：

- 商品の種類
- 商品の目的
- 取引経路
- 消費者

原則として、同一の製造者によって商品が製造されたと消費者がおおむね信じる可能性がある場合は、商品の類似性があるとされる。

(b) 法律で保護された商品原産地名称を混同するほど同一性あるいは類似性がある場合：但し、そのような商品原産地名称の使用を認められている者の名義で登録される商標の中に、当該標章が保護されない要素として含まれている場合を除く。

(c) その他商標として登録できない標章とは、以下と同一の標章である：

同種の商品について保護されている企業名（その一部）、意匠、適合表示であって、これらの権利がロシア連邦において登録を受けようとする商標の優先日以前にロシア連邦で生じている場合

著作権者あるいはその承継人の同意がなく、出願日においてロシア連邦で周知の科学、文学、芸術の作品、そのような作品の登場人物あるいは引用句、芸術作品の一部の名称であって、登録を受けようとする商標の優先日以前にこれら作品の権利が生じている場合；

その人物あるいは承継人の同意がなく、出願日前に有名になった人物の名前、姓、ペンネームあるいはその派生語、肖像および複写

但し、本節で述べられている基準に従った審査は実施されないことに留意しなければならない。これら基準に従わない登録は将来的に取り消される可能性がある。

出願資料の修正

出願審査の中で、決定が出される前に、出願人には出願資料を補完、修正あるいは訂正する権利があるが、追加で提出された資料が出願日において願書に記載されていない商品のリストを構成している場合、あるいは請求する標章が本質的に変更されている場合、このような追加提出資料は審査で受理されず、出願人は、別の出願として提出することができる。例えば、商品あるいはサービスのリストを修正する場合、このようなリストが審査官に受理されるのは、修正案が出願人の請求を拡大しない場合だけであるため、特別に注意しなければならない。

届け出られた出願の出願人が ICGS の商品分類の見出しのみに言及している場合、後で、当該分類に属する商品あるいはサービスのすべてを単に列挙することによって、商品あるいはサービスのリストを特定することは、常に可能というわけではない；出願人は、当該見出しにおける定義に該当する商品やサービスのリストを限定しなければならない。

特徴的な例は、商標登録するために必要なサービスのリストを 38 類の見出し「通信」とした場合である。この場合、出願人が後に「電話のレンタル」あるいは「モデムのレンタル」「メッセージ送信器具のレンタル」、「通信に関する情報」としてサービスリストを特定しようとする場合、審査官は出願人の請求を拡大するものとして、このような修正を拒絶することができる。同じことが、37 類の見出し「建物の建設；修復、取り付けサービス」などで商標登録を出願する場合にも言える。出願人が、出願した後に、「建設機器のレンタル」などのサービス・リストの補完を希望する場合、このようなサービスは当初のサービス・リストに記載されていないため、この修正は拒否される可能性がある。

別の例では、出願の際に、商品リストでこのような商品を「薬事目的の錠剤」として記載している場合、この商品を「薬剤」と修正すると、この変更により出願人の当初の請求が拡大されるので、拒絶されるのはほぼ確実である。あるいは、出願時に出願人が「ビデオ、グラフィック、オーディオおよび音楽の創作、配信、再生および鑑賞のために特別に

デザインされたコンピューター・ソフトウェア；デジタル・ミュージック・ファイルを処理するコンピューター・ソフトウェア」と記載している場合、この文言の「コンピューター・ソフトウェア」への変更が審査官から受理されることはほとんどない。

審査途中に、追加資料がないと審査を進めるのが不可能の場合、特許庁は出願人に追加資料を要求することができる。上述のように、このように追加提出された資料は、出願を本質的に変更するものであってはならない。

審査官から要求された追加資料、あるいはそのコピーは、このような要求、あるいは審査官の要求で言及された資料のコピーの受領日から 2 ヶ月以内に提出されなければならない。しかしこの場合、コピーは出願人が審査官の要請を受けてから 1 ヶ月以内に要求されなければならない。

出願人が要求された追加資料を提出しなかった場合、あるいは期限の延長を求める申立てをしなかった場合、出願は撤回されたとみなされる。出願人は特許庁に指令への対応期限を延長するよう要請でき、この要請が認められたら、6 ヶ月を超えない範囲で延長できる。所定の期限を守れない相当な理由がある場合、特許庁は、6 ヶ月を超えてこの期限を延長することができる。

商標の登録前に、出願の譲渡、あるいは出願人の名前の変更によって、出願人を変更することができる。明らかな技術的誤りも訂正することができる。

出願人の要求によって、審査のいずれの段階にあっても出願を取り下げることができるが、商標の登録日前でなくてはならない。

通知

出願された標章の審査結果に基づく決定の前に、出願された標章が上記の要件に適合しているかの確認結果を伝える通知が書面で出願人に送付され、出願人はそのような通知の記載に関して意見を提出することが提案される。出願人に通知が送られてから 6 ヶ月以内に、出願人から意見書が提出された場合、当該意見書は、請求された標章の審査結果に基づく決定を行う際に考慮されなければならない。通知に対する意見書の提出に関して審査官が認めた期限は、延長することができない。

出願の分割

ロシア商標法では、1つの重要な手順が認められている。審査官の通知あるいは要求に標章が一部の商品またはサービスしか登録されないとの意見が付されている場合、出願人は出願を分割することができる。この場合、拒絶された部分については商標出願手続きを継続し、商標登録可能とされた商品やサービスについては登録を受けることができる。

しかしこの場合、この種の出願（分割出願）は、同じ標章について、かつ商標登録可能とされた当初の出願のリストに残された商品と同種でない商品およびサービスについて出

願しなければならないことに注意が必要である。例えば、審査官の通知の受領によって対象の標章は、一部の商品およびサービスについては商標登録できることになる一方でそれ以外の部分の許可には問題がある場合、分割出願の対象となる。これは、同じ標章について商標出願することができること、及びこの分割出願は、当初の出願日に当初の出願で示されたとおりの商品およびサービスのリストが含まれることを意味する。新出願の商品は、当初の出願で提出された商品およびサービスのリストと同種でない。この場合、出願人は商標登録の機会が与えられ、一部の商品およびサービスについては排他権を取得することができるほか、分割出願については継続して手続ができる。

決定

審査結果に基づき、当該商標の登録あるいは登録拒絶の決定がなされる。商標登録の決定は、実際に登録される前に、以下の理由に基づいて特許庁で覆される可能性がある：

先の優先権を持つ出願で、同種の商品について許諾された標章と同一あるいは紛らわしい標章についての出願が許諾されている場合

商品原産地名称が登録されている場合において、問題の商標がこの名称と同一あるいは紛らわしい場合

同一の商標を含む出願、あるいは商品リストと完全にまたは部分的に一致する商品について保護を受けている同一の商標で、優先日が同じあるいは早いものが発見された場合；

消費者が商品の製造者を誤認しうるような譲渡が許可された場合において、当該請求された標章が商標として登録された場合

商標の登録を認める指令に引き続いて、出願人は所定の期限に商標登録料を支払わなければならない。商標は料金の支払日から 1 ヶ月以内に登録され、登録日から 1 ヶ月以内に登録証が発行される。ロシア連邦における商標の法的保護は、その公式登録に基づき与えられる。

ロシアにおける周知商標の保護

商標が周知であるとの認証は、商標法第 19 条の 1 に基づく。商標法第 19 条の 1 は、法人または個人は、商標を周知として認証することを求める申立ができると定めている。ロシアが締結する国際協定の一つによると、周知商標として認証を得た商標とは、ロシアにおける登録商標、ロシアが加盟する国際条約に従い保護される未登録商標が該当する。また、当該商標または標章が集中的(intensive)に使用されたことにより、当該申立の日まで

に当該法人または個人が製造する商品に関係する顧客にとって、有名(popular)となった未登録であるが商標として使用されている標章も該当する。

商標または標章は、それと同一または紛らわしいほど類似しており、かつ同類の商品またはサービスについて使用が意図されている他人の商標の優先日以降に広く知られるようになった場合は、周知商標として認証されない。

周知商標は、通常の商標と同じく商標法に基づく法的保護の対象である。しかしながら、登録済の商標が周知商標として認証された場合、当該周知商標の保護は、商標権者以外の者が当該登録を受けた商品とは非類似の商品に当該商標を使用することによって、消費者が使用者と商標権者を混同し商標権者の法的権利が侵害される場合には、商標出願時の対象商品とは別種の商品も周知商標に関する法的保護の対象となる。

申立

周知商標に対する法的保護は、商標がロシア連邦内で周知であると考えた法人または個人による申立に基づいて、特許紛争評議会 (Chamber for Patent Disputes) の決定により行われる。上記申立には、当該商標がロシア連邦内で著名になったと申立人が考える日付が示される。上記申立には、以下の文書が含まれていなければならない。

(a) 当該商標の知名度を示す事実に基づくデータ。これは申立書自体か、申立の添付文書の中で記載されなければならない。たとえば、当該データとは以下に示すような情報である。

- ・当該商標が、集中的に使用、特にロシア連邦内で使用されたことに関する情報。当該情報とは、問題の商標の使用が開始された日付、商標を付した商品の販売地のリスト、商標の使用様態、商標を付した商品の年間平均購入者数、特定の経済分野の市場において商品の生産者が占める位置などがある。
- ・当該商標がすでに知名度を獲得している国名。
- ・当該商標に関わる広告費。たとえば、年次財務諸表の数字。
- ・年次財務諸表のデータに従った当該商標の価値に関する情報。
- ・当該商標の知名度がどの程度であるかを明らかにするために実施された、当該商品の消費者に対する公開の調査結果に基づいたデータ。上記調査は、特許庁の推奨を受けて、独立した専門組織によって実施されるものとする。

必要な場合、当該商標のロシア連邦内における知名度を確認するため申立人からのさらなる情報が求められることがある。

(b) 上記申立書に添付される写真や図形など商標の画像は、丈夫で目の詰んだ（高品質な）紙を用いて 5 枚の複写が用意されなければならない。紙のサイズは 8cm × 8cm とするが、商標のタイプに応じて、写真または図形上での幅は 8～10cm でもよい。名称がラベルになっている場合は、ラベルそれ自体を画像として提出することができる。その際、ラベルのサイズが 21cm × 29.7cm を超える場合は、画像は縮小されて提出されなければならない。3 次元画像の場合は、平面図の形態で提出されなければならない。また、その際の画像は、当該商標の概念が網羅的に視覚化できるのに必要な映像をすべて含んでいなければならない。

画像は、カラーかもしくは、周知商標としての承認を受けることを意図している状態の色の組み合わせで提出されなければならない。その画像は、無制限に全く同じものを複製できる高品質の画像でなければならない。

上記申立書はロシア特許庁が審査する。申立書の審査において特許紛争評議会は、申立人によって提出されたすべての情報と根拠を審理する。

当該商標は、申立人の実際に提出した資料によって申立書に記載された日付から知名度がすでに存在していたことが確認できない場合は、周知商標としての認証は得られない。また、当該申立人が当該商標について周知商標として認証を得ようとしている日付よりも前に、当該商標と同一または紛らわしいほど類似している他の商標が類似の商品について他人の名義で登録されている、または出願されている場合にも周知商標としての承認は得られない。

申立書に記載したのとは別の日付から当該商標が周知であったことを認める請求からなる追加資料の提出は一切認められない。そうした資料は、別の申立に含めることは可能である。

承認

周知商標として承認された商標は、特許庁によってロシア連邦周知商標一覧（以下「一覧」）に登録される。一覧記載の日から 1 ヶ月以内に、特許庁は周知商標証を発行する。周知商標に係る情報は、当該商標が一覧に加えられた後すぐに、特許庁が公報で公表する。

周知商標に対する法的保護には期間の定めはない。一例として、以下の商標は周知商標として認証されている。

商標

所有者

商品またはサービス



ザ・コカコーラ・
カンパニー（アメ
リカ合衆国）

ソフトドリンク

INTEL INSIDE

インテル・コーポ
レーション（アメ
リカ合衆国）

マイクロプロセッサー

pentium

インテル・コーポ
レーション（アメ
リカ合衆国）

マイクロプロセッサー



インテル・コーポ
レーション（アメ
リカ合衆国）

マイクロプロセッサー



インテル・コーポ
レーション（アメ
リカ合衆国）

マイクロプロセッサー



インテル・コーポ
レーション（アメ
リカ合衆国）

マイクロプロセッサー



ユニリバN.V.

紅茶

ロシアでのマドリッドシステムによる商標保護

マドリッド条約およびマドリッド議定書に従い、国際登録のロシア連邦への「地域拡大」の申立てに基づいて、国際商標が付与される。

世界知的所有権機関国際事務局は、商標の国際登録に関する通知をロシア特許庁に送付する。この申立に関する審査は、国内からの申立に対する審査と同様の基準に従って実行される。

上記世界知的所有権機関（WIPO）からの通知から 12 ヶ月以内に、特許庁はその申立を審査し、登録に関する決定を発行する。決定が所定の期間内に出なかった場合、ロシア連邦における国際登録について法的保護が付与される。

審査の過程において、出願人に対して仮決定が送付され、ロシア連邦内で国際登録としての法的保護を付与されるのに何らかの問題を指摘されたり、当該国際登録に対してロシア連邦内で与えられ得る法的保護の範囲が特定されたりすることがある。例えば、審査官は、出願中の商標について、仮決定の中で、当該商品またはサービスの一部に関してのみ請求された商標についての保護を付与することができるし、特定の要素については権利不要求としつつ商標全体についての法的保護を付与することもできる。

商標法によれば、審査官が請求された商標と紛らわしいほど類似の商標を発見した場合は、競合する登録の権利者が署名した合意書を考慮することができる。

WIPO の通知受領後 2 ヶ月間、申立人は、商標の国際登録に対する法的保護の付与を認めるよう抗弁を提出する権利がある。申立人の要望があれば、仮決定の応答期間は 6 ヶ月を超えない範囲で延長できる。あるいは、申立人が仮決定に対する応答を提出できない相当の理由がある場合は、12 ヶ月を超えない範囲で延長できる。

特許庁との連絡には、申立人の代理人、すなわち特許庁に登録済の商標代理人を通さなければならない。商標弁理士の権限は、申立人、商標権者、もしくはその他の関係者が発行した委任状により確認される。

仮決定に対する応答書の受領後、審査官はその国際登録商標に法的保護を与えるか否かの決定を下す。決定は WIPO に送付される。申立人代理人が請求した場合、上記決定のコピー 1 部は、左記代理人のもとに送付される。

2.3. 原産地名称

1974 年 5 月 1 日に施行され、1992 年までロシア連邦の商標権保護関連法令として有効であった商標法は、誤りを含む商標や、その商品の製造者に関して需用者の誤認を招く地理的名称を用いた商標の登録を禁じていた。さらに、同法は、その地域に所在する者の 1 人

に排他的権利を与えることを排除し、製品の生産地を示す地理的名称の登録を禁じていた。しかし、製品の製造場所を示す標章が商標中で支配的な位置を占めていない場合、その標章は法的保護対象外として商標中に含めることができた。上記両規定が、施行中の法規に残されていることは注目に値する。

誤っているあるいは、需要者を誤認させる地名表示の使用は、不公正な競争、あるいは需要者の混同を招くものと見なされ、民法の規定および独占禁止法に照らして訴追の対象であった。しかしながら、1992年以前に施行されていた法規は、上記のような地理的表示に対する法的保護の条件については、何ら特別な規定を持たなかった。

1992年に「商標、サービスマーク、および商品の製造者名称に関するロシア連邦法」通称「商標法」がロシア連邦で施行された。旧商標法第6条に規定されていた、地理的表示、商品の製造地を示す地理的表示である標章、あるいは地理的名称を含む標章であって、商品の製造者について消費者に誤ったあるいは誤認を生じる可能性がある標章の商標登録の禁止とは別に、新法ではある種の地理的名称すなわち商品原産地表示に対する法的保護が盛り込まれた。

その後2002年12月に、商標法にいくつかの改正が施された。第6条の修正条項では、ワインその他の酒類がその域内で生産された(その国の地域的境界内で生産された)ことを特定し、その生産地によって基本的に決まる特別の品質、評判、及びその他の特徴を持つ標章として国際条約の加盟国である国のいずれかにおいて保護の対象となる要素を表示する、あるいはそのような要素からなる標章については、それが上記地理的境界外で生産されるワインあるいは酒類を識別するためにデザインされたものである場合は、その商標登録を禁止するという規定を補足するものである。

上記の規定は、ロシア連邦の法規に初めて採用されたものであり、「工業所有権の保護に関するパリ条約」の第1条(2)、第9条および第10条、あるいは「TRIPS協定」に規定された要件に合致している。

したがって、現在ロシア連邦では、現在の地理的名称は以下の方法で保護されている。

- ・適切な事前の同意なく、地理的名称を使用した場合の不公正競争についての法律、及び誤認を生じる標章の使用を防止する法律
- ・商標及び商品原産地表示に関する法規

商標の法的保護の詳細に関しては前章で考察されているので、以下の部分では、商品原産地表示(以下 AOG)の法的保護に関して考慮する。商標とともに AOG は、異なる地域から産出された商品を特定する手段であり、商品とその特性に対する評判が地理的標章によって認知されている場合は保護されるべき標章となりうる。

原産地表示(AOG)の定義は、商標法第30条で以下のように明らかにされている。「商品原産地の表示は、国、集落、地域あるいはその他の地理的地点の現在あるいは歴史上の名称またはその派生語を表すか包含する標章であって、その地理的場所の通常の状態

および人為的要因の両方または一方により第一にあるいは主に認識される製品または特定の場所を象徴するために使用される結果、慣例となったものである。」

この法律に包含されている AOG の定義は、パリ条約の枠組内において有効である商品原産地表示の保護とその国際登録に関するリスボン協定第 2 条に規定されている定義に合致している。上記から、AOG の定義は実に包括的なもので、以下の特徴からなる。

1. 国全体、もしくはその一部、集落、地域またはその他の地理的表示の名称であり、その結果、現在の名称である場合もあり歴史的な名称である場合もある。そのような名称の例としては以下のようなものがある。「ロシア・ウォッカ」、「ブルガリア・ローズ・オイル」、「ブディエフスキー・ビール」。
2. 特別な属性を持った具体的な製品に関連して長期にわたり使用された結果産み出された、有名な地理的表示のよく知られた特徴。特別な性質を備えた特定の製品に関する上述の名称の知名度は、おそらく数世紀にわたって形成され、ある特定の地理的表示と製品との長期にわたる結びつきの結果として生まれたものである。
3. 地理的表示の名称と結びついた名称を持つ具体的な製品の有益性。この創出は、特定の地理的条件及び/または人為的要素によって定められる。例えば、「Vologda lace」、「Budeevitski beer」など。
4. 自然のある特定の状態および/または人為的要素に定められた地理的表示の存在価値。上記の自然の状態には、以下のものが含まれる。気候、土壌構造、地域特性、明確な水質成分。また、製品の特徴を決定づける人為的要因としては、文化的なあるいは生産の伝統、民族誌上の特徴、使用される特別な技術などによる。
5. 異なる地域から産出される同様の商品と当該商品を区別する特別な特徴の存在。ここで商品の特別な性質は、安定的なものでなければならないが、必ずしも類似の商品より優れていなければならないわけではなく、重要なのは、生産された場所に由来する一連の性質において異なっていなければならないということである。
6. 製品の特別な性質と、自然の状態および人為的要素のどちらかあるいは一方との間に、結びつきが存在すること。

商標法が、AOG 及び地域名を表すかまたはそれを含む標章を区別しているが、ロシア連邦では、製造地と関係しない特定のタイプの商品の標章と一般的に正反対にあるものとしては考えていない。

その種の名称の中には、たとえば、「スイス・チーズ」、「カマンベール」、「チリ・ソルトペッパー」、「プルシアン・ブルー」といったものがあるが、現在に至るまでに、徐々にある種の製品の名称として定着してきたものである。したがって、個々の商品や商品の産地を特定する機能は失ってしまっている。これは、異なる地域に所在している生産者がこれらの名称を使っており、消費者の感覚としては、標章とその土地勘から生じる商品との間にギャップが生じているという事実からも説明できる。

AOG の法的保護設定の要件は商標法第 31 条に明示されており、ロシア連邦における商品の生産地表示の法的保護は、その登録、あるいはロシア連邦が締結している国際条約によってに基づいて発生し、商標法によって保護される。現在、ロシアはパリ条約の締結国であるが、この分野においてはどのような多国間協定にも参加していない。

AOG は 1 以上の法人または個人によって登録され、AOG の登録を受けた者は、それを使用する権利を得る。ただし、その商品が商標法のこのパートに定められた条項に合致している場合に限る。特に、当該商品は、当該地域の自然条件および / または人為的要素によって定められる特徴を備えていなければならない。

AOG の使用权は、当該地域の境界内において同じ基本的特徴を持つ商品を生産しているいかなる法人または個人にも与えられる。登録された AOG の使用权を得るために、使用者は、当該地理的場所に所在している必要は必ずしもなく、商品を生産していることのみで足りるという点はかなり重要である。

もう一つ重要な特徴は、使用者によって生産される商品が、全く同じではないが、重要な特徴において一致している場合、登録された AOG の使用权を許諾する権利を規定している点である。そうした手法は、多くの場合において完全な一致はありえない、という事実によるものである。たとえば、異なる井戸からくみ出された水は、その井戸同士が近くにあったにしても、くみ出される深さの違いから、イオン組成、有機物の状態などがわずかに異なるであろう。商品の特別な特徴が基本的に人為的要因、たとえば、レースのようなフォーク・アートの場合、明白に同一の商品でも、職人が違えば全体的なスタイルは共通していても細部には違いがありえる。

AOG の登録には有効期限の定めはないが、これはこの問題の特殊性を反映している。つまり、特定の地理的な媒体が特定の地域の特徴(自然条件及び / または人為的要因)が消滅し、その中に本来備わっている特性を持たない商品を製造することが不可能とならない限り、AOG が消滅することはないのである。

AOG の登録およびすでに登録済の AOG の使用权の獲得には、特許庁への出願が必要である。

商標法は 2 種類の申立てを定義している。特に、

- AOG の登録及び使用权を得るのための申立
- 登録済の AOG の使用权を得るための申立
- いずれの場合も申立は 1 つの AOG について行われなければならない、また、以下の内容を含んでいなければならない。
- AOG の登録および使用权の許可出願、またはすでに登録済の AOG の使用許可出願
- 出願する標章
- 登録を求める商品の名称
- AOG の名称(地域の境界)

- 商品の特徴に関する説明

申立書はロシア語で作成され、申立人または商標代理人が署名していなければならない。商標代理人が署名している場合は、当該代理人の権原を証明する委任状が添付されていなければならない。

AOG として出願されている地理的表示がロシア連邦の領域内にある場合は、申立人が当該地理的表示の範囲内で、最終的に当該地理的表示の自然環境と人的要因の両方または一方によって規定される特徴を備えた製品を生産することを、ロシア連邦政府に対して証明する、認可された機関発行の報告書を添付していなければならない。AOG として出願されている地理的表示がロシア連邦の領域外にある場合は、商品が生産される国での当該 AOG に対しての申立人の権利を証明する文書を添付しなければならない。

これはすなわち、商品生産国の政府のみが、審査の目的で自国の管轄機関からの報告の概要を理解し、審査を行い、AOG の名称の認証について決定することができ、ロシア特許庁に提出する申立書に添付する権利保護のための文書を申立人に対して発行できるということである。

当該文書の中には、例えば、原産国の管轄機関から発行された AOG 使用权に関する証明書または証拠文書(オリジナルまたは認証された複写)などがある。申立書にはまた、法律に基づく適正な費用の支払を証明する文書が添付されていなければならない。

地域的境界についての登録済の AOG 表示の使用权を得るための申立書を提出する場合、AOG 登録においてすでに定められている境界線と一致したもの同一であるべきである。

現在、ロシア連邦 AOG 国家登録には、数十の登録が掲載されており、例えばその中には「Vologda lace」、「Krasnoye Selo filigree」、「Narzan (ミネラルウォーター)」がある。登録のほとんどはロシア人所有者に拠るものであるが、一部は外国人が所有している。たとえば、「Budeevitske beer Budwar」(登録番号 17/1、18/1、19/1 および 20/1) はロシア国内の AOG として登録されているが、所有者は Budeevitski boulevard, narodny odnik, Cheske Budeevitse, Czechia である。また、「Karlovarska Horka」(登録番号 38/1) は Jan Beher Karlovarska Beherovka, Karlovy Vary, Czechia の所有である。30 万件に上る登録商標の数に比べると、現在の AOG 登録の 74 件という数字は微々たるものであるが、これこそ原産地表示についての法律問題のユニークな性質を示している。

申立の審査は特許庁が行うが、その中には方式審査および請求された標章の審査が含まれる。上記審査に基づいて、原産地表示登録についての決定が下され申立人に通知されるが、審査官が提出書類について何らかの疑問を持った場合には、申立人にその通知が送られる。

原産地表示登録に関する情報は、国家登記簿に掲載されるが、これらは AOG そのもの、商品の種類、その特有の性質、AOG の使用权証明の保有者に関する情報からなる。原産地

表示の使用権は、国が認証発行手数料を領収後、申立人に対して公式証書を発行することにより発効する。

証明は特許庁に申立書を提出した日から 10 年間有効で、その期間は、権利保有者が、該当する地理的表示の境界内で、当該登録に示された特徴を備えた商品を製造していることを管轄官庁が立証する書類を提出すれば、引き続き 10 年間延長できる。証明の有効期間を延長しようとする外国籍の権利保有者は、証書の有効期間の延長を願い出る申立書の提出日に、商品の原産国において AOG を使用する権利を立証した書類を提出しなければならない。有効期間の延長についての登録もまた、登録簿の中に記載される。AOG 使用証明の有効期限延長の条件は商標登録の有効期間延長の条件とは異なる。後者においては、期限内に申立書を提出し所定の手数料を納付すれば足りるからである。これは、原産地表示が結局のところ独特であり、全市民の共有財産を表すものであることによる。したがって、国家ならびに需要者は、原産地表示の信頼できる安全性を確保することに等しく関心を持っている。証明の有効期限の延長時に管轄官庁がなした決定は、商品の属性中に特定の特徴が存在していることを実際に保証するものである。

商品の特徴の説明からなる情報を除き、原産地表示登録に関する情報は、登録に含まれるすべての修正および補足に関する情報とともに、特許庁の官報に掲載される。

商品の特徴に関する情報の開示を拒否しているのは、当該商品の偽造と権利所有者の権利および需要者の利益が侵害されることを防ぐことを意図している。それは、地理的表示を保護している国々の実際の手法に基づいている。

現行法には、原産地表示の使用を規定する規範も含まれている。例えば、商標法第 40 条は「原産地表示の使用は、商品、パッケージ、広告、案内書、インボイス、レターヘッド、及びその他当該商品の上市に係る文書に使用とみなされる」と規定している。仮に正しい産地が表示されていたとしても、例えば「～と同種の」、「～タイプ」、「複製」などとともに標章が使用されていたとしても、使用権証明を保有していない人物は、原産地表示を一切使用できないし、原産地及び特別な製品の特徴について需要者の誤認を生じるような類似の商品についての類似標章の使用をすることもできない。

上記のケースすべては AOG の違法な使用に関連しており、違法な AOG または混同を招く程度に類似の標章が記載された製品、ラベル、左記製品の包装はすべて偽造品と見なされる。この部分の規定は、登録済の AOG の善意の使用者の権利と需要者の権利を保全することを目的とするという点で、極めて重要である。商品の特定の特徴は、一方では需要者にとって魅力的であり、他方では妥当な品質を保証するものである。

登録済の AOG を複製したまたは紛らわしい標章を使用し、あるいは適切な商品であるとの表示をするために、使用許可証を持たない者により製造された製品を特定の特徴を持つ商品の付属物であるかのような表示をすることは、需要者を混同させ、欺き、当該対象物の価値を減退させる恐れもある。

さらに、商標法は、証明書保有者は原産地表示の使用を他者に対して許可する権利を持たないことを規定している。

上記の状況は、実際に適切な地域内で特定の特徴を備えた製品を製造する限り、法律は原産地表示の使用権証明を取得する権利において製造者を制限するものではないという事実に関係している。原産地表示の使用権は集合的な権利である。当該地域が存在する領域と不可分に結びついており、上記権利をライセンス契約によって、別の地理的範囲内で別商品を製造する人物に譲渡することは、商品の特性において需要者に混同を生じる。これに続いて、申立人が当該 AOG の使用権証明を持たない場合は、登録済の AOG を法的保護を受けない要素としても商標の中に含めることができないと規定されている。

気をつけなければいけないのは、AOG の使用権を持たない者はいかなる商品に関しても AOG の使用ができないということである。このような規定は、当該対象物の効果的な法的保護を強化することを目的とするものであるが、それは、原則として、当該対象物は国家的名誉の対象であり、国の文化的伝統を具体化する商品と不可分に結びついているからである。

商標法はまた、文字によって「登録済 AOG」または「登録済原産地表示」という警告表示を表示することが可能であることも規定している。

AOG への法的保護の付与に対しては、有効期間中、何人からも異議を受けることがあり、商標法の定める要件に反して権利付与されていた場合は、無効とされる。異議申立ては特許紛争評議会に対して、異議申立書を提出することで実行され、異議が認められた場合、法的保護の付与及び証明は無効となる。特許紛争評議会の決定は、裁判所に控訴することができる。

AOG に対する法的保護は、当該地域に特有の状態が消滅し、登録に記載された特徴を備えた商品の生産が不可能となった場合、あるいは、海外の法人または個人が生産国の当該 AOG についての権利を失った場合に終了する。

証明の有効性は以下のような場合終了する。

- ・当該 AOG に関して、登録に記載された特定の特徴を持つ商品がなくなった場合
- ・ AOG の法的保護の終了に伴って終了する場合
- ・ 証明保有者である法人の清算の場合
- ・ 認証所有者の自発的意志による場合

法的保護の終了、AOG 使用権証明の有効性の終了を含む AOG 登録に関連したすべての修正事項に関連する情報は、ロシア特許庁の公報に掲載される。

2.4. 著作権及び隣接権

1995年及び2004年に改訂されたロシア連邦の1993年7月9日「著作権及び隣接権」に関する法律第5351-1号は、著作権（科学、文学及び芸術著作物）並びに隣接権（レコード、演劇、舞台上演、放送、有線番組）の両方の対象となる資産の保護について定めている。

著作権

著作権により保護される著作物のカテゴリ

著作権は、著作物の目的又はその表示形式に関わらず、創作活動の結果生じる科学、文学及び芸術著作物、並びにこの説明（創作性の要件）に適したかかる著作物の部分（タイトルを含む）を保護するものである。著作権は、実在的な形式、即ち、文書もしくは口頭、録音若しくは録画、造形的な形式、立体又はその他の形式等（固定の要件）で存在する公表または非公表の著作物を保護するものである。

ロシア連邦の「著作権及び隣接権」に関する法律（以下「著作権法」という）により、著作権は、下記に適用される。

- ・ 公表 / 非公表を問わず、ロシア連邦の領域内において実在的な形式で存在する著作物。著者及びその権原の継承者の国籍を問わない。
- ・ 公表 / 非公表を問わず、ロシア連邦の国境外において実在的な形式で存在し、ロシア連邦の国民である著者及びその権原継承者に対し著作権が与えられる著作物。
- ・ 公表 / 非公表を問わず、ロシア連邦の国境外において実在的な形式で存在し、ロシア連邦が加盟している国際条約に基づいて他の加盟国の国民である著者及びその権原継承者に対して著作権が与えられる著作物。
- ・ 著作権は、アイデア、方法、プロセス、システム、手段、概念、原則、発見及び事実には適用されない。

公文書（法律、裁判所の決定、その他の立法、行政又は司法上のその他の書類）、その公式翻訳、国章及び公式記号（旗、紋章、紋章、通貨記号等）、民話、出来事や事実に関する報道レポートは、著作権では保護されない。

著作権法第7条に従い、下記項目は著作権により保護される。

- ・ 文学著作物（コンピュータ・プログラムを含む）
- ・ 演劇著作物又は歌劇の著作物、及び台本のあるその他の著作物
- ・ 舞踏及びパントマイムの著作物
- ・ 音楽著作物、付随する文書の有無を問わない

- ・視聴覚著作物（映画、テレビ及びビデオ・フィルム、静的映写、スライドショー、及びその他の映画著作物及びテレビ著作物）
- ・絵画及び彫刻の著作物、グラフィック及びデザインの著作物、漫画及びその他の造形美術著作物
- ・応用美術及び舞台設計の著作物
- ・建築、都市計画、造園設計の著作物
- ・写真著作物及び写真に類似するプロセスによって生じる著作物
- ・地理、地質、その他地図、図面及び略図、並びに地理学、地形学及びその他の科学に関する立体著作物
- ・その他の著作物
- ・二次的著作物（科学、文学及び芸術著作物の翻訳、翻案、注釈、分析、要約、レビュー、舞台脚色、アレンジ及びその他の変換）及び作品集（百科事典、アンソロジー、データベース）並びに内容の選定もしくはアレンジを理由に、創作活動の結果とみなされるその他の複合著作物も、著作権の対象となる。

コンピュータ・プログラム及びデータベース

著作権法及びロシア連邦の「コンピュータ・プログラム及びデータベースの法的保護」に関する法律に従い、コンピュータ・プログラム及びデータベースは、著作権の対象となる。コンピュータ・プログラムは文学著作物として、データベースは作品集として法的保護を受ける。

「コンピュータ・プログラム」とは、特定の結果を生み出すためにコンピュータ又はその他のデータ処理機を動作させることが意図されたデータ及び指示全体を実態形式で表したものを意味し、コンピュータ・プログラムの起動中に生成される準備的文書、およびプログラムそのものによって生成されるオーディオビジュアル・ディスプレイを含む。

「データベース」とは、コンピュータを用いて取得及び処理可能となるよう体系化されるデータ本体の記載、及び機構についての実在的な形式を意味する。

著作権は、これらが組み込まれる媒体、その目的及び本質にかかわらず、創作活動の結果生じた実在形式で表示されるすべての公表／非公表のコンピュータ・プログラムおよびデータベースに適用される。コンピュータ・プログラムの法的保護は、ソースコード及びオブジェクトコードを含む表示言語及び表示形式を問わず、あらゆる種類のコンピュータ・プログラム（オペレーティング・システムを含み）に適用される。

データベースの法的保護は、データの選択及び編成という理由から、創作活動の結果であるとみなされるデータベースにも適用される。データベースは、基準となるデータ又はこれに含まれるデータそのものが、著作権によって保護されるかどうかに関わらず保護される。

ロシア連邦の「コンピュータ・プログラム及びデータベース」に関する法律は、コンピュータ・プログラム及びデータベースにおけるすべての経済的権利の保有者は、ロシア特許庁に対して、ロシア特許庁への正式な登録の出願をすることができると規定する。コンピュータ・プログラム又はデータベースの正式登録申請書（以下「登録申請書」という）は、1つのコンピュータ・プログラム又はデータベースのみに関連するものでなければならない。

登録申請書は、下記で構成されるものとする。

- コンピュータ・プログラム又はデータベースの正式登録の要求。これには、権利保有者及び著作者の氏名（但し著作者が記名することを希望しない場合を除く）、及びその事業所又は住所を記載する。
- コンピュータ・プログラム又はデータベースを特定できる寄託文書（抜粋を含む）
- 所定の登録料金の支払を証明する文書

登録申請書の作成に関する規則は、知的財産を担当する連邦の行政当局が定めるものとする。登録申請書を受領後、特許庁は、必要な文書がすべて提出されており、所定の要件に合致しているかを確認する。確認の結果、適切であると判断された場合、特許庁は、コンピュータ・プログラム又はデータベースをコンピュータ・プログラムの登録簿又はデータベースの登録簿に記入し、申請者に対して正式登録の証明書を発行し、知的財産を担当する連邦行政当局の公報の中で、登録されたコンピュータ・プログラム又はデータベースの詳細を発表する。

コンピュータ・プログラム及びデータベースに存する排他権の全部又は一部の譲渡に関する契約は、両当事者が合意する場合は、知的財産を担当する連邦の行政当局に登録することができる。登録された契約に基づく権利所有者の変更に関する情報は、コンピュータ・プログラムの登録簿又はデータベースの登録簿に記入され、特許庁の公報で発表される。

コンピュータ・プログラム又はデータベースの登録簿に記入される詳細情報は、これと異なる立証がない限り、真正であるとみなされる。

著作権の所有権

著作権法では、著作者とは、その創作活動により著作物を創作した自然人であると定められている。これと異なる証明がない限り、著作物の原本又はコピーに著作者として表示された者は、著作者であるとみなされる。ある著作物の著作権を生じさせ、これを行わせるために、当該著作物を登録する、別途明示的に認証する、又は当該著作権に関して別途手続を行う必要はない。排他的著作権の所有者は、その権利を知らしめる目的で、著作権保護表示（©丸で囲まれた中に大文字のC）を用いることができる。

著作物が 2 名以上の人の共同創作活動により創作された場合（共有の著作物）、各共有権者は、当該著作物のうち自らが創作し、独立した意義を有する部分をその裁量で使用することができる。但し、共有権者間の契約において別途規定されている場合は、この限りではない。著作物全体を利用する権利は、共有権者双方に帰属する。共有の著作物が分離できない全体を構成する場合は、どの共有権者も適切な理由なくその利用を禁止することができない。

作品集又はその他の選集（編集物）は、創作的活動の結果である作品の選択又は編集について、著作権を享受する。定期的に又は連載、新聞、雑誌及びその他の定期刊行物により発行される百科事典、辞書、科学著作物集の発行者は、その出版物を使用する排他的権利を有する。発行者は、出版物が出版される際、その氏名を表示し、またはかかる表示を要求することができる。

翻訳者及び二次的著作物のその他の著者は、自らが作成した翻訳、翻案、編集又はその他の変更についての著作権を有する。制作ディレクター、シナリオの著作者（脚本作者）及び視聴覚著作物のために創作された音楽著作物の著者（歌詞の有無を問わない）（作曲者）は、かかる視聴覚著作物の著者とみなされる。契約中に別途規定されていない限り、視聴覚著作物の制作に関する契約によって、著作物の複製、上演、有線放送、放送もしくはその他の公衆送信を行う排他的権利、ならびに字幕を付し、またはダビングする排他的権利は、著作者からプロデューサーに譲渡される。当該権利は、視聴覚著作物における著作権の有効期間を通じて、有効である。

視聴覚著作物のプロデューサーは、著作物が利用される場合は常に、その氏名を表示し、またはかかる表示を要求することができる。視聴覚著作物の上演において、音楽著作物（歌詞の有無を問わない）の著者は、その音楽著作物の上演に対する報酬を受ける権利を有する。視聴覚著作物の著者はそれぞれ、既に存在していたか（例えばシナリオの原案となる小説の著者）、視聴覚著作物の制作過程において創作されたか（例えば、カメラ・ディレクターもしくは美術ディレクター等）を問わず、その著作物における著作権を享受するものとする。

従業員が職務遂行中又は雇用者の業務分担に基づき創作した著作物（職務関連著作物-service-related work）についての著作権は、当該著作物の著作者に帰属する。職務関連著作物を利用する排他的権利は、著作者の雇用者に帰属する。但し、両者間の契約に別途明記されている場合は、この限りではない。職務関連著作物の使用形態ごとのロイヤルティ額及びかかるロイヤルティの支払手続については、著作者と雇用者間で締結される契約に規定なければならない。雇用者は、職務関連著作物の利用に関して、自らの氏名を記載し、またはかかる記載を要求することができる。

著作者人格権及び経済権

ベルヌ条約第 6 条 2 に従い、著作権法第 15 条は、著作者がその著作物に関して、下記の著作者人格権を享受することを定めている。

- 著作者として認知される権利（著作者の権利）
- 本名又はペンネームを記載して又は氏名を記載することなく（即ち無名で）著作物を利用する又はその利用を許可する権利（氏名表示権利）
- 形式の如何を問わず著作物を公表する又はその公表を許可する権利（公表権）。これを否認又は留保する権利を含む。
- 著者の名誉又は尊厳を害することになる歪曲又はその他の軽蔑的な行為に対して著作物（そのタイトルを含む）を保護する権利（著者の名声保護の権利）

著作者は、先に行われた著作物の公表決定を否認する権利（否認する又は取り消す権利）を有する。但し、その使用者は、当該決定に起因する逸失利益を含む損害について補償を受けることを条件とする。著作物が既に公表されている場合は、著作者は、当該取り消しを公衆に知らしめる義務を負う。著作者はその後、自らの費用負担で、既に作成された著作物のコピーの配布を取り下げる権利を有する。本条の規定は、職務関連著作物には適用されない。著作者人格権は、その経済権とは無関係に著作者に帰属するものとし、著作者は、著作物を利用する排他的権利が譲渡された場合でも、これを保有する。

著作権法第 16 条に従い、著作者は形式及び方法の如何を問わず、著作物を利用する排他的権利を享受する。自らの著作物を利用する上記著作者の排他的権利とは、下記の行為を行う又は許可する権利を意味する。

- 著作物を複製すること（複製権）。即ち、著作物又はその一部について、形式の如何を問わず（録音又は録画形式を含む）1 部又は複数のコピーを作成すること、平面の著作物について 1 部もしくは複数部の立体のコピーを作成する、もしくは立体の著作物について 1 部もしくは複数部の平面のコピーを作成すること。コンピュータのメモリに著作物を保存することも、複製に該当する。
- 方法の如何を問わず（販売、レンタル及びその他の方法を含む）著作物のコピーを頒布すること（頒布権）。
- 頒布目的で著作物のコピーを輸入すること。排他権の保有者の許可を得て作成されたコピーの輸入を含む（輸入権）。
- 著作物を一般に公表すること（一般公表する権利）。
- 著作物の上演を行うこと（上演権）。
- 放送又は再放送により公衆に著作物を送信すること（展示、上演又は放送を含む）（放送権）。

- 有線、ワイヤー又はその他の類似の方法で著作物を公衆に送信すること（展示、上演又は放送を含む）（有線で公衆に伝達する権利）。
- 著作物を翻訳すること（翻訳権）。
- 著作物を脚色、編集又はその他改作すること（改変権）。
- 著作物が双方向のメディアを通じてある場所から不特定の人に対していずれかの時期に提供可能な場合は、そのように著作物を送信すること（インターネットを通じて公衆に送信する権利）。

デザイン著作物、都市計画著作物又は造園デザイン著作物のプロジェクトに関する著作物の排他権は、プロジェクトの実際的な実現にも拡大される。契約により別途定められていない限り、認可された建築プロジェクトの著作者は、業務を委託した当事者に対して、建物又はその他の建造物の建設に関する文書作成の段階、及びその実際の建設段階において、プロジェクト実行への参加を許可するように求める権利を有する。

美術著作物の著作者は、著作物の所有者に対して、所有者がその著作物の複製権を行使することについての許可を求める権利を有する（アクセス権）。但し、著作物の所有者は、その目的で著作者に対して著作物を引き渡す義務を負わない。

著作者から第三者への美術著作物の所有権の譲渡（有償であるか無償であるかを問わない）は、かかる著作物の最初の売却（first sale）であるとみなされる。美術品の一般向けの再販（競売又はアートギャラリーもしくは展示会、店舗等）については、前回の売却時の少なくとも 20% を超える価格で行われる場合は、売主は著作者に対して、再販価格の 5% に相当する対価を支払う（再販ロイヤルティ）。かかる権利は、譲渡不可能であり、著作権の有効期間中、著作者の法定存続人に対してのみ譲渡可能である。

適法に出版された著作物のコピーが販売として頒布された場合、その後の頒布の際に著作者の許可を得る必要はなく、著作者に対する報酬の支払は生じない（権利の消尽）。レンタルにより著作物のコピーを頒布する権利は、かかるコピーの所有権にかかわらず、著作者に帰属する。

例外及び制限

著作権法によれば、上記著作者の経済権は、下記の特定の例外及び制限を受ける。

適法に公表された著作物の個人的な目的のみでの複製は、著作者の同意及び対価の支払なく許可されるが、下記の場合を除く。

- 類似する建物及び建造物という形式による建築著作物の複製
- データベース又はデータベースの実質的な部分の複製
- コンピュータ・プログラムの複製
- 書籍（全体）及び楽譜の複製

下記は、著作者の同意及び対価の支払いなく許される。但し、使用される著作物の著作者の氏名又は借入元の名称を記載することを条件とする。

- 科学、調査、議論、批評又は情報提供を目的とする、原語又は翻訳言語での引用、及び意図された目的により正当化される範囲での適法に公表された著作物の抜粋。書評において新聞及び雑誌記事の抜粋を複製することを含む。
- 出版、ラジオもしくはテレビ放送、又は教育上の録音もしくは録画において例示することを目的とした、適法に公表された著作物及びかかる著作物の抜粋の使用。但し、意図された目的により正当であると判断される範囲とする。
- 新聞、放送、有線通信による複製において、経済、政治、社会若しくは宗教に関するテーマの新聞記事あるいは雑誌記事を複製する、又は同様の放送著作物を複製すること。但し、著者がかかる複製、放送又は通信を禁止しない場合に限る。
- 新聞、放送又は有線通信において、公衆に対して行われた政治演説、スピーチ、講演及びその他の同様の著作物を複製すること。但し、情報提供の目的により正当であると判断される範囲に限る。いかなる場合でも、著作者は当該著作物を作品集として発行する権利を有する。
- 写真、放送、または有線通信の方法による現在の事件の報道に関して、当該事件の中で見聞きした著作物の複製又は公衆に対する通信。但し、情報提供の目的で正当であると判断される範囲でなければならない。いかなる場合でも、著作者は当該著作物を作品集として発行する権利を有する。
- 適法に公表された著作物について、営利的な意図なく行われた点字又はその他目の不自由な人のための特別な方法による複製。但し、特にかかる複製方法のために創作された著作物を除く。
- 適法に市民への配布に導入された著作物について、一時的に無料で図書館が行うコピーの提供。著作物のデジタル・コピー（図書館資料の相互使用において提供されるコピーを含む）は、当該著作物のデジタル・コピーが作成できないことを条件として、図書館の敷地内においてのみ一時的に無料で使用するために提供することができる。

使用される著作物の著者及びその借入元の名称を記載することを条件として、著作者の同意を得ることなくまた対価を支払うことなく、非営利目的で、下記についての複製 1 部を作成することができる。

- 適法に出版された著作物であって、図書館又は記録保存施設によって複製がなされ、その目的が紛失もしくは損壊したコピーを修復もしくは交換すること、又は収蔵していた著作物を紛失した他の図書館の処理のためにコピーを発行する場合。

- 作品集、新聞もしくはその他の定期刊行物の中で適法に発行された単独の記事もしくは簡潔な著作物、又は適法に発行された文書の著作物からの抜粋（挿絵の有無を問わない）であって、図書館または記録保持施設によって複製がなされ、取得したコピーを研究又は調査の目的で使用する自然人の必要性を満たすためになされる場合。
- 作品集、新聞又はその他の作品集の中で適法に発表された独立した記事もしくは簡潔な著作物、又は適法に発表された文書の著作物の抜粋（挿絵の有無を問わない）であって、教育機関によって複製され、取得したコピーを学級で使用する事が意図されている場合。

公共の場所に永久に設置されている建築著作物、写真著作物及び美術著作物の有線による複製、放送又は公衆への有線通信は、著作者の同意を得ることなく、また対価の支払なしに許される。但し、営利目的で使用される場合は、著作物の展示が当該複製、放送又は公衆への有線通信の主たる態様となる場合を除く。公式行事又は宗教的行事及び葬儀における音楽著作物の公演は、著作者の同意なく、また対価の支払いなく許諾される。但し、当該行事の性質により正当化される範囲に限る。司法手続の目的での著作物の複製は、当該目的において正当化される範囲で、著作者の同意なく、また対価の支払なく許諾される。

放送機関は、著作者の同意なく、また追加の対価を支払うことなく、当該組織が自らの設備及び施設を用いて、自らの放送の目的で録音・録画を行うことを条件として、放送権を取得した著作物の一時的な録音・録画を行うことができる。放送機関は、制作後 6 ヶ月以内に録音・録画を破棄する義務を負う。但し、録音・録画された著作物の著作者との間で期間延長について合意される場合を除く。録音・録画は、単にドキュメンタリーである場合は、著作者の同意なく公式記録物の中で保存することができる。

コンピュータ・プログラム又はデータベースのコピーを適法に所有している人は、著作者の許可又はかかる著作物を使用する排他権のその他の所有者の許可を得ることなく、また追加の対価を支払うことなく、下記を行うことができる。

- 使用者の機材での操作保証の目的で、コンピュータ・プログラム又はデータベースに改変を行うこと、及び意図された目的（個人のコンピュータもしくはネットワーク上の 1 台のコンピュータメモリへの入力もしくは保存を含む）に従いコンピュータ・プログラム若しくはデータベースの操作に関する行為を行うこと、ならびに明らかなエラーを修正すること。但し、著作者との間で締結される契約中に別途規定されている場合は、この限りではない。
- 適法に取得したコピーについて、それが紛失、破損し、使用不可能となった場合のために保存し交換することのみを意図して、コンピュータ・プログラム又はデータベースのコピーを作成すること。但し、コンピュータ・プログラム又はデータベースのコピーは、前段に明記したの目的を除き使用不可能

であること、またコンピュータ・プログラム又はデータベースのコピーの所有が適法ではなくなった場合はこれを破棄しなければならないことを条件とする。

コンピュータ・プログラムのコピーを適法に所有している人は、著作者又はその他の排他権所有者の許可を得ることなく、また追加の対価を支払うことなく、オブジェクトコードを複製し、もしくはこれをソースコードに変換する（プログラムを逆コンパイルする）、又は第三者にかかる行為をさせることができる。但し、そのように逆コンパイルされたプログラムと互換性のある他のプログラムと、自らが独自に創作したコンピュータ・プログラムの双方向機能を保証するために必要な場合とする。この場合、下記条件を満たすか又は遵守しなければならない。

- 関係者が以前に、双方向機能を保証するために必要な情報を提供できるその他の情報源にアクセスする権利を有していなかったこと。
- 上記行為は、双方向機能の実現に逆コンパイルが必要となる部分のコンピュータ・プログラムに関してのみ実施されていること。
- 逆コンパイルにより得た情報は、他のプログラムを用いて独自に創作されたコンピュータ・プログラムの双方向機能を達成する目的のみに使用すること。
- 情報は、第三者に移転することはできない。但し、他のプログラムを用いて独自に創作されたコンピュータ・プログラムの双方向機能を保証するために必要な場合を除く。また逆コンパイルされたコンピュータ・プログラムに本質的に類似する種類のコンピュータ・プログラムの開発又は著作権を侵害するその他の行為を実施する目的で使用することはできない。

上記規定の適用は、コンピュータ・プログラムもしくはデータベースの通常の利用に不当に影響を及ぼしてはならず、又は適切な理由なく、コンピュータ・プログラムもしくはデータベースの著作者もしくはこれにかかる排他権の所有者の正当な利益を害してはならない。

個人的な目的に限り、視聴覚著作物を複製する又は著作物を録音することは、著作物の著作者、実演家及びレコードのプロデューサーの同意を得ることなく認められるものとするが、これらに対して対価を支払わなければならない。この複製に対する対価は、複製に使用される設備（録音設備、ビデオデッキ等）、及び録音機材（録音もしくは録画用のテープ及びカセット、光ディスク、コンパクト・ディスク等）の製造者又は輸入者が支払う。対価の回収及び分配は、著作者、レコードのプロデューサー、及び実演家の経済権の総合的な管理を行う団体との間で締結される契約に基づき、同団体が実施する。別途契約中に規定される場合を除き、対価は、著作者に対して 40%、実演家に対して 30%、レコードのプロデューサーに対して 30%、として分配される。。

対価の金額、及び支払方法については、上記製造者及び輸入者を一方当事者とし、著作者、レコードのプロデューサー及び実演家の総合的な管理を行う団体を他方当事者として締結される契約によって決定され、両当事者が合意に達しない場合は、その権限を有するロシア連邦の機関が決定する。対価は、輸出されるか、又は家庭用に使用することが意図されていない専門装置及び機材である上記録音装置及び録音機材に対しては支払われない。

著作権の有効期間

著作権法第 27 条に従い、著作権は、著作者の生存中及びその死亡後 70 年間有効である。著作者としての権利、著作者として記名させる権利及びその名声を保護する権利等の著作者人格権は、期間の制限なく保護される。

無名著作物又は匿名著作物に存する著作権は、その適法な公表後 70 年間有効である。当該期間中、無名著作物又は匿名著作物の著作者がその身元を明らかにした場合、又は当該身元が明白となった場合、著作権は、著作者の生存期間中及びその死後 70 年間有効である。共有の著作物に存する著作権は、最後まで生存している共有著作権者が死亡するまで及びその後 70 年間有効である。死後出版の著作物の著作権は、著作物の公表後 70 年間有効であるものとする。上記期間は、期間の開始点となる適法行為が行われた年の翌年の 1 月 1 日から計算される。

隣接権

ロシア法は、隣接権（著作物の実演家、レコード製作者、ラジオ及びテレビ放送機関及びケーブルテレビ・ネットワークの権利）の保護についても提案している。

隣接権の対象者

隣接権の対象者は、実演家、レコード製作者及び放送機関又は有線配信機関である。実演家とは、俳優、歌手、音楽家、ダンサー又は上演、朗唱、朗読、手話で表現し、楽器演奏を行うその他の者、又はその他の方法で文学著作物もしくは芸術著作物（様々な芸術的表現、サーカス又は人形劇を含む）を表現する者、並びにショーのプロデューサー若しくはディレクター又はオーケストラ指揮者を意味する。レコード製作者とは、上演の音声もしくはその他の音声の最初の録音において指揮をとり、その責任を負う自然人または法人を意味する。反対の証拠がない限り、慣習的な方法でレコード又はジャケットの解説、もしくは差込カードに記名されている自然人又は法人は、レコード製作者とみなされる。隣接権を生じさせる又は行使するために、手続を取る必要はない。

実演家の権利

実演家は、その上演または作品において下記の排他権を享受する。

- 氏名についての権利
- 実演家の名誉及び品位を害する可能性のある歪曲又はその他の侵害から上演又は作品を保護する権利
- 形式の如何を問わず上演又は作品を使用する権利。かかる上演又は作品の各使用方法につきロイヤルティを受ける権利を含む。

上演又は作品の録音・録画の複製を実現する又はその実現を許可する実演家の排他権は、下記の場合には当てはまらない。

- 上演又は作品の最初の録音・録画が、実演家の同意が得られた同じ目的で行われる場合
- 上演又は作品の複製が、かかる上演又は作品を録音・録画する際に、実演家の同意が得られた同じ目的で行われる場合

実演家は、上演される著作物の著作権者の権利を侵害することなく、上記権利を行使する。

レコード製作者の権利

ロシア連邦の「著作権及び隣接権」に関する法律第 38 条は、レコード製作者は、形式の如何を問わずかかるレコードを使用する排他権（かかるレコードの各使用方法につきロイヤルティを受領する権利を含む）を享受すると定めている。レコードを使用する排他権とは、下記の行為を実施する又はその実施を許諾する権利を意味する。

- レコードの複製、即ちレコード全体又はその一部の複製物の 1 部又は複数部を物理媒体にて作成すること。
- レコードの編曲又はその他のアレンジ
- レコードの複製物の頒布、即ち販売、リース等
- レコード（レコード製作者の許可を得て創作されたコピーを含む）を頒布することを目的としたレコードの複製物の輸入
- レコードが双方向の媒体を通じてあらゆる場所から不特定の人に対していつでも提供可能なように、レコードを公衆に送信すること（インターネットを通じて公衆送信する権利）。

実演家及びレコード製作者に関する上記規定の例外として、下記行為は、営利目的で公表されたレコード製作者及び当該レコードに録音された実演家の同意を得ることなく、ロイヤルティの支払を行うことにより許可される。

- レコードの公衆上演
- レコードの放送

- 有線通信によるレコードの一般向けの伝送

レコード製作者及び実演家は、その権利を知らしめるために、隣接権保護の表示（大文字のPを で囲む）を使用することができる。

放送及び有線放送機関の権利

ラジオ及びテレビ放送機関並びに有線放送機関は、その番組に関して、形式の如何を問わず、当該番組を利用し、その使用を許可する排他権（かかる許可に対して対価を受ける権利を含む）を享受する。番組の使用を許可する排他権とは、下記を許諾する放送機関及び有線放送機関の権利を意味するものとする。

- 別の放送機関による番組の同時放送、又は別の有線放送機関が同様に番組を有線を通じて同時に公表すること。
- 有線を用いた番組の送信又は同様の番組の放送
- 番組の録音・録画
- 番組の録音・録画の複製
- 入場料金が課される場所で番組を公衆送信すること

レコード製作者又は放送機関もしくは有線放送機関は、レコードもしくは放送番組に録音・録画された又は有線により送信された著作物の実演家及び著作者が契約により付与した権利の範囲内において、上記権利を行使する。舞台のプロデューサー又はディレクターから上演を利用する許可を受けていることによっては、その上演に参加した他の実演家及び上演された著作物の著作者から許可を得る義務は免責されない。放送機関及び有線放送機関の排他権は、番組が放送機関又は有線放送機関の同意を得て記録された場合には適用されない。

例外及び制限

上記規定にかかわらず、実演家、レコード製作者及び放送機関もしくは有線放送機関の同意を得ることなく、かつ対価を支払うことなく、下記の目的で上演、放送または有線番組、又はその録音・録画を利用し、またレコードを複製することができる。

- 現在の出来事に関する報道において、上演、レコード、放送番組又は有線番組の抜粋を含めること。
- 授業又は科学調査のみのために行うこと。
- 短い抜粋として、上演、レコード、放送番組又は有線番組を引用すること。但し、当該引用は情報提供の目的であること、及び本法第 39 条の規定が適用される場合、放送機関又は有線配線機関は、放送番組又は有線番組の目的で、営利目的で発表されたレコードのコピーのみを使用することを条件とする。

- その他、文学、科学及び芸術著作物の著作者の経済権の制限が規定されている場合。

また、個人的な目的で、実演家、レコード製作者、及び放送機関又は有線放送機関の同意を得ることなく、放送番組もしくは有線番組又はその録音・録画を利用し、またレコードを複製することができる。レコードの複製は、対価を支払うことにより許可される。

隣接権の有効期間

隣接権は、著作物の最初の上演または製作、レコードの最初の発行もしくは最初の録音、又は最初のラジオ、テレビもしくは有線放送後 50 年間保護される。実演家の氏名表示させる権利及び歪曲又はその他の軽蔑的な行為から上演を保護する権利は、期間の制限なく保護される。当該期間は、期間の開始点となる適法行為が行われた年の翌年の 1 月 1 日から計算される。

2.5. 集積回路配置(レイアウト設計)

ロシア連邦の「集積回路配置の法的保護」に関する法律は、集積回路配置を法的に保護している。「集積回路配置」(「回路配置」)とは、物理媒体上に固定される集積回路及びその相互接続で構成されるすべての要素の立体配置を意味する。「集積回路」とは、その構成要素と相互接続が製品を製造するための基準として動作している資材の本体又は本体表面の不可欠な一部から構成される電子回路の機能を果たすことが意図されている最終又は中間の形式の超小型電子製品を意味する。

上記法律により適用される法的保護は、オリジナルの回路配置に関してのみ適用される。回路配置は、創作活動の結果生じたものであれば、オリジナルとみなされる。回路配置は、反証のない限り、オリジナルとみなされる。

創作日において、エレメントの組み合わせが IC 開発者や製造者に一般的に知られている回路配置は法的に保護されない。創作日において、IC 開発者や製造者の間で一般的に知られているエレメントで構成される回路配置は、かかるエレメントの組み合わせ全体が、オリジナルの要件を満たしている場合に限り法的な保護を受ける。

法的な保護は、アイデア、方法、システム、技術又はレイアウト設計に翻訳できる暗号化情報には適用されない。創作活動によって、保護対象となる回路配置を製作した自然人は、保護対象となる回路配置の創作者であるとみなされる。

創作者又はその他の権利所有者は、特に保護対象の回路配置を組み込んだ集積回路の製造及び頒布等により、かかる回路配置を自由に利用する排他権を有し、他者がこれを許可

なく使用することを禁止する権利を有することができる。但し、回路配置に関する法律によって定められている場合を除く。

下記の行為は、創作者又はその他の権利所有者の許可を得ずになされた場合は、保護対象の回路配置に関する排他権の侵害であるとみなされる。

- IC に組み込むか、又はその他の方法で保護対象の回路配置の全部又は一部を複製すること。但し、複製される部分がオリジナルではない場合は、この限りではない。
- 保護対象の回路配置、かかる回路配置を組み込んだ IC 又はかかる IC を組み込んだ製品をロシア連邦の領域内に輸入し、販売申込を行い、販売し、その他の形式で商業上利用すること。

下記は、保護対象の回路配置を利用する排他権の侵害行為であるとはみなされない。

- 違法に複製された保護対象の回路配置を組み込んだ IC 又はかかる IC を組み込んだ製品に関して、これらを利用している者が、保護対象の回路配置が違法に複製されて組み込まれていることを知らなかった又は知っていると考えられない場合。一旦その者が保護対象の回路配置の違法な複製について知らされた場合、その者は、権利所有者に対して、保護対象の回路配置の利用に関して、同様の回路配置についての類似条件において支払われる金額に見合った適切な報酬を支払わなければならない。
- 個人的及び非営利的な目的、又は評価、分析、調査若しくは教育指導の目的で保護対象の回路配置を使用する場合。
- 売上高に適法に導入された保護対象の回路配置を組み込んだ IC の頒布

ロシア連邦の「集積回路の回路配置の法的保護」に関する法律は、権利所有者は、IC 回路配置の正式登録申請書（「登録申請書」）を提出することで、ロシア特許庁に回路配置の登録を行うことができる。登録申請書は、既に利用されている場合は、回路配置の最初の利用日後から遅くとも 2 年目以内に提出しなければならない。登録申請書は、1 つの回路配置ごとに提出し、下記で構成されなければならない。

- IC 回路配置の正式登録の要求。権利所有者及び創作者の氏名（後者がそのように記名されることに反対しない限り）、その営業所もしくは住所、既に利用されている場合は回路配置の最初の利用日を記載する。
- 回路配置を特定できる文書。抜粋を含む。
- 適切な登録料の支払を証明する文書

登録申請書を受領後、知的財産を担当する連邦の行政当局は、必要な文書がすべて提出されており、所定の要件を満たしているかを確認する。確認の結果、適切であると判断さ

れた場合、特許庁は、集積回路の回路配置の登録簿にかかる回路配置を記載し、申請者に回路配置の正式な登録証明書を発行し、官報の中で登録された回路配置の詳細を発表する。

登録された回路配置に関する排他権を譲渡する契約は、特許庁に登録されなければならない。保護対象の回路配置を利用する権利の譲渡に関する契約は、両当事者が合意する場合は、特許庁に登録することができる。

集積回路の回路配置の登録簿に記入された詳細事項は、別途証明されない限り真正であるとみなされる。

権利を知らしめるために、回路配置の創作者又はその権利承継者は、保護対象の回路配置又はかかる回路配置を組み込んだ製品に大文字で太字の「T」のマーク、保護対象の回路配置を利用する排他権が発効した日、及び権利所有者を特定する情報を付す権利を有する。

回路配置を利用する排他権は、10年間有効である。回路配置を利用する排他権は、下記の日付のうち、最も早く到来する日から開始する。

- 回路配置の最初の利用日、即ち、ロシア連邦又は外国において、回路配置もしくはかかる回路配置を組み込んだ集積回路、又はかかる回路配置を含む IC もしくはかかる IC を組み込んだ製品が最初に営利的に利用されたことを文書で証明できる最も早い日
- ロシア特許庁への回路配置の登録日

別の創作者により同一のオリジナルの回路配置が開発された場合、回路配置を利用する排他権の有効期間は、全体として10年間以上延長することができない。登録された IC 回路配置に関する譲渡契約は、ロシア特許庁に登録しなければならない。ロシア連邦が加盟国となっている国際条約に基づき、又は相互主義の適用によって、外国の自然人及び法人は、ロシア連邦の自然人及び法人と同じ方法で、回路配置に関する法律により付与される権利を享受する。

2.6. 商業秘密（ノウハウ）

ロシア法における商業秘密の役割及び場所

商業秘密は、市民権とされている（ロシア連邦民法第139条）。TRIPSに定められるとおり、知的財産とはされていない（ロシア連邦民法第138条）。しかし、商業秘密の権利に関する主な規定は連邦の「商業秘密」に関する法律により定義されており、国際基準に対応しているため、分類の問題は、ほとんどが理論上のものにすぎない。

商業秘密は、第三者に知られていないことによって、実際にまたは潜在的に商業的価値を有する科学、技術、工業技術、製造、財務的または経済的情報、あるいはその他の情報を含む。製造上の秘密（ノウハウ）は、商業秘密の一種である。

商業秘密とはみなされない情報は、次の通りである。

- ・ 法人の設立文書の中で開示される、適切な州の登録機関において法人及び個人雇用者の記録の事実を証明する文書の中で開示される情報
- ・ 企業活動に対して権利を付与する文書の中で開示される情報
- ・ 国又は地方自治体の統一企業の資産構成、国の制度、及びこれらによる適切な予算財源の利用に関する情報
- ・ 環境汚染、防火安全システムの状況、衛生、伝染病及び放射能の状況、食品の安全性、製造施設の安全な機能に悪影響を及ぼすその他の事実、各市民及び社会全体の安全に関する情報
- ・ 従業員の人数及び構成、労働報酬制度、産業上の外傷発生率及び職業上の疾病率
- ・ 賃金及び社会保障料の支払における雇用者の負債
- ・ ロシア連邦の法律の違反及びかかる違反の刑事訴訟手続開始の事実
- ・ 国及び地方自治体が所有する不動産上の施設の民営化に関する入札及び競売条件
- ・ 非営利団体の収入の規模及び構成、その資産の規模及び構成、従業員の人数及び労働費の支払、非営利団体の民間人の無給労働の利用
- ・ 法人の代理として委任状なく行動する権利を有する人のリスト

商業秘密の発生及びその法的所有者

商業秘密の権利は、かかる情報の所有者が情報を分類し、以下のようなアクセス制限を定めた時点から発生する。

- ・ かかる情報の取扱いに関する規則を定めることによる情報へのアクセス制限、及びかかる命令遵守の管理。
- ・ 情報へのアクセス権を受けた人、及び(又は)かかる情報が与えられもしくは伝達された人の登録
- ・ 雇用契約に基づき従業員に対して、及び民事契約に基づき相手方に対して、当該情報の使用に関する関係のを規定すること
- ・ かかる情報の所有者の氏名と共に「商業秘密」(機密)である旨の印を文書に押す

商業秘密を構成する情報の所有者は、その法的所有者である。こうした人物の例としては、かかる情報を開発した専門家又はかかる情報が法的に譲渡された人等がある。

商業秘密を構成し、労働契約の条件に基づき組織の従業員が創作した情報の所有者は、雇用者である。雇用者は、職務を遂行するために商業秘密情報へのアクセスが必要となる雇用者に対して、商業秘密を構成する情報の内容を知らせ(当該従業員に署名させる)、商業秘密を機密に保持する条件、及びかかる条件に違反した場合の措置について知らせる義務を負う。雇用者と従業員の間労働契約には、従業員が取引終了後、商業秘密に関する情報を開示してはならない期間を定めることができる。労働契約に期間が定められてい

ない場合、法律は、労働契約の終了後 3 年間であると定めている。商業秘密情報の守秘義務違反に関して従業員が起こした損害又は雇用者が被った損失は、従業員が補償しなければならない。

ロシア連邦のために又はその必要性のための科学調査、テスト設計、技術又はその他の業務の実施に関する政府契約の枠組内で、国の費用負担によって開発される商業秘密情報の所有者は、かかる国の契約により定められる。

商業秘密情報の所有者の権利

商業秘密情報の所有者は、下記の基本的権利を有する。

- ・ 自己の目的でかかる情報を使用する権利
- ・ 第三者に対してかかる情報のアクセスを許可し、その使用权を第三者に譲渡する権利
- ・ かかる情報へのアクセス及び使用を禁止する権利

更に、商業秘密情報の所有者は、かかる情報の使用权を付与された第三者に対して、その機密性の保持に関する義務を遵守するよう要求し、またかかる情報の違法な漏洩、違法な受領、又は第三者による違法使用の場合にかかる権利を保護するよう要求する権利、並びにかかる権利の違反に関して被った損害賠償を請求する権利を有する。

商業秘密情報の適法な受領とは、契約に基づき、又はその他の適法な方法で、かかる情報をその所有者から入手することである。商業秘密情報の違法な受領とは、情報所有者が情報を機密に保持するために取った措置を故意に破って入手すること、またかかる情報を受領する人が、かかる情報が他人に帰属する商業秘密を含んでいることを知っていたか、又はそのことを知りうべき十分な状況があった場合にこれを入手することである。

但し、かかる情報の内容が他者が所有する商業秘密情報の内容と一致している場合であっても、調査、組織的調査、又はその他の活動の実施において独自に入手した情報は適法に入手したとみなされる。

商業秘密情報の法的所有者の義務

商業秘密の所有者は、正当な理由のある要求に応じて、無償で商業秘密情報を国家当局、その他の国家機関又は地方自治体の行政機関に提出しなければならない。かかる要求は、権限を有する役人が署名し、かかる商業秘密情報を要求する目的及び適法な理由並びにその提出時期について説明されなければならない。情報所有者がかかる情報の提出を拒否した場合、裁判所を通じて要求される場合がある。

更に、商業秘密情報の所有者は、係争中の事件を扱う裁判所、検察庁、予備調査機関、審問機関が発行する令状に従い、かかる情報を提出する義務を負う。商業秘密情報を得た

国家機関は、商業秘密の保護を確保するための条件を遵守する義務を負い、かかる情報を営利目的で利用することはできない。上記要件を遵守しない場合、法的訴追を受ける。

2.7. 会社名

会社名という概念は、ロシアでは比較的新しい。これは、1994年ロシア民法で初めて登場した。民法第54条は、法人は、独自の名称を有するものとし、これは合法的な組織形態であることを示す表示を含むと定めている。法人の名称と設立場所は、その会社設立文書に記載する。

名称が所定の手続に従い登録されている法人は、これを使用する独占的権利を有する。他人の登録された会社名を違法に利用する人は、会社名の権利の所有者からの要求に応じ、その使用を中止し、これにより生じた損害を賠償する義務を負う。

法人の国家登録に関する法律が採択された2001年まで、会社名の主題に関するその他の法律は存在しなかった。同法に従い、法人登記簿が創設された。設立されている、又は設立されるすべての法人は、登記簿に記入される。それまでは、ロシアの各地域で独自の登録簿を有していた。これにより、いくつかの同一の会社名がロシアで共存するという状況につながった。登録簿を統合したことで、この件に関する状況は改善した。更に、「古い」法人はすべて、新たな登記簿に再登録しなければならなかったため、政府は法人に関する最新の現状情報を得るのに役立った。

法人登記簿には、法人及び個人企業家の設立、再生、合併、解散及び清算に関する情報が含まれる。登記簿には、各法人に関して次の情報が含まれる。

- ・ 会社名のロシア語での正式名及び略式名（略式名が存在する場合）
- ・ 法的組織形態
- ・ 本社の住所
- ・ 設立方法（新規企業の創設又は再生）
- ・ 会社設立者に関する情報。株式会社の場合は、登記簿の所有者及び株主に関する情報
- ・ 法人の設立文書の原本又は公証人の認証謄本
- ・ 再生の結果設立された企業、及び再生の結果消滅する企業の権原承継人に関する情報
- ・ 設立文書の変更登録日
- ・ 活動中止方法（再生又は清算）
- ・ 設立文書に記載されている授權資本

- ・会社の代理として、許可を得ることなく行動する権限を与えられた人の氏名、及び能力及びそのパスポートの詳細事項ならびに納税者番号
- ・取得した活動許可に関する情報
- ・会社の支店、関係会社、及び代理事務所に関する情報
- ・納税者番号及びその登録日
- ・経済活動に従事することを可能とする法人に属する様々な規定
- ・年金基金、社会保障基金及び地域の医療保険基金の保険番号及び登録日
- ・法人の銀行口座

登記簿に含まれる情報は、公知の情報であり、いつでも利用することができる。但し、自然人の身元確認文書の詳細に関する機密情報及び法人の銀行口座に関する情報を除く。

国家登録は、登録当局、即ち税務査察局に対する文書の提出日から 5 日間の期間中に行われる。登録手続は、法人の設立場所又は個人企業家の居住地で行われる。登録に関して提出しなければならない文書は、次の通りである。

- ・申請者が署名する申請書。申請時に、提出文書が法律により定められる要件に従っていること、また申請書の情報が真正であることを確認しなければならない。
- ・協定、契約又はその他の関連文書の形式での設立決定
- ・法人の設立文書（原本又は認証謄本）
- ・関連する国の外国法人の登記簿からの抜粋、又は外国人設立者の法的地位に関するその他の有効な証拠
- ・公的手数料の支払文書

変更登録の場合は、法人の設立者の決定書、変更についての説明、及び料金支払文書のみを提出すればよい。

法人が清算した場合、清算決定を行った機関は、かかる決定から 3 日以内に、登録機関に対して通知を送付しなければならない。登録機関は、限られた場合のみ登録を拒否することができる。これは、たとえば上記文書のすべてが登録機関に提出されていない、又は文書が間違った機関宛に提出された場合などである。

前述の通り、いかなる会社名も登録することができ、例えば商標登録の場合と同様の理由で登録を拒否することはできない。類似性又は既存の商標に関する調査は行われない。

会社名は 2 つの部分で構成される。LLC や Ltd 等の法人を示す表示と KROMA 等の固有名称の表示である。会社が市場で認識されるのは、会社名の 2 番目の部分である。この意味において、会社名の重要性は、商標の重要性と非常によく似ている。立法者は、この不安定さを理解し、会社名については特別な法律を採択しようとする意思がある。法案は、長期間、少なくとも 3 年間、様々な政府や公共団体に回覧されている。残念ながら、法律の様々な条項について相反する見解があるため、近い将来採択される見込みはない。

知的財産の最も重要な主題の 1 つに関する規則がないことから、この分野における矛盾が生じ、その数は増えている。第一に、商標と会社名が類似又は同一の場合、これらの間に衝突が生じる。

商標は、商標法によって十分規定されており、1つの条項がこれら 2 つの主題を取り扱っている。商標法第 7 条は、商標が商標の優先日前にロシアで生じている同様の商品に関する他人の会社名(又はその一部、会社名は 2 つの部分で構成されていると記載しているという民法の条項について明確に言及して)と同一である場合、登録できないと定めている。実際に、この原則は、パリ条約への加盟以来ロシアで有効とされていたが、最新の商標法(2002 年)においてより明確に定義されている。

逆に、商標が先に登録され、その後他人が会社名の登録を取得するという状況は、法律の直接的な条項によって規制されていない。引用できる唯一の法律は、1927 年の会社法であるが、すべての点において時代遅れであるが、誤解を招く表示は会社名に含めることはできないという規定が含まれている。実務においては、ロシアの裁判所は、この条項を無視する傾向にある。

会社名が法的組織形態を示す表示と固有名称で構成されると考えると、消費者にとって重要なのは会社名の実質的部分であることは明らかである。事実、これは商標と同じ役割を果たしている。多くの会社はこの状況を把握しており、会社名を有し、その会社名の実質的部分を表す商標を登録している。これを行わない場合、下記のような状況につながる場合がある。

INTERKONT 商標 対 INTERKONT Ltd.

ある土地会社は、共同設立者のうちの 1 人が作成した造語である INTERKONT の商標を登録し、長年に渡って成功を収めてきた。しばらくして、事業パートナーが事業を以下に展開するかについて意見が分かれ、パートナーの 1 人が独自の会社を設立して、その社名を INTERKONT Ltd. とした。これは、2001 年商標法の制定前に行われたが、前述の事項から分かるように、2001 年法が発効する前と後に関わらず、かかる登録を禁止する規定はなかった。INTERKONT 社も土地事業に従事しており、一般人がその社名を商標であると想像するような場面で使用していた。前述の通り、会社名は 2 つの部分で構成されている。法的組織形態を示す表示(この場合は Ltd.) と固有名称(INTERKONT) である。会社名は、法律により定められるとおり使用されており、即ちその両部分で使用されていたが、意味のある部分(INTERKONT) は目立つように、形態を表す部分(Ltd.) は非常に小さな文字で使用されていた。当然のことながら、潜在的顧客は、この 2 つを区別することができない可能性があった。

この混同は後に、裁判所の審理中に、おかしな偶然であるとして強調された。両当事者は、民間のアパートや住宅の郵便受に同じようにデザインされたチラシを配布して、宣伝キャンペーンを行った。両者は積極的な宣伝活動を行い、何十万部ものチラシを用いた。

そのため、審理中、既にこの事件について熟知していた判事は、不意にポケットからチラシを取り出し、次のように述べた。「実際にこのチラシを送ったのは、原告ですか、それとも被告ですか。」



図 2.1 商標所有者の宣伝広告

登録商標は矢印で示されている。



図 2.2 INTERKONT 社の宣伝広告

登録商標は、商標所有者の許可を得ることなく使用されている（会社の法的形態を示す表示が省略されている。

Limited Liability Company には赤い下線が引かれている。

INTERKONT 商標の所有者は、商事裁判所に提訴し、表示における権利は商標で保護されると主張した(原告)。商標所有者は、商標法に基づく立場を取った。商標法第 4 条は、商標所有者が、その商標を使用するだけでなく、他者にその使用を禁止する排他的な権利を有していると定めている。商標権は、商標又はこれに類似する表示が、所有者の許可を得ることなく同じ製品(サービス)に関して他者が使用する場合、違反であるとみなされる。前述の通り、法律は、商標の概念を広義に解釈している。問題の主題は、必ずしも商標ではなく表示なのであって、会社名に適用しても良いのではないか? よって商標所有者の主張が正しい。

会社名 INTERKONT の所有者(被告)は、民法第 54 条に従い、その社名が法律に従い登録されている法人はこれを使用する排他権を有するべきであると主張した。実際、被告の主張も正しかった。法律により、被告は、正当な方法で登録された会社名を使用する排他権が与えられていた。

同じ表示が 2 つの法律で規制される場合、交差しない並行する 2 つの法律が存在することは明白である。商標所有者の弁護士は、法律の体系的な解釈の手段に訴えた。民法第 6 条は、民事法は類推して使用することができる」と定めている。つまり、両当事者間の関係が直接法律によって規制されておらず、内容に矛盾がない場合、同様の関係を規制する法律の条項を使用することができるということである(いわゆる「法律の類推」)。法律の類推解釈が使用できない場合、両当事者の権利義務は、一般原則及び民事法の意味(「権利の類推」)、誠実、常識、及び公平の要件に基づき決定されるべきである。民法第 10 条は、権利の乱用が許可されていないことを定めている。

原告側弁護士は、会社名を複製した商標登録を禁止する商標法が存在すると主張した。既に商標が存在していることは反対の状況ではあるが、全く同じ方法で人の権利に影響を及ぼしている。先行する権利の所有者の権利は侵害されている。

このような説明から、原告は争いに入った。最初の審理では、裁判所は主張を却下し、原告に不利な結果となった。原告は上訴し、控訴審裁判所で勝訴した(控訴裁判所)。今度は、被告が連邦商事裁判所において控訴審の判決を上訴したが、長期に渡る検討を行うことなく同裁判所は、異なる裁判官団による検討のために事件を控訴裁判所に差し戻した。この事件は、控訴裁判所において 4 度の審理が行われ、最終判決は原告に有利に下された。裁判所は、被告は商標として保護されている表示を会社名として使用する権利を保有しない、との判決を下した。実際に被告は、形態を表す部分(Ltd.)は識別語ではないため、社名を変更するよう求められた。

その直後、別の事件が同じ裁判所に提起された。この事件の状況は、上記の事件と同じであった。先発者である商標 DEEP の所有者は、DEEP 2000 の名称で会社を設立した起業家に対して訴訟を提起した。商標所有者は、第一審で敗訴したが、上訴した。控訴裁判所でも敗訴した。連邦商事裁判所に上訴したが、ここでも敗訴した。上級裁判所に提訴し、裁

判所は、下級裁判所の判決を覆す理由を見つけないとの判決を下した。それがこの事件の結末であった。

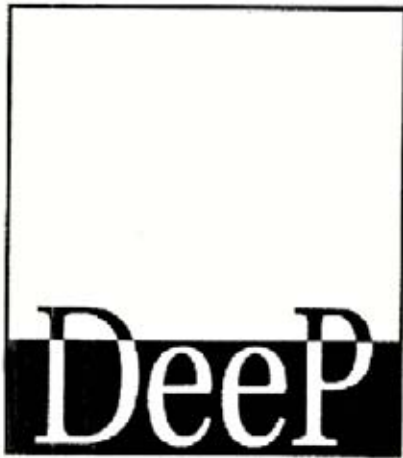


図 2.3 登録商標 DEEP



図 2.4 DEEP2000 社のバナー
登録商標 DEEP は、商標所有者の許可なく使用されている。

商標と会社名の衝突の記録は、どちら側も勝訴しているという点が特徴である。同種の事件の最終判決を下記に挙げる。

CROCUS 商標対 CROCUS Trading House Ltd. 事件の判決

裁判所は、すべての証拠を適切に評価し、正当な方法で登録された会社名に関する被告の排他権は、民法第 54 条に定められるとおり保護される旨の正しい結論を下した。（会社名の権利者が勝訴した。）

AVTODOM 商標対 AVTODOM Ltd. 事件の判決

原告の商標を使用したのではなく、民法第 54 条に規定の通り登録会社名を使用している旨の被告の主張は、根拠がない。（商標の権利者が勝訴した。）

上記から、商標と会社名の衝突の結果は、会社名に関する法律の採択によって異なり、不明瞭であることが分かる。推奨できる唯一の賢明な方法は、ロシアで販売又は事業を開始する前に商標を登録することである。但し、これによりすべての問題が解決するわけではない。

2.8. ドメイン名

ドメイン名は、ロシア連邦民法第 138 条又は知的財産の個々の主題の法的保護を規定する特別法に言及がないため、ロシアにおいては、知的財産の対象として認められていない。この点に関して、ドメイン.RU でのドメイン名を登録しても、これを利用する排他権は発生せず、例えば商標等法律的に認められている知的財産権の主題に対抗して主張することができない。

現時点で、ドメイン.RU でドメイン名を登録する権利を委託されている独立した登録機関は 8 機関あり、これらの登録機関は、ICANN の決定によるドメイン.RU の名目上の管理者であるロシアの公衆ネットワーク開発に関する科学調査機関 (RosNI IROS、www.ripn.net) との契約に拘束され、ドメイン.RU のドメイン名システムの運営の技術的な維持業務に従事している。ロシアのインターネット・ネットワークの利用者の間でも最も有名な登録機関は AHO 《地域ネットワークセンター》 (RU-CENTER、http://www.nic.ru) である。この登録機関は、RosNI IROS が直接設立した機関で、現在ドメイン.RU で登録されているドメインの大半に関するサービスを提供している。

技術上の観点から、ドメイン.RU でのドメインの登録手続は、他の国家ドメインでのドメイン名の登録とほとんど変わらない。登録を得るには、ドメイン名の管理予定者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び E メールアドレスといった標準的なデータを提出するよう求められる。ほとんどの場合、ドメイン名の登録は、有効な DNS サーバーを表示することなく許可される。ドメイン名は、ロシア連邦の居住者及び非居住者、法人又は自然人によってドメイン.RU で登録することができる。ドメイン名の登録は、1年以内の期間有効であり、この期間は、制限なく繰り返し更新することができる。登録機関の中には、ドメイン名の登録に関して、インターネット・ネットワークでの自動的な他のアドレスへの変更、ホスティング、Eメールの提供等、様々な追加サービスを提供しているところもある。

法律上の観点から、ロシアにおけるドメイン名の登録手続は、多くの点で独自性が備わっており、これは知的財産権の法的保護に関する問題を理解するのに重要である。ドメイン.RU でのドメイン名の登録制度は、実際には国とは分離されており、国は、これに関する法的関係に介入しない。ドメイン名の登録手続及びその使用順位は、登録機関とドメイン名の使用を希望する人との間で締結される民間契約に準拠する。この契約は、従来の書

面又は電子通信文書の交換（登録機関のサイト上の書式に記入する方法）により締結することができる。

登録機関との間で締結されるこの契約は、ドメイン.RU で表示が登録される場合、ロシア連邦民法第 39 章が適用されるサービスの提供に関する通常の契約となる（《強制的なサービスの提供》）。登録機関は、ドメイン名及び管理者に関する情報を中央のベースアドレス（つまり、ドメイン.RU での表示に関連するデータのベース）に登録し、登録された書込みベースアドレスを管理する権利を付与する。これは、同契約に記載されているサービスである。かかる契約は、公的なもので、登録機関は重要なすべての条件の適切な報告を行った者との間の契約締結を拒否することはできないということの意味する。RisNIIROS が承認し、利用者と登録機関との間の契約の不可欠な一部となる《RU 地区の第 2 レベルのドメイン名の登録における負担及びサービスに関する規則》に従い、登録機関は、下記 2 つの状況においてのみ、ドメイン名の登録申請を拒絶する権利を有する。(1) 申請者が書式及び内容に関する多くの要件を満たしていない場合（かかる要件は、知的財産の対象に適用される権利に関連していない）、(2) ロシア連邦の法律に違反する節度を欠いた用語又は表現を使用している場合。

《ロシア連邦の法律に違反する表現の使用》という語句は、ドメイン名において許諾されていない商標を使用することに適用されるものではないことは明らかである。なぜならそれは、言及されているその表現自体が違法ということであって、商標の規定する規定を適用するために必要である使用の違法性とは無関係であるからである。よって、登録が求められるドメイン名の審査において、かかる名称がロシアで保護されている商標に類似しているか、ロシアで実施されているかどうかという事実が証明されることはない。登録手続及びロシアでドメイン名を動かしている規則では、慣例上、商標に存する既存の権利並びに他の判別方法（会社の名称等）、及び表示方法（人名、有名な文学の登場人物等）に存する権利を考慮に入れていない。

ドメイン名に関する知的財産権を保護する際に、ドメイン名の所有者に対して主張を行う法的基準、及びこの主張を実施する実際的な手段に関する問題が発生することが非常に多い。上記に関して、統一ドメイン名紛争処理方針（UDRP）の効果はドメイン.RU には適用されないことを指摘しなければならない。従って、発生した衝突を解決する際に、ロシアの法律の共通の規則及び《RU 地域第 2 レベルのドメイン登録における負担及びサービスの一覧表》の規定に準拠する必要がある。

この件に関して最も重要なものは、民法、ロシア連邦《商標…》に関する法律、《市場における競合及び独占的行為の制限に関する》法律等の立法機関制定法であると思われる。ロシア連邦民法では、これは、権利所有者の同意を得た場合のみ、法律により保護される個性化の方法を用いることができることについて定めた第 138 条により定められる最も重要な規定、市民権の保護方法について定める第 12 条、権利濫用を排除する第 10 条、「類推による権利」の使用を認める第 6 条の規定である。商標法では、商標に存する独占排他権を確立し、かかる権利の違反行為をまとめた一覧表を認める第 4 条、商標使用

権の譲渡形式を定めた第 26 条及び第 27 条、商標の不法使用に対する責任の種類を定めた第 46 条である。《競合…》に関する法律では、不正競争を禁止する第 10 条である。同時に、議論の余地のあるドメイン名にロシア商標法を適用できるかどうかは、2 つの重要な条件に限定されている。即ち、(1) ドメイン名が、登録商標と混同するほど類似しており、かつ(2) ドメイン名が、登録商標により保護されているものに類似する商品もしくはサービスに関して使用されている場合。このように、ドメイン名の登録自体は、これが既に登録されている商標と同じ又は混同するほど類似している場合でも、かかる商標所有者の権利の侵害と扱うことはできない。よって、例えば、ドメイン名 PUMA.RU に関する長期に渡る訴訟において、裁判所の判決は、商標が登録されている商品に関してかかるドメイン名を使用しているという事実が証明されなかったために、その周知な商標の所有者に有利なものではなかった。規則の 2 つの重要な規定について注目すべきである。1 つ目の規定は、登録機関は、相手方当事者に対して、かかる当事者による第三者の商標権の侵害の結果、及び《他の機関の名称》が使用されるその他の紛争状況の結論に関して、契約上の責任を負わないと定めている。2 つ目の規定は、ドメイン名の登録を取り消す追加基準について定めているが、これは文言上、以下のとおりまとめることができる。管理者によるドメイン管理が原告の権利の侵害であるとみなすべきであることを認め、及び/またはドメイン名における表示を被告が使用することを禁じる裁判所判決が法律により発効し、かかる表示を原告が適法に所有すること。この場合、登録機関は、ドメイン名の登録を取り消し、当該表示が勝訴した者の名称で登録されるような優先的条件を与える義務を負う。勝訴者は、登録取消日から 30 日間、かかる優先権を行使することができる。

2 つ目の規定は、知的財産権に存する権利の保護目的で、最も重要であるとみなされる。現在の商標法は、商標の所有者に対して、これと同じ又は混同するほど類似するドメイン名について権利を付与するような形の商標所有者の権利を保護に関する指針について定めていない。商標所有者の権利は、侵害を中止し、損害賠償（又は弁償）を請求し、裁判所の評決を公表し、侵害者の費用負担で侵害している商品から不法に使用されている商標を撤去するよう求める権利である。或いは商標所有者は、侵害者の費用負担で侵害している商品を破棄するよう要求することができる。但し、かかる侵害商品が、国の収益となり、損害額を回復するため、また後に破棄する目的で権利所有者に移転される場合を除く（商標法第 46 条第 2 項）。

これらのいずれも、ドメイン名の登録の取消又はかかるドメイン名の権利を移転するよう求める基準とはならない。ドメイン名そのものは、破棄又は損害額を回復するために商標所有者に移転される侵害商品とみなすことができないためである。よって、上記規則の規定によって、例えばドメイン名における商標の使用を禁止するために申立を行うことで、違法に使用されているドメイン名を撤去することが可能となる。

ドメイン名の権利は、前所有者から新所有者へ既に登録されているドメインを譲渡することで取得することもできる。かかる譲渡の登録に関する規則は、各登録機関によって異

なる。但し、原則として、この目的で前所有者及び新所有者に対して書面による要求書を提示する必要がある。

3. 知的財産権の譲渡

3.1. 著作権の譲渡、作者の契約 (Author s Contract)

著作権の対象は、作者本人または作者の相続人だけでなく、その他の者でもあり得るので注意が必要である。その他の者には、出版社、劇場、映画撮影所や科学、文学、および芸術作品を使用するその他の団体などが含まれる。これらの団体は、作者および作者の相続人との間で締結された作者の契約を根拠にして著作権を取得する。このような団体が著作権保有者になると、団体は当該契約に定められたとおりに、また契約に定められた権限の範囲内で作品を使用する。

著作権の継承者が著作権をまるごと取得することは一切無い。したがって、著作者の権利や氏名表示権のような個人的で非物質的な権利は契約等では継承したり譲渡したりできない。その他の譲渡可能な権利の範囲は、法律によって規制可能であり、あるいは、契約によって設定可能であるが、契約による場合は契約の性質に左右されることになる。

ロシア人以外にも外国の法人および自然人がロシアの著作権の継承者になることができる。外国人との契約は著作権の法定機関 (copyright legal organizations) を介して、あるいは、著作権保有者と直接、締結することができる。合法的に取得された著作権は、著作者本人が著作権を所有するのと同様に、法律によって認知され保護される。

現行の「著作権と著作隣接権に関する」ロシア連邦法 (以下、「著作権法」) によれば、著作契約とは以下のとおり定義することができる：「契約に基づいて、著作者が両契約当事者によって合意された条件に基づき合意された制限の範囲内で作者の作品を使用する権利を継承者に譲渡するか、または譲渡を約束する」

一般的に、著作契約は、両契約当事者の相互の合意であり、何らかの対価を定めるものである。現行の著作権法は、契約の自由の原則に基づいている。著作権法では、著作契約関係の当事者に契約上の権利と義務を定める行為を認めているが、特定の条件が充足される必要がある。その条件は、処分的規範と強行的規範とがある。処分的規範とは、契約の両当事者が特定の契約条項をし忘れた場合に適用される。たとえば、契約に著作権譲渡の対象とされる領域が規定されていない場合、そのような著作権はロシア連邦領内で有効とされる。強行的規範では、著作者の契約に特定の規定を盛り込むことを禁じ、あるいは代替手段がある場合に両当事者の関係をあらかじめ規定している。たとえば、著作権法では、特定のテーマに関して、あるいは特定の分野において将来作品を創作することについて著作者に制限を課す条項を著作契約に盛り込んでも無効とされる。特定の関係を規定する一

例としては、芸術作品の出版または上演などに関する著作契約において固定対価を定める場合、当該作品は、最大公表部数内で刊行されることを法律で求められる。

著作契約は特殊な民事契約であるが、いくつかの種類がある。著作契約は作品の種類に応じて複数のグループ、すなわち、文学作品、音楽作品、視聴覚作品、建築作品、その他に分類されており、これらの契約は公表された作品だけでなく未公表作品に関するものもある。著作権法第 36 条 4 項には、著作契約に基づいて譲渡された権利が別段の規定が存在しない限り非排他権であるとされている。

著作契約の一方の当事者は、通常、自然人、すなわち、作品の作者または作者の相続人である。ただし例外もあり、著作契約に基づく著作者の継承者が法人である場合がある。著作契約のもう一方の当事者は作品の利用者である。著作契約に基づいて明確に譲渡されないすべての権利は、契約に別段の規定が無い限り、譲渡されていないとみなされる（著作権法第 31 条 4 項参照）。

著作契約の対象は、科学作品、文学作品または芸術作品であり、契約関係は、作品の創作及び使用がカバーされる。著作契約の一般条項と両当事者の具体的義務の条件は、両当事者によってのみ合意される。

著作権法第 31 条 1 項には、著作契約で権利が譲渡される期間が定められない場合に、著作者が契約締結から 5 年後に契約を解約できる旨が述べられている。解約する場合、著作者は、6 ヶ月以前に書面で利用者に通知しなければならない。

著作権法の第 32 項によれば、著作契約は書面によって締結される必要がある。当然、両当事者は、公証人による契約書の公証を望むであろうが、著作権法によって要求されているわけではない。また、著作契約の登録も不要である。

著作契約が書面によって締結されない場合にも、その事実によって契約が無効にされることはないが、ロシア連邦民法の第 163 条に定められた結果を招く場合がある。その結果とはすなわち、一方の当事者が契約の事実に対抗した場合、もう一方の当事者は証人の証言を用いることができない。つまり、裁判所は書面証拠しか採用しない。この一般原則には例外がひとつあり、すなわち、作品の定期刊行物における利用に関する契約は書面で行われる必要がない（著作権法第 32 条パート 1 参照）。

著作契約には双務的な性質があり、すなわち、両当事者はそれぞれの権利を有し、義務を負うことになる。著作権法では、著作契約の内容を規定しておらず、両当事者に委ねている。また、作品の利用範囲と利用方法も両当事者によって定められる。著作権法には、著作契約の発効時に知られていない権利を契約の主題にはできない旨が規定されているのみである。それでもなお、固定対価を定める著作契約では、作品の最大利用部数を規定する必要がある（著作権法第 31 条 3 項参照）。

著作契約は対価を定めるために締結されるので、著作権の被許諾者は、作品の使用に大して必ず著作者に何らかの対価を支払わなければならない。対価の金額、形態、期間、および支払条件は両当事者によって決定される。また、著作権法では、著作者の重要な利益を保護するための数々の規則を定めている。第 1 に、対価はロシア政府によって定められ

た最低料率より低くはならず、最低賃金と同様に物価スライドしなければならない。第2に、一般に著作契約では作品のそれぞれの使用方法に応じた収益の割合として対価を定める。作品の性質により、あるいは、作品利用の特異性により前述の方法による対価設定が不可能な場合に限り、固定額などによる対価設定が可能である。最後に、顧客は、著作権指令に基づいて、著作者に総額の一部を前払いしなければならない。前払金額と支払条件は、契約において定められる（著作権法第33条2項参照）。著作契約に基づく義務の履行がまったく行われぬか不十分である場合、当事者は民法上の責任を負うことになる。

著作契約の延長は、両当事者によって決定される。ただし、両当事者の相互の合意が成立すれば、契約をいかなる時にも解約することができる。

コンピュータプログラムまたはデータベースに関する譲渡契約については、契約をロシア特許庁に登録することができる。ただし、「コンピュータプログラムおよびデータベースの法的保護に関する」ロシア連邦法には、コンピュータプログラムまたはデータベースの登録を義務付ける記述が存在しない。実演家の上演を利用する排他的権利と、著作者の楽曲を利用する排他的権利は、権利所有者によって契約で第三者へ譲渡することが可能である。放送機関と有線放送機関は、対価と引き換えにそれぞれの放送番組の使用を許可する権利を有する。

3.2. 工業所有権の譲渡

特許権者は、任意の個人または法人にその特許権を譲渡するか、またはそのライセンスを供与することができる。特許権の譲渡契約およびライセンス契約はロシア特許庁に登録することになっており、登録をしないと発効しない。

商標権者は、その商品の一部または全部に使用された商標権を契約に基づいて法人または個人に譲渡することができる。商標使用権は、権利者（ライセンサー）から他者（ライセンスシー）へのライセンス契約に基づく供与が可能である。

特許権または商標権の譲渡とライセンス契約のいずれもロシア特許庁による公式登録の対象である。未登録契約は無効であり存在しないものとみなされる。商標の譲渡は、商品または商品の製造業者に関して消費者に誤認を生じるおそれがある場合には許可されない。同じ理由から、ライセンス契約では、被許諾者の商品の品質が許諾者のそれよりも劣ってはならず、許諾者は、品質規定の遵守をコントロールする内容の規定を設けなければならない。

フランチャイズ契約は地元の税務査察局（Tax Inspectorate）に登録することになっている。契約に工業所有権ライセンスに関する規定が含まれる場合（たいていは含まれる）、ロシア特許庁の登録も必要である。

権利の譲渡またはライセンス供与の形態による処分は、特許権者の基本権のひとつであり、特許権者は規模拡大についての恩恵を享受する。近年、譲渡契約とライセンス契約の件数が急増してきている。平均すると毎年数千件の譲渡契約とライセンス契約が特許庁に登録されており、増加傾向にある。

譲渡は、特許出願中及び特許権付与後の何時でも行うことができるが、ライセンスは付与済の特許権に関してのみ供与可能である。

特許権の譲渡契約およびライセンス契約の登録

契約の種類	2002	2003
特許権譲渡契約	1194	1484
独占ライセンス契約	184	208
非独占ライセンス契約	625	581
登録済み契約の総件数	2003	2273

特許関連の登録済み契約の当事者

契約当事者の分類	契約の総件数に占める割合 (%)			
	譲渡人		譲受人	
	2002	2003	2002	2003
自然人	34,5	29,3	12,5	10,0
国営企業、研究開発機関、大学、設計事務所	8,8	8,2	7	4,8
以下を含む民間企業	56,7	62,5	80,5	85,2
外国企業	9,9	11,6	11,5	12,9

商標の譲渡契約およびライセンス契約の登録： 2003年、ROSPATENTには、2,670件の商標譲渡契約の登録があり、これらの契約に基づいて4,155件の商標の排他権が譲渡されたが、その内の3,104件がロシア人所有の商標であり、1,051件が外国人所有の商標であった。

2003年、ROSPATENTには2,029件のライセンス契約の登録があり、4,101件の商標が関係したが、その内の3,024件がロシア人所有の商標であり、1,077件が外国人所有の商標であった。

譲渡

特許権等で保護される発明、意匠、考案と、商標として登録される標章のような知的財産権の譲渡は、当該排他権の取得のために当該対象について義務的な公式登録に基づく。

特許権者はその全ての権利を任意の法人または自然人に譲渡することができる。商標権者は、商標が登録された商品とサービスのすべてに関して商標の排他権の一部または全部

を譲渡することができるが、この排他権は事業者として登録された法人または自然人に対して行うことができる。契約は、ロシア特許庁に登録することになっているが、登録しなければ無効とされる場合がある（ロシア特許法第 10 条、ロシア商標法第 27 条参照）。

契約の登録は、発明、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、登録された IC 回路配置及びその使用权についての排他権の譲渡に関する契約の登録に関する規則、及びロシア特許庁が 2003 年 4 月 29 日に発布した指令第 64 号のコンピュータプログラムおよびデータベースの独占権の部分的譲渡または全面譲渡に関する規則（以下、「登録規則」）に従って行われる。

登録は、保護される知的財産権とその使用に関する譲渡契約の法的地位を保証するためのものである。特に登録は、権限のない者への権利の譲渡、現行法に反する規定の導入、締結済み契約の下での権利の衝突を防止すべきものである。

登録規則第 1 条 6 項には登録のために連邦知的財産権局（Federal Agency on IP）に提出されるべき書類の一覧が記載されている。特に、登録申請書、契約書原本または契約の重要規定の抜粋と公正証書を 3 部と、手数料（本書の執筆時点で、譲渡契約登録手数料が 1 件あたり 200 米ドル、商標譲渡契約登録手数料が商標 1 件あたり約 280 米ドル）の支払を証明する書類を 1 部、権利または相続権（必要があれば）を証明する書類 1 部に加えて、代理権を証明する委任状を提出する必要がある。

特許、実用新案または意匠に関する譲渡契約の登録を有効にするためには、特許証の原本も提出する必要がある。申請書とその添付書類は特許庁に提出する。書類がロシア語以外の言語で作成されている場合は、ロシア語訳と翻訳者による証明を添える必要がある。通常、申請書と添付書類は条件に照らして 2 ヶ月以内に審査される。ここでの 2 ヶ月は欠落していた書類または修正済み書類が最後に提出された日からの 2 ヶ月である。

譲渡契約登録の一般的実務では、特に契約に基づいて譲渡される権利の範囲が先に登録された契約によって他者に譲渡された権利の範囲と同じである場合、または特許権あるいは商標の譲渡契約が特許庁の登録に関係なく発効する場合には登録が許可されない（ロシア連邦民法第 433 条、特許法第 10 条、および商標法第 27 条参照）。

商標譲渡契約は、その商標譲渡が商品または商品の製造業者について消費者の誤認を招く場合には、ロシア特許庁に登録することができない。商標譲渡が消費者の誤認を招くとみなされる典型的ケースは、商標に譲受人の所在地とは異なる地理的名称である保護されない要素からなる場合である。商標譲渡は、商標権者が商標権を所有する商品に類似の商品が関わる場合に誤認を招くとみなされる。たとえば、「化粧品」を対象とした譲渡である場合に、商標が「石鹸」についても登録されている場合は、商標譲渡契約の登録が却下される可能性が高い。

譲渡された特許権または商標の抵当権（特に先の契約に基づいて特許権または商標の被許諾者の権利を妨げる抵当権）は、その譲渡契約が発効する前に、すなわちその契約が登録される前に解消される必要がある（ロシア連邦民法第 460 条 1 項参照）。先の契約にお

ける先の権利者の権利態様と範囲を定める規定が後の譲受人に移転される場合、譲渡契約に組み入れるか、または、両当事者間の別契約中で規定することができる。

変更または解約に関する契約は、ロシア連邦民法第 452 条に従って、原契約と同様に有効となるが、譲渡契約の最重要規定の変更もまたロシア特許庁に登録される必要がある。契約上の義務を一方当事者の要請に応じて変更するためには、裁判所の決定を仰ぐ必要がある（ロシア連邦民法第 450 条参照）。したがって、登録は裁判所の決定に基づいて発効する。

契約上の法定情報（契約の登録日と登録番号、契約当事者の詳細、譲渡された権利の対象と範囲）はロシア特許庁の公報において登録規則の規定に従って公表されなければならない。契約内容が秘密にされる場合、第三者は、契約当事者による書面の許可、具体的には閲覧の権限を与える委任状による許可を受けたときのみ、ロシア特許庁に登録された契約書とその追補の本文の閲覧を許される。

特許または商標の登録申請を提出した出願名義人は、特許取得（商標登録）に関して譲渡契約を締結することができる。関連変更事項は出願書類に記載され、事前の許可は不要である。すなわち、登録済みの知的財産権の譲渡についての登録条件は適用されない。

特許庁は契約当事者による義務の履行を監督することができない。保護を受ける知的財産権の譲渡に関する紛争解決について行政手続きは現行法では定められていない。譲渡契約（特許または商標の譲渡契約）の締結および履行に関する紛争は、特許法第 31 条と商標法第 45 条に従って、その解決を裁判所に付託する必要がある。

特許権譲渡の宣言書

発明者である出願人は、発明の特許を出願する場合に、特許が許可された際には、発明の排他権を一般的な条件で、最初に譲受の希望を表明してそれを特許権者及び特許庁に表明した者（ロシア連邦の国民またはロシア法人）に譲渡することを約束する宣言書を出願申請書に添付することができる。

譲渡の約束を宣言する場合、現行法に定められた発明および特許の出願に関する特許手数料は課されない。特許庁は譲渡の約束の宣言に関する通知書を発行する。特許権者は、譲受の希望を表明する者との間で、発明の排他権の譲渡（特許権譲渡）に関する契約を締結しなければならない。

特許権保有者との間で発明の排他権の譲渡（特許権譲渡）に関する契約を締結する場合、特許権者が免除を受けた特許手数料の全額を支払わなければならない。譲渡が成立した場合、特許手数料は所定の手続きに従って支払う。特許権の譲渡を特許庁に登録するためには、譲渡の登録申請に、特許権者が免除を受けた特許手数料のすべてが支払済みであることを証明する書類を添付する必要がある。

特許の許可から 2 年間が経過しても、特許権の譲渡契約を締結する意思に関する書面通知を特許庁が受領しない場合、特許権者は、前記の 2 年間の満了時に、特許権者の宣言を

取り消すための請願書を特許庁に提出することができる。宣言が取り消された場合、特許法に定める支払免除を受けた特許手数料を支払わなければならない。

宣言の取消が成立したら、所定の手続どおりに特許手数料を支払わなければならない。特許庁は公報の中で宣言の取消について公表する。

ライセンス供与

ロシア民法には、ライセンス契約に関する章または部分は特に含まれていない。したがってライセンス契約は、民法の契約に関する一般規定と、特定の知的財産権の法的地位を定める法律の規定による規制を受ける。以下の法律は、ロシアにおけるライセンス契約を規制する規定が含まれている。ロシア連邦商標法、ロシア連邦特許法、およびロシア連邦著作権法など。

ロシア法によると、許諾者が所有する排他権、及びそれについて使用権が許諾される排他権は、ライセンス契約の対象とみなすことができる。発明、実用新案、及び意匠についての権利、商標、サービスマーク、著作権、ソフトウェアおよびコンピュータデータベース等は、ライセンス契約の対象になりうる。著作権の対象を使用する権利の許諾に関する契約については既に述べたので、これ以降は、商標、サービスマーク、および発明、実用新案、及び意匠についての権利について述べる。

特許権

特許権者でない者は、特許権者の許諾（ライセンス契約による許諾）を受けなければ、特許を受けた発明、実用新案、および意匠を使用することができない（特許法第 13 条参照）。これ以降の「特許」とは、発明、実用新案、および意匠の権利を意味する。

特許法では特許権者を限定していないので、自然人も法人も特許ライセンス契約の当事者になることができる。特許ライセンス契約は、ライセンサーとライセンシーのそれぞれの代表者が署名して、契約の両当事者が正式に捺印(Seal)した書面で締結されなければならない。書面様式で締結しない場合、契約は無効とされる。

ロシア法が特許ライセンス契約について定める最重要条件のひとつは、ライセンス契約をロシア特許商標局（Russian Patent and Trademark Office、Rospatent）に登録しなければならないことである。この条件を充足しないと契約は無効とされる。第三者とのライセンス契約についての部分で既に述べたが、商標ライセンス契約の当事者は契約を登録した場合のみに契約に依拠する権利を有することになっている。

契約当事者は、契約の規定を自由に設定することができる。ただしロシア法では、特許ライセンス契約について重要規定を含むいくつかの条件を定めている。ロシア連邦の領土において特許ライセンス契約を締結するためには、契約当事者は少なくとも以下の条件を充足しなければならない。

- ・ 使用権が供与される排他権の内容。具体的には、ライセンスが供与される特許の番号と、発明、実用新案、および意匠の名称を明示する必要がある。
- ・ 契約に従って供与される権利の件数
 - 供与される権利は排他的権利か非排他的権利か。供与される使用権が排他的である場合、許諾者は、その権利を自ら使用したり、特許権に関する同一の権利を同一の地域において第三者に供与する権利はない。
 - 特許権を使用する権利が供与される地域。
 - 特許権を使用する権利が供与される期間。念を押すと、ライセンス契約がロシア域内において発効するのは、契約の署名日からではなく、契約が Rospatent に登録された日からである。特許ライセンス契約の有効期間は、それぞれ供与の対象とされる特許権の排他権の有効期間（20年＋最長5年）、実用新案権の排他権の有効期間（10年）、意匠権の排他権の有効期間（5年＋3年）を超過してはならない。特許ライセンス契約の期間は無期限であってはならない。
 - ライセンス契約による被許諾者の特許を使用する権利の範囲。被許諾者による域内における特許の使用が可能ない行為を契約の中で示す必要がある。
- ・ フライチャイジーが契約に従ってフランチャイザーに支払う特許権使用料。

特許法では、被許諾者の許諾者に対する特許使用料の支払義務、および/または、特許ライセンス契約の最重要規定として契約書に定められたその他の行為を遂行する義務を定めている。特許使用料及び/または支払の金額を契約書の本文中に規定する代わりに、特許使用料が支払い済みである、または支払いの算定方法を示すことも可能である。ライセンス契約によって使用権が供与される特許権の有効期間が契約期間中に満了した場合、あるいは使用権が他の理由から終了した場合、特許ライセンス契約は終了する。

一般的に特許ライセンス契約は、ライセンス契約中に述べられた期間有効である。フランチャイズ契約が無期限に締結された場合、または両当事者が契約の解約を希望する場合、契約の両当事者の合意に従って契約を解約することができる。一方の契約当事者の要求に応じた解約に関する民法の一般規定によると、契約は裁判所の判決によって解約することができる（商標ライセンス契約に関する条項を参照のこと）。

特許ライセンス契約の解約を成立させるためには、契約の解約をロシア特許商標局に登録する必要があるが、登録すれば解約は登録日から有効になる。前述したとおり、特許ライセンス契約は、ロシア特許商標局に登録することになっている。登録手続きには以下の書類の提出が必要である。

- 1) 特許ライセンス契約書の原本3部か、または公証人による認証を受けた写とロシア語訳。
- 2) 登録規則では、特許ライセンス契約書の全文の代わりに、特許権に関する重要事項のすべてを含む抜粋の原本3部か、または、抜粋の公証人による認証を受けた写とロシア語訳の提出を認めている。

- 3) 特許証の原本。
- 4) 契約当事者である外国人からの委任状とそのロシア語訳。

特許ライセンス契約がロシア特許商標局の登録を受けるまでの公式期間は、登録出願の提出日から2ヶ月である。現在の実務によれば、当局からの照会が行われずとして、2ヶ月から4ヶ月以内である。登録手続中、一般的に Rospatent は形式を気にするので注意が必要である。したがって、特許証に記された住所と添付書類（例：委任状）に記された住所と契約書に記すライセンサーの公式住所（登録住所）を統一することを推奨する。契約書の署名の下に契約当事者の代表者の姓名と肩書きを記すことも必要である。

強制実施権

ロシアにおける特許を受けた発明、実用新案または意匠の使用は、特許権を有効にするための必須条件ではない。しかし、特許を受けた発明、実用新案または意匠が特許の許可後一定期間中（発明または工業デザインについては4年間、実用新案については3年間）に使用されないか、十分に使用されない場合、それに関連する商品がロシアの製品市場において十分に提供されない事態となり、特許権者が発明、実用新案または意匠の不使用または不十分な使用が正当な理由によって引き起こされたことを証明できないときには、その特許権は法律（ロシア連邦特許法第10(3)条）の規定に基づく強制実施権の適用を受けられる場合がある。この目的のために特許を受けた製品をロシア国内で製造する必要は必ずしもない。十分な製品の供給が決定的要因である。どこで製造されたかにかかわらず、十分な数量の商品の供給があることが強制実施権の免れるのに役立つ。特許を受けた製品の輸入量が需要を満たすのなら、そのような輸入は強制実施権を回避するのに十分な使用を構成するとみなされるだろう。つまり輸入は、特許を受けた製品の流通数量を十分にするためのひとつの方法と言える。

新ロシア特許法は、ともに強制実施権に係る TRIPS 協定の2つの規定に実質的に従ったものである。特許法の第10条は、強制実施権による制約を受ける特許権者の権利を拡大するものであり、強制実施権を付与する権限を裁判所に与えるものである。強制実施権は、裁判所を介してのみ付与され得るが、付与までには、特許使用料の支払金額、特許の使用方法、他者への譲渡性や強制実施権の期間などの付随的問題を対処することになる。強制実施権の終了は、裁判所によって決定される。

ロシア特許法の第10(3)～10(4)条では、ロシアにおける強制実施権の根拠を定めている。特許を受けた発明が特許権者及び被許諾者によって、特許許可から4年間まったく使用されないか十分に使用されず、そのことによって国内市場におけるそれぞれの商品またはサービスが十分に提供されない場合、特許を受けた発明の使用を希望して使用の準備を終えていたのに実務上一般的に受け入れられる条件でのライセンス契約の締結を特許権者によって拒否されていた者は、その発明を使用するための非排他的強制実施権を求めするために、特許権者を相手取って訴訟を起こす権利を有する。特許権者が発明の未使用または

不十分な使用の原因が相当な事由に基づくことを証明しない場合、裁判所は強制実施権の付与と条件に関する判決を下す。支払総額は、少なくとも同様の状況において設定されるのと同じ特許使用料とされる。

また特許権者が、他の特許権者の権利を侵害せずには利用できない場合において、その特許権者が一般的に受け入れられる条件で契約締結することを拒否する場合、前者の特許権者は当該他の特許権者の発明を使用するために、非排他的強制実施権を求めて当該他の特許権者を相手取って訴訟を起こす権利を有する。但し、前者の特許発明が他の特許権者の発明を上回る大きな経済的恩恵を有する重要な技術的成果に該当することが訴訟権の前提条件である。このようなライセンスを修正案に従って供与するための手続きは、強制実施権のそれと同様になるはずである。裁判所の判決に基づくライセンス供与では、支払総額は同様の状況下で普通に決定されるライセンス料以上とされる。先の特許権の保有者は、非独占の強制実施権が付与されたことに伴い、実務上一般的に受け入れられる条件で後の発明を使用する非独占実施権を取得する権利がある。

さらに、現行特許法の第 13(4)条では、ロシア連邦政府が国家安全保障上の利益のために特許権保有者の承諾なしに特許を受けた発明を使用することを認めており、使用を許可した場合にはその旨を特許権保有者に直ちに通知して、特許権保有者に金銭上の妥当な補償を支払う旨を定めている。先の特許法が施行されてから 10 年余が経過したが、ロシア政府によって強制実施権が付与されたケース、あるいは、特許権者からの承諾なしに国家安全保障上の利益を理由として特許を受けた発明を使用する許可がロシアにおいて付与されたケースはまったく存在しない。

権利としてのライセンス(License of Right)

特許権者は、何人に対しても発明、実用新案または意匠を使用する権利を供与する（権利としてのライセンス）ためにロシア特許庁に請願書を提出することができる。このような場合の特許維持手数料は、ロシア特許庁が請願に関する情報を公示した年の翌年から 50%減額されることになっている。前述の発明、実用新案または意匠の使用を希望する者は、特許権者との間で支払に関する契約を締結しなければならない。特許権者が前述の公示の日から 2 年の間に支払に関する契約締結の書面による提案を受領しない場合、特許権者は 2 年間の満了時に特許権者の請願の取消を求める請求をロシア特許庁に提出することができる。このような場合、請願の公示以降の全期間とその後の特許維持手数料を満額支払わなければならない。ロシア特許庁は請願の取消に関する通知を公表しなければならない。

商標

ロシアの領域を対象として締結されるライセンス契約の金額は毎年上昇している。ライセンス契約の大半は商標ライセンス契約である（以下、「商標」商標およびサービスマークを意味する）。

商標法では、法人、もしくは、個人事業主として正式に登録された自然人のみを想定している（第2条3項）。従って、商標ライセンス契約の当事者になり得るのは法人または個人事業主のみである。

商標ライセンス契約は、ライセンサーとライセンシーのそれぞれの代表者が署名して、契約の両当事者が正式に押印した書面で締結されなければならない。書面で締結しないと契約は無効とされる。ロシア法が商標ライセンス契約について定める最重要条件のひとつは、ライセンス契約をロシア特許商標局（Rospatent）に登録しなければならないことである。この条件を充足しないと契約は無効とされる。

第三者に関するロシア民法によると、商標ライセンス契約の当事者は、登録済の契約のみに依拠する権利を有する。国外現金取引の国家統制の強化に関してロシア法が幾分変更されたので注意が必要である。被許諾者が商標ライセンス契約に従って特許権使用料を許諾者に海外で支払うケースが非常に多いので、上記の規定変更はライセンス契約の当事者にとって非常に重要である。商標ライセンス契約はそれがロシア当局に登録されてからでないと第三者（税務当局と銀行を含む）から見て有効にならないので、ロシア特許商標局に登録された日以降でないライセンシーは監督当局の干渉または制限を受けることなく支払を行うことができないことは明らかである。

契約当事者は、契約の規定を自由に設定することができる。ただし、ロシア法では、商標ライセンス契約の規定についていくつかの条件を定めている。民法によると、両当事者が適切な形態で契約の重要条件のすべてについて合意に達した場合、契約が締結されたとみなされる。重要条件とは、契約の目的に関する条件であって、法律または法令に定められた当該種類の契約に重要または必要な条件、及び一方の当事者の宣言によって合意に達しなければならない条件である。

ロシア連邦の領域を対象とした商標ライセンス契約を締結するためには、契約の両当事者は少なくとも以下の条件を充足しなければならない。

- ・ 使用権が付与される排他権の内容。具体的には、商標の登録番号（国際商標の場合）か、または、対応する商標登録証の番号（ロシア商標の場合）を示す必要がある。
- ・ 契約に従って付与される権利の件数

付与される権利は排他権か非排他権か。付与される使用権が排他権である場合、許諾者は、その権利を自ら使用したり、商標に関する同一の権利を同一の領域において第三者に付与したりする権利はない。

商標を使用する権利が付与される領域

商標を使用する権利が付与される期間。念を押すと、ライセンス契約がロシアの領域において発効するのは、契約の署名日からではなく契約がロシア特許商標局に登録された日からである。商標ライセンス契約の有効期間は、当該商標の有効期間を超過してはならない。ライセンス契約が無期限である場合には、商標権者（許諾者）のライセンス契約の全期間を通じて商標を有効に維持する義務が契約内容に含まれていなければならない。

ライセンス契約に従って商標を使用する被許諾者の権利範囲。被許諾者による許諾領域における商標の使用が可能な商品および/またはサービス（ロシアにおいて商標が登録されたすべての商品および/またはサービス）を契約中に示す必要がある。

- ・ライセンシーの商品および/またはサービスの品質がライセンサーのそれに劣ってはならないことを定める条項と、前記の条項の遵守がライセンサーによって保証されなければならないことを定める条項。

ロシアの法律は、商標ライセンス契約の重要規定の両当事者による履行を担保するため、被許諾者および許諾者の必須の義務を定めている。被許諾者は、許諾者によって直接製造および提供される商品またはサービスと同等の品質の商品またはサービスの製造および提供を厳格に義務付けられる。法律はフランチャイズ契約のフランチャイザーの必須義務も定めている。フランチャイザーは、フランチャイジーによって提供および/または実施される商品および/またはサービスの品質に関する条項のライセンシーによる遵守の保証を義務付けられる（商標法第 26 条参照）。

ライセンス契約によって使用権が付与される商標の有効期間が特定の契約期間中に満了する場合、あるいは使用権が他の事由で終了する場合、商標ライセンス契約は解除される。

一般的に、商標ライセンス契約はライセンス契約書中に規定された期間有効である。フランチャイズ契約が無期限に締結されたか、または、両当事者が契約の解除を希望する場合、契約の両当事者の合意に従って契約を解除することができる。

民法の一方当事者の要請による契約解除に関する一般規定によると、契約は以下の場合に裁判所の判決によってのみ解除できる。

- 1) 相手当事者の重大な違反が発生した場合
- 2) 法律または契約によって定められた上記以外の場合

重大な違反とは、一方当事者による他方当事者に損害をもたらす契約違反であって、相手方当事者が契約締結時に期待する権利を重大な程度まで奪うものをいう。商標ライセンス契約の解除を成立させるためには、契約の解除をロシア特許商標局に登録する必要があるが、登録すれば解除は登録日から有効になる。

契約の一部または全部の履行が一方的に拒否された場合、そのような拒否が法律または両当事者の合意によって許されるときには、契約が解除されたものとみなされる。

前述したとおり、商標ライセンス契約はロシア特許商標局に登録されることになっている。登録手続きには以下の書類の提出が必要である。

- 1) 商標ライセンス契約書の原本 3 部か、または、公証人による認証を受けた写とそのロシア語訳。

- 2) 登録規則では、商標ライセンス契約書の全文の代わりに、商標に関する重要事項のすべてを含む抜粋の原本3部か、または、公証人による認証を受けた写とロシア語訳の提出を認めている。
- 3) 契約当事者である外国人からの委任状とそのロシア語訳。

商標ライセンス契約がロシア特許商標局の登録を受けるまでの公式期間は登録出願の提出日から2ヶ月とされている。現在の実務によれば、当局からの照会が行われない場合、2ヶ月から4ヶ月以内である。

登録手続中、一般的にロシア特許商標局は形式を気にするので注意が必要である。したがって、登録証に記された住所と添付書類（例：委任状）に記された住所と契約書に記すライセンサーの公式住所（登録住所）を統一することを推奨する。契約書の署名の下に契約当事者の代表者の姓名と肩書き記すことも必要である。

フランチャイズ契約

顧客にさまざまなサービスを提供する多くの企業は、フランチャイズ契約に基づいて事業を営んでいる。現在のところ、フランチャイズ契約を用いる主な事業は、カフェとレストラン、ホテルの経営とサービス、衣料と靴の製造販売、家庭用AVなどである。

現行のロシア法では、一定または不定の期間に有償で、フランチャイザーの社名と商業的表示、保護された商業情報、及びその他契約によって定められた排他権の対象、すなわち商標やサービスマークなどを含むフランチャイザーに帰属する複合的排他権について、フランチャイジーの企業活動の過程で使用する権利を他者（フランチャイジー）に供与することを一方当事者（フランチャイザー）が引き受ける契約をフランチャイズ契約とみなしている（ロシア民法第1027条1項）。

フランチャイズ契約の対象は、被許諾者がその企業活動において契約に従って使用することを許可されるフランチャイザーに帰属した複合的排他権であることに注目すべきである。ロシアの法律は、フランチャイジーに付与される複合的排他権にフランチャイザーの社名および/または商業的表示と保護された商業情報が含まれる場合にのみ、その契約がフランチャイズ契約として認められることを定めている。社名・商号・商業情報の記述はフランチャイズ契約にとって必須であり、このような記述が契約に含まれないとロシアの領域内におけるフランチャイズ契約とはみなされない。

発明・実用新案・意匠、商標・サービスマークや著作権などの権利は、フランチャイザーの裁量に従ってフランチャイジーに付与される複合的排他権に含まれるが、フランチャイズ契約のオプション条件とみなすこともできる。

ロシア民法の第1027条3項によると、フランチャイズ契約の当事者になり得るのは営利団体と個人事業主である。

フランチャイザーの社名および/または商業的表示は、フランチャイズ契約の必須条件として契約書に記されなければならないことが定められているため、フランチャイズ契約

のフランチャイザーになれる者はある程度限られている。民法第54条4項によると、社名を持つことができるのは営利団体である法人だけである。また、民法では、個人事業主を含む市民は、法律または民族的慣習に別の定めがない限り、父称及び本人の氏名を含む自己の名のもとで、権利を取得し、行使し、責任を負う旨を定めている。ロシアでは市民（個人事業主を含む）によって所有される社名または商業的表示は存在しない。したがって、現在のところは、営利団体として登録された法人のみがフランチャイズ契約のフランチャイザーになり得る。

一方、上記の制限は、フランチャイズ契約のフランチャイジーには適用されない。フランチャイジーは、フランチャイズ契約に従って（本人の名義で本人の利益のために）フランチャイザーによって所有される複合的排他権を用いて商業活動を営む。従って、営利団体として正式に登録された法人及び個人事業主のいずれも、フランチャイズ契約のフランチャイジーになることができる。

フランチャイズ契約は、許諾者と被許諾者のそれぞれの代表者が署名して、契約の両当事者が正式に押印した書面で締結されなければならない。書面で締結しないと契約は無効とされて、契約のすべての規定が存在しないものとされる。ロシア法がフランチャイズ契約について定める最重要条件のひとつは、フランチャイズ契約は、フランチャイザーとして契約に基づき活動する法人または個人事業主の登録を所轄する当局に対して適切に登録されなければならないということである。フランチャイザーが外国の法人として登録される場合、フランチャイズ契約の登録は、フランチャイジーとして活動する法人または個人事業主の登録を所轄する当局によって取り扱われることになっている。ロシア領では、現在のところ、法人または個人事業主の登録を所轄する当局を務めるのはロシア関税局（Russian Tax Authorities）の地方支署(territorial division)である。

複合的排他権が登録によって発生する排他権（例：発明、実用新案、意匠、商標、サービスマークなどに関する権利）を含む場合、フランチャイズ契約をロシア領域内において成立させるためには、契約をロシア特許商標局にも登録する必要があるので注意が必要である。この条件を遵守しないと契約が無効とされる。

第三者に関するロシア民法によると、フランチャイズ契約の当事者は、登録済みの契約だけに依拠する権利を有する。国外現金取引の国家統制の強化に関してロシア法が幾分変更されたので注意が必要である。フランチャイジーがフランチャイズ契約に従って特許権使用料を外国法人のフランチャイザーに海外で支払うケースが非常に多いので、上記の規定変更はフランチャイズ契約の当事者にとって非常に重要である。フランチャイズ契約はそれがロシア当局に登録されてからでないで第三者（税務当局と銀行を含む）にとって有効とならないので、国家の管轄当局に登録された日以降でないでフランチャイジーは監督当局の干渉または制限を受けることなく特許権使用料の支払を行うことができないことは明らかである。

契約当事者は、契約の規定を自由に設定することができる。ただしロシア法では、フランチャイズ契約の規定についていくつかの条件を定めている。民法によると、両当事者が

適切な形態で契約の重要条件のすべてについて合意に達した場合、契約が締結されたとみなされる。重要条件とは、契約の目的に関する条件であって、法律または法令にて定められた当該種類の契約に重要または必要な条件、及び一方の当事者の宣言によって合意に達しなければならない条件である。

ロシア連邦内のテリトリーを対象としたフランチャイズ契約を締結するためには、契約当事者は少なくとも以下の条件を充足しなければならない。

- ・ 使用権が付与される複合独占権の内容（例：複合的排他権に含まれる商標および／または特許権の番号）

- ・ 契約に従って付与される権利の件数

付与される権利は、排他的か非排他的か。付与される使用権が排他的である場合、フランチャイザーには、その複合的排他権を自ら使用したり、同一の複合的排他権の使用を同一のテリトリーにおいて第三者に許したりする権利はない。

複合的排他権を使用する権利が付与されるテリトリー

複合的排他権を使用する権利が付与される期間。念のため、フランチャイズ契約がロシアの領土において発効するのは、契約の署名日からではなく、契約が管轄当局に登録された日からである。

契約に従って付与される、フランチャイザーの社名および／または商業的表示とフランチャイザーの保護された商業情報を使用する権利の範囲（特に、使用権の最大および／または最小範囲）。たとえば、フランチャイジーが付与された複合的排他権の使用を許諾されている起業活動の具体的範囲を契約の中で定める必要がある。フランチャイザーによって、商標および／またはサービスマークが複合的排他権に含まれる場合、契約に従いフランチャイジーが使用することが可能な商標および／またはサービスマークが用いられる商品および／またはサービス（ロシア領域内において登録された商標および／またはサービスマークの指定商品および／またはサービスのすべての中から）を契約書の中で示す必要がある。

- ・ フランチャイジーが契約に従ってフランチャイザーに支払う特許権使用料。
- ・ フランチャイジーの商品および／またはサービスの品質がフランチャイザーのそれに劣ってはならないことを定める条項と、前記の条項の遵守がフランチャイザーによって保証されなければならないことを定める条項。

ロシアの法律は、フランチャイズ契約の重要規定の両当事者による履行を確保するため、フランチャイザーおよびフランチャイジーの必須義務を定めている。法律は、フランチャイジーがその起業活動の中で、フランチャイズ契約において規定した方法でしかフランチャイザーの社名および／または商業的表示、保護された商業情報などを含むフランチャイザーに帰属する複合的排他権を使用してはならないことを定めていることは特筆すべきである。

フランチャイジーは、フランチャイザーによって直接製造および提供される商品およびサービスと同等の品質の商品およびサービスの製造および提供を厳格に義務付けられる。また、フランチャイジーは、フランチャイジーによる複合的排他権の使用の性質、方法及び条件を厳正に守ることを確保することを目的とするフランチャイザーのすべての指示及び指導を遵守しなければならない。これには、ユーザーが契約上の権利を行使する際に使用する商業施設の内装及び外装に関する指導などが含まれる。

また民法によると、フランチャイジーは、フランチャイザーから商品および/またはサービスを直接購買（注文）する際に期待しうるすべての付加サービスを購入者（顧客）に提供することを義務付けられている。またフランチャイジーは、フランチャイジーがフランチャイズ契約によってフランチャイザーの社名および/または商業的表示、商標、サービスマークまたはその他の識別記号を使用していることをもっとも明白な方法で購入者（顧客）に知らせることも義務付けられる。

フランチャイジーは、フランチャイザーから入手したフランチャイザーのノウハウまたはその他の商業秘密情報を開示してはならず、フランチャイズ契約で義務が規定されている場合は、フランチャイズ契約の再許諾の特定番号を発行しなければならない。

また法律は、フランチャイザーのフランチャイズ契約の必須義務を定めている。フランチャイザーは、フランチャイジーがフランチャイズ契約に基づく権利を行使するのに必要な技術書類と商業書類をフランチャイジーに引き渡して、必要なその他の情報をフランチャイジーに提供するとともに、権利行使に関する問題についてフランチャイジーとその従業員に指示することを義務付けられる。またフランチャイザーは、契約書中に定められたすべてのライセンスをフランチャイジーに発行し、それらがすべての必要な手続きに従っていることを保証しなければならない。

ロシア民法では、フランチャイズ契約に別段の規定がないことを前提に、次の必須義務を定めている：フランチャイズ契約の登録を保証すること：従業員の導入トレーニングと継続トレーニングにおける支援を含む、継続的な技術的及びコンサルティング支援をフランチャイジーに提供すること：フランチャイジーによって実行および/または提供される商品および/またはサービスの品質を監督すること。

上記フランチャイジーの商品および/またはサービスの品質に関するフランチャイザーの義務の他に、法律はフランチャイザーの責任に関する特別規定を定めている。民法第1034条によるとフランチャイザーは、フランチャイズ契約に基づいてフランチャイジーが販売および/または提供した商品および/またはサービスの品質の悪さに関して、フランチャイジーに対して提起された請求についてフランチャイジーの従属的責任(subsidiary)を負う。フランチャイザーの製品（商品）の製造者としてフランチャイジーに対して提起された請求について、フランチャイザーはフランチャイジーと連帯責任を負う。

またロシア民法では、契約当事者の権利の制限をフランチャイズ契約に含めることが可能である。たとえば契約で、フランチャイザーは、フランチャイジーに割り当てられた領域において同様の複合的排他権を他者に付与してはならないと規定したり、あるいはフラ

ンチャイザー自らがフランチャイジーと同じ領域で同様の活動をしてはならないことを定めたりすることができる。あるいはフランチャイジーに対して、フランチャイザーと競合しない義務、フランチャイザーの競争相手（潜在的競争相手）から同様の権利を取得するのを拒否する義務、および排他権の行使に使用される商業施設の場所や内外装などについてフランチャイザーと同じにする義務を課すこともできる。

ただし民法では、フランチャイズ契約の当事者の権利を制限する以下の条件をフランチャイズ契約に含めることを禁止している。

- ・フランチャイザーがフランチャイジーによって販売される商品または提供されるサービスの価格を決定する権利、もしくは価格の上限または下限を設定する権利を有する内容の規定。
- ・フランチャイジーが排他的に、特定グループの購入者（顧客）または契約に定められた領域に所在する（居住する）購入者（顧客）に商品を販売するおよび／またはサービスを提供する権利を有する旨の規定。

上記規定が契約書に含まれている場合、それは無効とみなされる。

また、フランチャイズ契約の有効期間中にフランチャイジーに付与された複合的排他権中のうちフランチャイザーに帰属する権利の一部または全部が消滅する場合もある。ロシアの法律は、権利の対象の種類に応じて異なる法的効果を規定している。フランチャイザーが使用の権利を付与している複合的排他権に含まれる社名または商業的表示を変更した場合、フランチャイズ契約は、フランチャイジーが契約の取消と損害賠償を要求しない限り、フランチャイザーの新たな社名または商業的表示について有効に存続する。契約が有効に存続する場合、フランチャイジーは、フランチャイザーに起因する対価の減額を要求する権利を有する。フランチャイザーの社名と商業的表示に関する権利が消滅し、それと同等の新たな権利に代替されない場合、フランチャイズ契約は解除される。

フランチャイジーに付与された複合的排他権中の何らかの排他権を他者に譲渡しても、フランチャイズ契約の変更または解除の理由にはならない。譲渡された排他権の新たな権利者は、譲渡された権利に係る権利及び義務に関して、フランチャイズ契約の1当事者となる。

フランチャイズ契約によって使用権が付与された排他権の期間が所定の契約期間中に満了した場合、または排他権が他の理由で消滅した場合、そのフランチャイズ契約は消滅した排他権に関する規定を除いて有効に存続し、フランチャイジーは、契約に別段の規定がない限り、フランチャイザーに起因する対価の減額を要求する権利を有する。

一般的にフランチャイズ契約は、契約に規定された期間有効である。フランチャイズ契約が無期限で締結された場合、契約中に定められたいずれかの当事者は、契約がより長い通知期間を定めていない場合は、相手当事者に対して6ヶ月前に通知することによって契約を何時でも解除する権利を有する。フランチャイズ契約を有効に解除するためには、契約の解除を管轄当局に登録する必要がある、登録日から解除が成立する。

前述したとおり、登録手続きは、複合的排他権に含まれるのが特許か商標かに応じて1段階または2段階から構成される。

一般的にフランチャイズ契約は、地元の税務当局に登録することになっている。登録手続では以下の書類の提出が必要である。

- 1) フランチャイズ契約書の原本3部か、または、公証人の認証を受けた写しとロシア語訳。
- 2) フランチャイズ契約の当事者の法的地位を確認する書類（商業登記や設立証書などの抄本）。前記の書類には外国人の場合はアポステューク（証明文（apostile））を、ロシア人の場合は公正証書を添付する。
- 3) 契約当事者の名義で契約書に署名する人物の権限を証明する書類及びそのロシア語訳。前記の書類には外国人の場合はアポステュークを、ロシア人の場合は公正証書を添付する。

フランチャイズ契約の地元の税務当局による登録までの公式期間は、登録申請の提出日から5営業日間である。実務では、前記の登録は、当局からの照会が行われずとして、2週間以内に行われる。

複合的排他権に登録によって発生する排他権（例：発明、実用新案、意匠、商標、サービスマークに関する権利）が含まれる場合には、ロシア特許商標局にもフランチャイズ契約を登録しなければならない。ロシア法では、フランチャイズ契約の税務当局および特許商標局による登録の優先順位を定めていない。ロシアの実務に従って、契約を税務当局に登録する前にロシア特許商標局に登録申請書類を提出することを推奨する。登録手続には、以下の書類の提出が必要である。

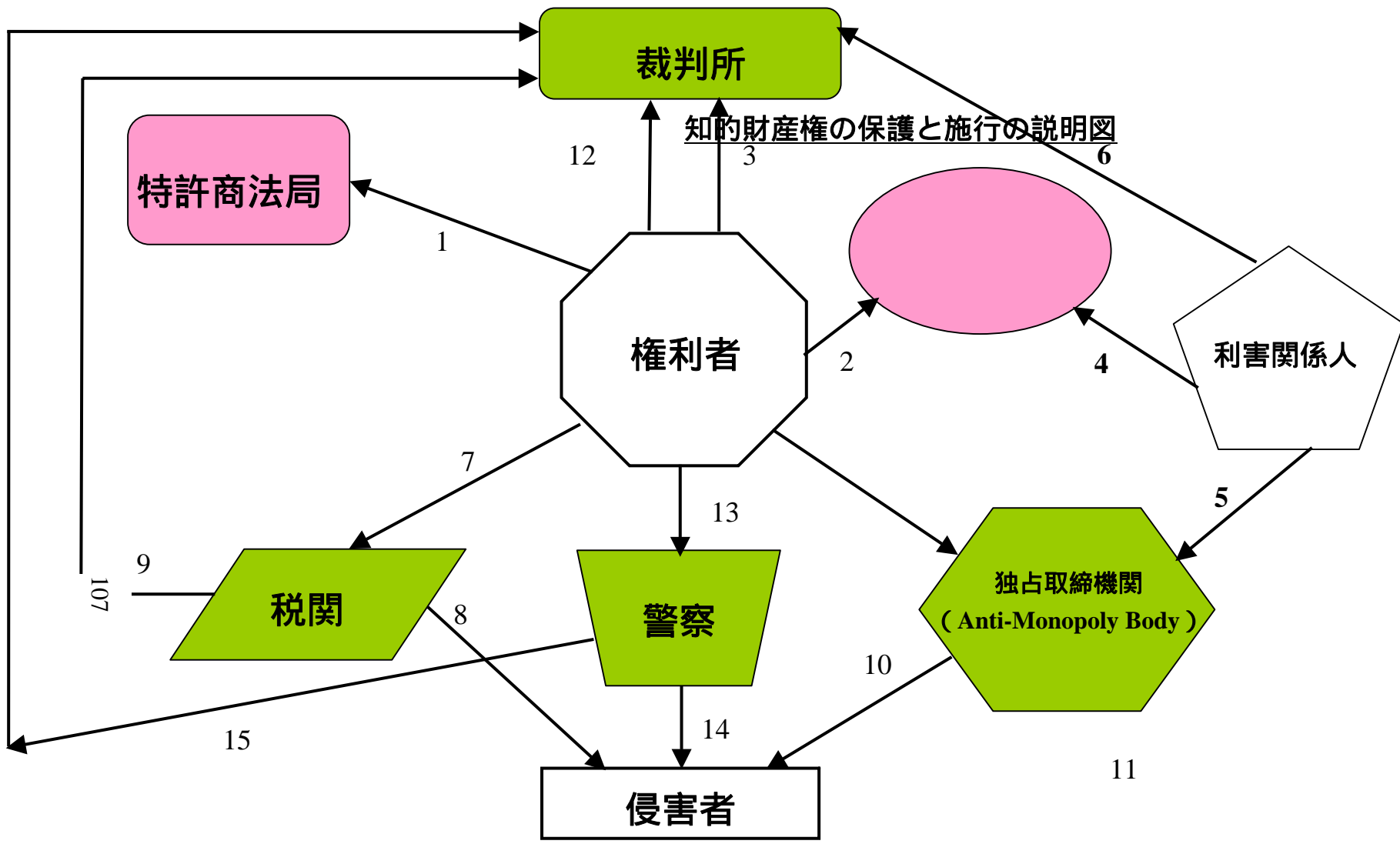
- 1) フランチャイズ契約書の原本3部か、または、公証人の認証を受けた写しとロシア語訳（税務当局に登録する前に特許商標局に登録を申請する場合は4部）。
- 2) 登録規則では、フランチャイズ契約書の全文の代わりに、知的財産権の対象に関するすべての最重要事項を含む抜粋の原本3部か、または、ロシア語訳付きの公証人の認証を受けた写し3部の提出を認めている。
- 3) 契約当事者である外国人からの委任状とそのロシア語訳。

フランチャイズ契約がロシア特許商標局に登録されるまでの公式期間は、登録申請の提出日から2ヶ月間である。実務では、登録は当局からの照会が行われずとして、2ヶ月から4ヶ月以内に行われる。

登録手続き中、一般的に当局は形式を気にするので注意が必要である。したがって、フランチャイズ契約に記された契約当事者の契約上の公式住所（登録住所）と添付書類（商業登記書や設立証書など）に記す住所を統一することを推奨する。契約書の署名の下に契約当事者の代表者の姓名と肩書きを記すことも必要である。ロシア特許商標局に登録する

場合には、契約書に記されたフランチャイザーの住所と、商標およびサービスマークの証書 / 登記書および特許状の住所を統一することを推奨する。

知的財産権の保護と施行の説明図



図表についての注記

- 1 特許庁への出願
- 2 出願人が特許商標局の決定に不満な場合、特許紛争評議会に異議を申立
- 3 出願人（権利保有者）が特許紛争評議会の決定に不満な場合、裁判所に提訴
- 4 利害関係人による特許、商標、その他の権利付与に対する異議の申立
- 5 利害関係人による、権利者の不正競争に該当する社名、商標、その他の不正使用および濫用に関する行為についての認定を求める独占取締機関への申立
- 6 利害関係人による特許紛争評議会、独占取締機関の決定に対する裁判所への不服申立
- 7 税関への知的財産権の保護申請
- 8 税関による行政手続の開始（著作権、商標権の侵害）
- 9 税関による裁判所への起訴（著作権、商標権の侵害）
- 10 権利者による独占取締機関への不正競争行為の停止を求める申立（知的財産権を違法使用する商品が市場に出回るか、または、商業秘密が開示された場合）
- 11 独占取締機関による、不正競争行為の停止を侵害者に命ずる令状の発行
- 12 権利者による侵害者に対する訴訟の提起
- 13 権利者による警察への行政または刑事訴訟の提起を求める請願の提出
- 14 警察による知的財産権の侵害に関する行政または刑事訴訟の提起
- 15 警察による知的財産権の侵害訴訟の提起

4. 知的財産権の施行

4.1. 行政救済

独占取締機関

独占取締機関 (Antimonopoly Service) は、知的財産権の権利者が利用できる有効な救済機関のひとつである。独占取締機関はロシアでは比較的新しい組織である。この組織の主な任務は、国家経済に独占禁止の安全ネットをはることであるが、知的財産権の分野でも大きな潜在能力を有している。わずか 10 年間の歴史しかないこの組織の前身は独占禁止委員会であるが、この委員会は後に独占禁止政策省 (Ministry for Antimonopoly Politics) に編入された。それが 1 年前にまた再編成されて、独占取締機関になった。独占取締機関の本部はモスクワにある。独占取締機関には地方 (地区または地域) にも数多くの支局があるので、ロシア領の全土でこの組織を容易に利用することができる。

独占取締機関は省よりも格下の組織であるが、その活動分野においては幅広い権限を持っている。独占取締機関は、商品市場の競争と独占的活動の制限に関するロシア連邦法 (不正競争法) を主な根拠として活動している。この法律の第 10 条は不正競争について定めている。この条項は、知的財産権の保有者の正当な利益が毀損された場合に役立ついくつかの規則を定めている。この法律の定義による不正競争とは、(1) キャラクター、製品の製造地と製造方法、製品の特性、品質、数量または製造者について消費者に誤認をもたらす競争である。この規定は、商標権を保護するのに特に役立つ。製品に商標が違法に使用されると、消費者は商標から連想した製造者の製品であると誤認する恐れがある。これ以外にも第 10 条には、知的財産権、すなわち法人の知的活動の成果、及びその他同様の法人の識別手段、商品、事業及びサービスの識別方法の違法な使用に関わる商品の販売、交換またはその他の市場導入に関して直接的に規定がある。

不正競争法第 10 条の同部分ではまた、商業上またはサービス上の秘密である情報の入手、使用、および開示も不正競争に該当すると規定している。商業秘密法が制定されたのは 2004 年であったため、この規定はそれまで長きにわたり機能していなかった。商業秘密法 (Commercial Secrets Law) が制定されてから間がないため、この法律の執行についての実務例はまだ存在しない。

不正競争に該当する法人の識別、商品の識別、および事業の識別のための排他権の取得および行使についての規定は、知的財産権法が制定されて間もなく他の企業の商標を自らの社名として登記したいいくつかの「法律」事務所がロシア市場に現れたために制定された。

この手の知的財産権侵害は主にロシア特許商標局への登録をしないままロシア市場に参入した西側企業に影響を及ぼした。

このような商標侵害企業は、ロシア市場を見張り、商標を調査して、他の企業によって正当な目的に使用されている未登録商標を探し出しては、商標の真正の権利者名義での商標の再登録の手助けを売り込む手紙を送りつけている。この「手助け」の代価はさまざまである。このような「商標盗用者」は、市場を調査して商標の価値を値踏みした上で価値相当の対価を要求する。対価は百万米ドルになる場合もある。数十万米ドルの要求も珍しくはない。Gorodissky & Partners は 2004 年に、ある西側企業が過去そして現在にロシア市場において事業を展開し、商標盗用者が行政手段を取ったために深刻な損害を被りそうになったので、300,000 米ドルの和解を余儀なくされたことがある。このような問題解決方法は、この企業が特許紛争評議会における、商標の不使用を理由とする商標の早期終了を求めた請求に関する公聴会のわずか 10 日前であっただけに特に不愉快であった。このケースでは、独占取締機関による審理に 10 日あまりかかる一方で、この企業が 1 週間すら待てなかったため独占禁止法に訴える策は当初から見送られた。

独占禁止訴訟の開始方法

独占禁止訴訟を起こすには、独占取締機関の地元の支局に請願書を提出する必要がある。独占取締機関は独自の判断で訴訟を起こすこともあるが、独占取締機関が知的財産権の分野で訴訟を起こしたとしても、その情報は入手できない。

請願書には違法行為について述べた書類を添付する必要がある。請願書には、請願者、違反被疑者、独占禁止事件の詳細を記載する。請願は、1 ヶ月ほどで審査される（請願の実体まで審査されるとは限らず、何らかの応答のみがある場合もある）。違法行為の証拠が存在しないか、または、不十分である場合には、独占取締機関が請願の審査期間を請願の提出から 3 ヶ月間に延長することがある。独占取締機関が行政上の違反ありと判断した場合、特別委員会が設置されてその委員長が任命される。特別委員会の委員長は、委員会の設置から 5 日以内に、事件開始に関する指令を出し、その指令が紛争当事者に書留郵便で送達される。審査の過程で、委員会は当事者に対して書類の提出を要求し、または説明を求めることがある。専門知識が必要な場合、委員会は報告作成のために専門家を招致することがある。

任命を受けた委員会は、起訴の命令の発行から 3 ヶ月以内に行政訴訟について審理する。一部のケースでは、審理期間が当初の期間の満了日から最長 6 ヶ月間延長される場合がある。つまり、全体の審理期間は最長で 10 ヶ月間（1+3+6）である。

他の証拠を入手する必要がある場合、専門家が審理に参加する必要がある場合、または委員会の意見において審理が不可能な場合は、審理が一時停止されることがある（この場合、停止期間が示される）。審理が一時停止しても審理そのものが打ち切られることはないが、再開時には審理が最初からやり直される。審理に参加する者は説明を求められる場合がある。

委員会の決定は、紛争当事者のいない場所で単純多数決によって下される。委員会の委員は投票を棄権できない。委員長は最後に投票しなければならない。票が同数である場合、委員長の票が委員会の決定を決する。委員会の決定は投票後すぐに発表される。

委員会が事件審理の途中で犯罪の関与の可能性があると判断した場合、委員会はその事件を警察当局に引き渡す。侵害者が有罪を認めて侵害行為を止めた場合、審理が打ち切られる場合がある。

委員会の決定は指令の形で発行される。指令には保有者の権利の侵害の停止命令が含まれる。停止命令は、侵害者が侵害を止めるための妥当な猶予期間、及び委員会の指令を遵守するために侵害者が講じるべき措置について規定される。また、委員会は侵害者に罰金を科すための別の指令を発行する。指令は所定の期間中に執行されなければならない。侵害者がその義務を怠るか、または、指令に従わない場合、更なる行政措置が講じられる（罰金が科される）場合がある。それでもなお侵害者が法律に従わない場合は、最終的に刑事罰が科されることもある。

関係当事者が委員会の決定を不当と考える場合、裁判所（一般または商事裁判所）に決定について抗告することができる。裁判所への抗告は、委員会の指令の発行から3ヶ月以内に提出することができる。上記のように、この場合の訴訟期間は特別であり、民法に定められた一般的な期間（3年）とは異なり3ヶ月である。抗告を提起によって委員会の指令の執行期間が一時停止する。

税関

最新のロシア民法（2003年5月28日の61-FZ号）は2004年1月1日に発効したものであるが、輸出入の手続における税関当局による知的財産権の保護（「水際措置（border measures）」）についての規則を定めた特別条項（第38条「税関の講じる特定物品に関する措置」）を含んでいる。税関当局のこの役割の実行を支えるため、及び関連する税関法の規定を執行するため、「税関による知的財産権の保護に関する規則」が連邦関税局によって承認された。この規則では、商品の通関を差し止めるために取られるべき手段を求める申請の提出、知的財産権の性質に応じた申請内容に関する条件、及び知的財産権の税関

登録を管理する規則を含む、税関当局による知的財産権の保護を確保するための統一的な手続を定めている。この規則によると、税関当局には知的財産権の保護における新たな権限、すなわち知的財産権の権利者の申請に基づいて、税関登録された知的財産権の保護対象の要素を含む商品の通関を差し止める権限が与えられた。

税関は、著作権や著作隣接権（neighboring right）の対象についての排他権（知的財産権）の保有者、商標またはサービスマークの保有者、および商品の原産地表示を使用する権利の保有者（以下、「権利保有者」）の申請に応じて商品の通関の差し止めに関する手段を取る。税関法の意図する「水際措置」は、商品が税関を通過する際に、あるいは税関の管理下にある商品にその他の行為がなされる場合に取りられる。水際措置は、権利保有者がロシア連邦法に従って何らかの救済を求める行為を排除するものではない。

その商品が権利保有者の見解において模倣品であると考えられる商品が税関を通過する際、あるいは税関の管理下にある商品にその他の行為がなされる場合、ロシア連邦の知的財産権に関する法律に従って、その商品が権利保有者の権利を侵害すると判断するに十分な根拠を有する権利保有者は、その商品の通関の差し止めに関する措置を求める申請を連邦税関税局に提出する権限を与えられる。

商品の通関の差し止めに関する措置を求める申請書には以下に関する情報を記載する。

権利保有者

知的財産権の対象

権利保有者の見解において模倣品であるとされる商品。税関が商品の真偽を識別するのに十分な情報。

税関が税関法に従って措置を講じることになる期間

申請書には知的財産権の対象に関する以下のデータを記載する。

1) 著作権の対象に関して

作品の形態（文学、映像または音声記録、画像、3D 作品、その他）

作品の種類（文学、コンピュータプログラム、音楽、オーディオビジュアル、絵画、彫刻、グラフィックス、デザイン、写真、その他）

各指定対象の名称

各指定対象の説明

申請者の当該対象に対する権利を証明する書類に関する情報

権利譲渡に関する契約についての情報

著作権の対象を用いた商品を含む商品のロシア連邦領の市場への導入が権利者により、またはその同意を得て導入されていることを示す書類に関する情報

- 2) 著作隣接権（著作権に関する権利）の対象に関して
 - 作品の形態（映像または音声記録、その他）
 - 作品の種類（コンピュータプログラム、音楽作品、オーディオビジュアル作品、その他）
 - 各指定対象の名称
 - 各指定対象の説明
 - 申請者の当該対象に対する権利を証明する書類に関する情報
 - 権利譲渡に関する契約についての情報
 - 著作隣接権の対象を用いた商品のロシア連邦領の市場への導入が権利保有者により、またはその同意を得て導入されていることを示す書類に関する情報
- 3) 商標とサービスマークに関して
 - 商標（サービスマーク）の名称（表示または画像）
 - 商標（サービスマーク）の説明
 - 商標またはサービスマークの用いられた商品およびサービスとそれぞれの国際商品サービス分類（ICGS）による分類の表示
 - ロシア連邦の法律とロシア連邦の加盟する国際条約に準拠した商標（サービスマーク）の登録を示す書類に関する情報
 - 排他権が商標譲渡契約に基づいて取得された場合の譲渡契約に関する情報
 - ライセンス（最許諾）契約と被許諾者（最許諾契約の被許諾者）に関する情報
 - 商標の用いられた商品が権利者によって、あるいは、権利者の承諾によってロシア連邦領の市場にもたらされたことを証明する書類に関する情報
- 4) 原産地表示に関して
 - 商品の原産地
 - 原産地表示が用いられた商品およびサービスのリスト及びそれぞれの国際商品サービス分類（ICGS）による分類の表示
 - ロシア連邦の法律及びロシア連邦の加盟する国際条約に基づく原産地表示の登録および使用権の付与を示す書類に関する情報
 - 原産地表示を含む商品が権利者によって、あるいは権利者の承諾によってロシア連邦領の市場にもたらされたことを証明する書類に関する情報。

申請において指定された各知的財産権の対象に関する模倣疑義商品の情報は、入手可能であれば、税関での疑義商品の真偽判別を容易にするための商品に関する詳細情報（疑義商品の外観（パッケージ、ラベル等）、市場に商品を導入するため権利者の承諾を得た輸

入業者の特定、輸出業者、製造業者等）、及び商品が輸入される可能性があるロシア連邦の関税管轄区におけるチェックポイント（ロシア連邦の関税管轄区における輸出チェックポイント）に関する情報、商品の輸入業者に関する情報が含まれる。

知的財産権の対象の権利を証明する書類には、たとえば権利者に関して提出されるデータを証明する書類、及び知的財産権の性質に応じて以下の書類などが含まれる。

1) 著作権の対象に関して

コンピュータプログラムおよびデータベースの複製物の預託の証明書または公式登録の証明書

公証人による事実の認証書

作品の制作済または発行済複製物のサンプル

従業員の作品に関する雇用契約（民事契約）

著作権の譲渡を証明する書類

著作者の契約

文書または物件証拠（原稿、記譜、画像、図式、論評、原稿の展開に関する記録データ、その他）

著作権を管理する、あるいは著作権保護を専門的に取り扱う専門家、機関または協会の報告書

2) 著作隣接権の対象に関して

預託された複製物に関する書類

公証人による事実の認証書

実演家、スタジオ、楽曲の作者、およびその他の権利者との契約書

従業員の作品に関する雇用契約（民事契約）

権利譲渡に関する契約書

レコードの使用許諾を証明する書類

レコードのサンプル

当該権利の専門的保護を実施する専門家、機関または協会による報告書

3) 商標とサービスマークに関して

商標（サービスマーク）の登録証

ロシア連邦の商標及びサービスマーク登記簿の抜粋

ロシア連邦の有名商標リストの抜粋

商標譲渡に関する契約書

商標に関するライセンスまたは再許諾契約書

商標の用いられた商品が権利者によって、あるいは権利者の承諾によってロシア連邦領の市場にもたらされたことを証明する書類

4) 原産地表示に関して

商品の原産地表示を使用する権利を証明する書類

ロシア連邦の原産地表示登録の抜粋。

上記のとおり税関は著作権(隣接権)で保護され得る作品および商標(原産地表示)について検討する。他の知的財産権は税関の対象外である。他の諸国は特許権をも税関登録に含めているが、税関の審査は TRIPS 協定の規定に厳格に基づいて行われている。税関当局によると、発明が用いられた商品の通関に関する実務上の困難さから、特許権は審査対象外とされている。意匠と実用新案については、チェックは容易だが、概して税関全体がこれら権利に対して消極的であることから除外されているようである。

申請が権利者のためになされる場合、権利者に関するデータを記載した書類に加えて、代理人に関して提出されたデータを証明する書類とともに、代理人に対して権利者が発行した委任状を提出しなければならない。申請者は、模倣疑義品のサンプル(見本)と、違いの比較のための真正商品のサンプルを申請書に添付することができる。

申請書は、商品の通関の差し止めに関して、商品の通関手続者、所有権者、荷受人等が被る可能性のある重大な損害を補償するための権利者の義務に関する書類とともに提出しなければならない。連邦関税局は申請の受理日から1ヶ月を超えない期間内に申請を審理し、税関法に従った措置を講じるか、またはそのような措置を取ることを拒否する決定を下す。権利者が信頼できない情報を提供し、かつ担保(保証)に関する条件を遵守しない場合、税関法に準拠した措置を拒否する旨の決定が下されることになる。決定の書面通知は、決定日から3日以内に権利者に送達される。

連邦関税局が税関法に準拠した措置を講じる決定をした知的財産権の対象は、税関に登録される。登録は無料で行われる。登録は連邦関税局によって保管される。

知的財産権の対象は、権利者がロシア民法によって定められた方法による通関手続者、所有権者等が被る損害を補償する義務の履行のための保証を提供することを条件として登録される。権利者は、義務履行の保証の代わりに、通関手続者、所有権者等の利益のために、生じる損害に対する責任のリスクにかかる保険契約書を提出することができる。この場合の担保金額または保証金額は500,000ルーブル以上でなければならない。

以下の場合、知的財産権の対象は登録を抹消される。

権利者が抹消を希望する場合

権利者が担保(保証)に関する条件を遵守しない場合

知的財産権の対象の法的保護期間の満了時

商品の通関差し止め期間中に、権利者がその権利の保護を求める申請をロシア連邦法に基づいて権限を与えられた機関（普通は裁判所）に提出しなかった場合。

連邦関税局はその公報において登録されている知的財産権の対象を公開している。権利者の申請により税関当局が商品の通関の差し止めに関する措置を講じる期間は、知的財産権の対象が登録されてから5年を超えない期間において一時停止される。前記の期間は、税関法に定められた知的財産権の対象の登録についての条件が遵守されることを条件に、権利者の申請によって延長される場合がある。税関当局が商品の通関の差し止めに関する措置を講じる期間は、知的財産権の対象の法的保護期間を超えない。

税関が商品の通関中と保管中に権利者による指摘を受けた商品が模倣品であることを発見した場合、その商品の通関は10営業日間差し止められる。前記の期間は、権利者の書面要請に応じて、その権利者がその権利の保護をロシア連邦法に基づいて権限を与えられた機関に申請した場合、さらに10営業日を限度として延長される場合がある。

商品の通関を差し止める決定と商品の通関の差し止め期間を延長する決定は、税関当局の署長または署長の権限を持つ者によって書面で行われる。税関当局は、商品の通関の差し止め日の翌日までに、商品の通関の差し止めと差し止め期間を通関手続者と権利者に通知し、また通関手続者には権利者の氏名と住所を、権利者には通関手続者の氏名と住所を通知する。

上記の通知には以下のデータが含まれる。

1) 権利宣言者への通知

通関を差し止める決定が下された商品の明細と、模倣品であるとして通関が差し止められる商品に関して、その商品に用いられた知的財産権の対象が登記簿に登録されていることを示すのに十分な書類。

侵害を示す証拠

商品の通関の差し止め期間と差し止めを決定した日

権利者（その代理人）の氏名と住所

2) 権利者への通知（権利者の代理人）

商品の通関の差し止めを決定した税関当局の名称、住所、電話番号、ファックス番号、テレックス番号、および電子メールアドレス、その他

商品の通関手続者の名称と住所

差し止め中の商品の保管場所とその住所

通関の差し止めが決定された商品の明細と、模倣疑義商品に関して、その商品に用いられた知的財産権の対象が登記簿に登録されていることを示す情報
模倣品であることを示す証拠
商品の通関の差し止め期間と、差し止めの決定日。

ロシア民法の下では、権利者は商品（パッケージとラベルを含む）がロシア連邦法によって定められた手続において模倣品と判断されない限り、商品の通関の差し止めの結果として商品の通関手続者、所有権者、および荷受人が被った損害に責任を負わなければならない。

権利者と通関手続者は、税関当局の書面許可があれば、税関の監督下で通関差し止めの決定が下された商品のサンプルと見本を採取し、それらを調べ、検査し、及びそれらの写真を撮影して記録に残すことができる。

税関当局は、連邦法によって禁じられていない限り、権利者の要請に応じて、権利者が必要とする権利侵害を証明するための追加情報を提供する場合がある。

権利者または通関手続者の入手した情報は、秘密情報とみなされ、法律によって認められる場合を除き、第三者または国家機関に開示されたり引き渡されたりしない。

商品を撤回、押収または没収する決定を商品の通関差し止期間の満了前にロシア連邦法に基づいて権限を与えられた当局が受けない限り、商品の通関の差し止めに関する決定は、商品の通関差し止め期間満了の翌日に取り消される。

以下の場合、商品の通関の差し止めに関する決定は、差し止め期間の満了前に取り消される。

- 1) 権利者が差し止めに関する決定の取消を要請した場合
- 2) 知的財産権の対象の登録が取り消された場合

商品の通関の差し止めに関する決定は、上記の事由の存在が既知になった日に取り消される。商品の通関の差し止めに関する決定の取消は、同決定を下した税関の署長または副署長による文書を以って発効する。決定が取り消された後、税関法によって定められた手順で通関が行われる。

税関当局は、当該商品が個人用、家族用、家庭用、またはその他の企業活動とは無縁の用途である場合、自然人が所持して税関を通過するか、または国際郵便によって送付されて税関を通過する僅かな数量の商品については、税関法に準拠した商品の通関の差し止め

に関する措置は適用されない。申請の提出日から税関の決定が下されるまでには2ヶ月から3ヶ月かかる場合がある。

2004年の年末現在で、約450件の知的財産権（主に商標権）で保護された物件が登録されている。以下の外国企業の商標は、そのうちの税関当局が知的財産権の侵害と模倣品輸入の防止のために入管を厳しくした商標である。アディダス、ナイキ、プロクターアンドギャンブル、ユニリーバ、ジレット社、フィリップモリスプロダクト社、ヘネシー、クラフトフーズ、E. REMY MARTIN & Co、MARTELL & Co、DIAGIO Group、ロレアル等。

4.2. 司法救済

行政ルート

知的財産権の分野における紛争の行政解決は、知的財産権の保有者に与えられるシンプルな救済のひとつである。この10年間、この分野では著しい進歩が見られた。

本章では、侵害製品が販売されたときに利用できる行政救済について述べる。より一般的な方法として、行政措置による保護は、独占取締機関と税関を介して特許庁でも利用できる。ただし、このような選択肢については、本書の他の章で述べる。

行政救済は、他の救済に比べ迅速に与えられることが強調されなければならない。民事訴訟と刑事訴訟は、長い期間と多額の金銭がかかる上に、刑事訴訟は現在でも知的財産権の侵害の場合には馴染みのない解決策であるため、行政ルートが早くて効果的である。

恐らく、刑事訴訟がロシアに馴染まない理由のひとつは、ロシアでは民主化が急速に進んだからであろう。ロシアでは広報活動の理論が形成されてきた。この理論は、ロシアにおける市場経済のニーズに役立つように制定された法律のすべてに反映されている。残念ながら現在のところは、人々の権利と自由に関する広報活動の理論的概念と、この国に存在する現状の間にはギャップがある。共産主義者の理想が崩壊したときに、それを埋め合わせるものが何もなかったことが人々の間に非常に多くの違法行為がはびこる理由のひとつである。市場経済の到来を引き起こした社会的階層分化は、遵法精神が一部の人々の生き様にならないという図式をもたらした。かかる状況なので、行政救済が強力であるということは評価できる。行政管轄に関するまた別の重要性としては、ロシアには市場経済における経済問題の民事的解決の経験が比較的少ないということがある。

ロシアの知的財産権法は誕生してから 10 年弱を経たに過ぎない。これは、市民または裁判所が豊富な経験を積むほどの年数ではない。一方、ロシアは行政的管理の下に 1 世紀近く置かれていたので行政執行は長年の経験によって調整された便利な手段である。

行政執行は自治体警察 (municipal police) と経済警察、連邦独占取締機関 (Federal Antimonopoly Service)、および取引検査機関 (Trade Inspectorate) によって実施される。何が知的財産権に該当し、知的財産権をどのように取り扱うかを定める知的財産権法の他にも、保有者がその正当な利益を守るのに役立つさまざまな法的手段がある。国が知的財産権を保護する旨宣言した場合、実際には、国がそれを約束として保護するのではなく、関連する法律を制定して施行することによって、知的財産権の保有者にその権利を保護する権利を与えているということなのである。行政ルートは、知的財産権の保有者が権利の侵害に遭遇したときに、いっぺんに検討すべき選択肢のひとつである。知的財産権の保有者が行政による権利の保護を検討する場合、以下の法律に頼ることになる。

民法

民法は、知的財産権の保護に関するもっとも一般的な規定を定めている。138 条には、知的活動の成果が排他権の対象であり、第三者は排他権の保有者の許可を得ない限り、その対象を使用できない旨が述べられている。

知的財産権の対象別に以下の法律がある。

特許法

商標法

著作権法

ソフトウェアおよびデータベース法

集積回路回路配置法

植物新品種法

行政法

この法律は、人々の生活の全側面を網羅している。2002 年の 7 月に改正されて、知的財産権に特化した数々の条項が追加された。この国には行政措置を講じる上での非常に豊富な経験があるのだが、この国の歴史のほとんどにおいて行政の執行体制は、多数の法律と関連規則に立脚していた。最初の行政法は 1984 年になってやっと制定されたばかりであり、しかもそれは、個人と法人の行政的行為の分野において多数のそして多様な法律を成文化する初めての試みであった。

知的財産権に適用される以下の条項について詳しく論じる。

- ・ 第 7.12 条「著作権等の権利、発明家の権利、および特許権の侵害」
- ・ 第 14.10 条「商標の違法使用」

第 7.12 条は、「知的財産権の分野における行政違反」の見出しが付された行政法第 7 章に含まれている。見出しのように、この規定は知的財産権について発生する可能性のある侵害の大部分を網羅している。第 14.10 条は、第 14 章「企業活動の分野における行政犯罪」の小条項であり、商標のみに適用される法規である。

この他にも適用範囲の広い法規が数多くある。第 28.1 条「行政犯罪の起訴」はあらゆる行政訴訟に適用できる。行政法の特異性は、重要部分をまとめている点で、すなわち違反と罰則手段、及び手続き規則を列挙している点で自己完結していることである。民事および刑事関係は別の法典、すなわち民法と民事訴訟法、仲裁手続法、刑法と刑事訴訟法によって規制されている。

第 16.1 条「ロシア連邦の税関を通過する商品の違法譲渡」。この規定は、知的財産権に特化したものではないが、知的財産権を違法使用する商品の譲渡もまた行政措置によって阻止され得ることを示すために挙げた。

第 7.12 条パート 1「著作権と著作隣接権、発明者の権利と特許権の侵害」では、模倣作品またはレコードの営利目的での輸入、販売、レンタルまたはその他の違法使用、製作者または製作地もしくは著作権の保有者に関する虚偽の情報を禁止している。違反には、以下の行政処分が科される。

民間人：最低俸給額の 15～20 倍（罰金算定のための最低俸給は慣習上の金額である 100 ルーブル（約 3.5 米ドル））と、模倣作品とその製作に使用された機材の没収。

公務員：最低俸給額の 30～40 倍と作品と機材の没収。

法人：最低俸給額の 300～400 倍と作品と機材の没収。

この規定のパート 2 では、発明、実用新案、および意匠の違法使用を禁止しており、以下の罰金が科される。

民間人：最低俸給額の 15～20 倍。

公務員：最低俸給額の 30～40 倍。

法人：最低俸給額の 300～400 倍。

第 14.10 条「商標の違法使用」は、商標、サービスマークまたは混同を生じるほど類似の標章の違法使用について、以下の金額の罰金が科される旨を定めている。

民間人： 最低俸給額 15～20 倍と商標が違法使用された製品の没収。

公務員： 最低俸給額 30～40 倍と製品の没収。

法人： 最低俸給額の 300～400 倍と製品の没収。

不正競争

「日用品市場における競争及び独占的行為の制限に関する」法律、略して不正競争法。名称のとおりこの法律の主な対象は市場の独占と不正競争である。この法律については、独占禁止に関する章で既に論じた。

この法律に従って権限を行使する当局は以下のとおりである。

- ・自治体警察と経済警察
- ・連邦独占取締機関（別の章で述べた）
- ・取引検査機関

上記のすべての当局が上記の法律の一部または全部を施行しているが、実際には主に独占取締機関が不正競争に関する法律を執行しており、取引検査機関は主に消費者権利法（Consumers Rights Law）を執行している。消費者権利法は、粗悪品、店舗の不誠実対応などから消費者を保護しており、知的財産権の濫用を阻止してきた。上記の法的手段を用いれば、知的財産権の侵害に対処する措置を講じることができる。

行政訴訟を起こす手続きは他の司法手続きよりも簡素化されている。権利の侵害を被った者は、警察に請願書を提出してどの権利が侵害されたかを説明しなければならない。侵害の性質についての詳細及び当該権原が与えられた権利を証明する必要がある。商標登録証または特許証の写、もしくは著作物を提出する場合もある。多くの場合、文字商標の侵害のように侵害の事実が明白であるときには、登録証の写で十分である。図形商標や特許のように一見したところでは重要事項が明確でない場合は、専門家の意見が必要になる場合もある。一般にこれは、当該主題の国家的権威部門である特許庁からの報告書である。

請願書は、経済警察の本部か、または地元警察が地域の問題を処理する支署に送達または手渡しする。トップである本部に請願書を提出することのデメリットは、どこの政府機構でもそうであるように、本部は多分に官僚的であるため、請願が地元の警察署に降りるまでには 1 ヶ月もかかる場合があることである。催促状を出せば早くなることもあるが、一番下から行政手続きを起こす、すなわち、地元の警察署に直接苦情を訴える方法もある。捜査に参加するなど、警察に直接働きかける方法もある。

訴えが起こされると、行政捜査がスタートする。訴えの準備は簡単である。警察署長は、他の警察手続きのように特別な手続き書（指令書）を発行する必要はない。警察は現場に行き（警察が事情を理解しやすいようにするために権利者の代理人が同行するのが望ましい）、侵害に関する報告書（実際には起訴状のようなもの）を作成する。報告書は、訴えの内容が検討される際、特に他の証拠が得られない場合に証拠の1つとしての役割を果たす場合がある。警察は、行政手続きの過程において予防措置を講じる。この措置は、侵害者の身元を突き止め、侵害の状況を確認し、証拠を固め、その後の事件調査を進めることを目的としている。予防的措置には、侵害者の行政的拘置、身辺調査、書類と侵害商品の押収などがある。

行政犯罪は多々あり、知的財産権の分野における犯罪はそのほんの一部である。行政法には、行政犯罪に関する事件の捜査を実施する数多くの国家機関が記載されている。その国家機関とは、1) 裁判所、2) 未成年者のための委員会、3) 行政権を持つ連邦機関とそれぞれの下部組織および地方組織である。行政訴訟を審理する権限を持つ裁判所を含めて61の国家機関がある。

知的財産権犯罪に関与する当局は、1) 裁判所、2) 税関当局、3) 連邦独占取締機関、4) 国家取引検査機関（部分的関与）である。行政法では、事件を担当する当局をそれぞれの司法権に応じて振り分けている。行政法の関連条項（第23.1条）は、当該条項にリストされた行政犯罪事件を裁判官が審理すること、事件を担当することになっていた当局が事件を裁判所に引き渡した場合に裁判官が事件を審理することが述べられているのみである。行政法によって、あるいは関連する当局または役所が何らかの理由で事件を裁判所に送致すべきと考えた場合、裁判官はほとんどすべての行政犯罪を審理することになる。行政法によると知的財産権に関する事件は裁判所の専管事項である。

警察は、報告書を作成して侵害物件を押収した段階で、収集された証拠および書類と容疑者を普通裁判所に引き渡す。行政事件は、侵害行為が発生した管轄地でその捜査が行われる。

裁判所は事件の審理を準備するが、この段階で裁判官は法律のすべての条件が充足されているかどうかを確認する。裁判官はまず、その事件が管轄権の範囲内にあるかどうかを判断する。次に、警察の報告書が正しく作成されているかどうかを、そして判決を下すに足りる証拠があるかどうかを確認する。裁判官は、裁判所に送致された案件に不備または不足がある場合、裁判官は、事件を送致してきた機関に差し戻し、審理の準備中に、事件審理中に提出物の補完を行うよう要求することができる。どちらのルートで解決を図るかは、事件の重要性和裁判官の判断に応じて決まる。

裁判官は、関係当局から事件の引渡を受けてから 15 日以内に審理を開く必要がある。知的財産権の場合の関係当局は警察である。審理は、すべての関係者が出席する場で行われる。審理の結果に応じて、裁判官は上記のとおり行政法の第 7.12 条および第 14.10 条に従って行政処分を科す。

税関措置 (customs action) の「職権 (Ex officio)」主義は、権利者の申請なしに、商品の自由流通のための通関を差し止めるための緊急措置を講じる権限を税関当局に与え、知的財産権を保護するための手段を講じることを許可する規則を定めた行政犯罪法 (Code of Administrative Offences) の規定の適用を介して施行されている。

行政犯罪法の第 28 条によると、税関当局は、行政犯罪の存在を示す十分な根拠を確認した時点で、行政犯罪訴訟 (administrative offence case) を起こして、行政捜査を実施することができる。行政犯罪法では、行政手続きのために、犯罪の手段または物件である商品を押収して没収する権限を税関に与えている。行政捜査の終了時には、行政犯罪の調書が作成されて、不起訴とされるか、または、裁判所に送検される。

ロシアの関税局は、新税関法の規定の実施においていくらかの経験を積んでいる。著作権および商標権を侵害して輸入された商品の行政罰金と没収を命じる判決が税関の調書に基づいて下される。したがって上記の規定は、権利者の申請がある場合と無い場合に、輸出入の過程で知的財産権を保護する役割を完全に果たす権限を税関に与えるものであり、このことが TRIPS 協定第 58 条の「職権」主義の施行を構成しているものと思われる。

「捜査活動 (Operational-Investigative Activity) に関する」連邦法によると、税関当局には、知的財産権などのロシア連邦の商品の不法輸出入を発見して阻止し起訴する、知的財産権の不法な越境移動に関連する事件および行動に関する、または模倣製品が越境取引される闇ルートに関する最新情報を入手するための捜査活動を実施する権限があることも特筆しなければならない。実際に税関当局は、2003 年に税関を通して持ち込もうとした知的財産権を含む商品の違法搬送に関する行政犯罪約 200 件を起訴した。

さらに、2003 年、税関当局は、行政犯罪法の第 7.12(1) 条 (著作権と著作隣接権の侵害) に基づいて 25 件の行政犯罪を起訴した。11 件の行政処分が宣告されて罰金の総額は 28,000 ルーブルにのぼった。行政犯罪法の第 14.10 条 (商標の違法使用) に基づいて 163 件が起訴され、35 件で総額 350 万ルーブルの罰金が宣告された。

民事ルート

民事手続

知的財産権の民事的保護は侵害についてはロシアでもっとも一般的な方法である。1番目の理由は、裁判が容易だからである。訴訟費用は、特に国側の費用が低額であるために比較的lowである。弁護士を立てなくても裁判所に訴えることができる。2番目の理由は、案件が裁判所において比較的短期間で審理されるからであり、ロシアでは仲裁裁判所と呼ばれる商事裁判所の審理は特に短期間である。3番目の理由は、裁判手続きが訴訟当事者にとってわかりやすく透明であるからである。また行政機関の決定は、裁判所に抗告された後に変更される可能性があり、それと比べると裁判所の判決の法的効力の方が強いからでもある。

知的財産権の民事訴訟は、ロシア連邦裁判所、すなわち、商事（仲裁）裁判所または普通裁判所によって審理される。前者の種類は、ロシアでは仲裁裁判所と呼ばれているものの、その実体は商事裁判所である。

事件は、上記の裁判所のいずれかに事件の内容と訴訟当事者の地位に応じて振り分けられる。知的財産権の分野では、普通裁判所が自然人および法人を当事者とした経済的に重要ではない案件を審理する。このカテゴリに入るのは以下のようなものである。著作権作品の原作者を確認する事件、個人事業主の地位を持たない者によって訴訟が起こされた著作権侵害に関する事件、発明、実用新案、および意匠の創作者に関する紛争、発明またはその他の知的財産権の利用に対する発明者への対価の支払に関する事件、個人事業主の地位を持たない者によって訴訟が起こされた特許権侵害事件。

商事裁判所は、経済紛争に関する事件と、事業およびその他の経済活動に関するその他の事件を審理する。訴訟当事者が商業上の法人または個人事業主である場合、通常は経済的性質の紛争であると考えられる。知的財産権の分野では、商事裁判所は権利者が法人または実業家である商標、特許権、および著作権の侵害に関する案件を主に審理する。

現在、商事裁判所で審理される案件のリストは多様性を増す傾向にある。このため、商事裁判所は、個人事業主の地位を持たない自然人が侵害者である商標侵害に関する事件の審理を始めた。普通裁判所は知的財産権問題が苦手であり（ほとんどの案件が家庭、労働、行政、および刑事に関するもの）審理が遅いが、原告が迅速で専門的な裁判を求めため、商事裁判所で普通に扱われるようになったものと思われる。

普通裁判所または商事裁判所の各々の管轄権は、特定の区域に限定されている。ロシア連邦領は、一審商事裁判所の管轄（2005年の年初現在でロシア連邦内にはそれぞれの管轄

区域を持つ 88 の商事裁判所がある) である。普通裁判所は小区域を管轄し、1 つの町に複数の裁判所がある場合もある。

仲裁裁判所には、連邦管轄商事裁判所 (commercial courts of RF subjects) (一審) (first instance)、控訴商事裁判所 (commercial courts of appeals) (二審) (second instance)、連邦商事裁判所 (Federal Commercial Courts) (三審) (third instance)、下級商事裁判所の判決が上告された場合に案件を四審として審理する判決監督裁判所 (Supervisory Instance) の 4 種類がある。

普通裁判所には、地方裁判所 (district courts) (一審)、一審の判決を修正するか、または上訴について独自の判決を下すロシア連邦高等裁判所 (the courts of RF Subjects)、およびロシア連邦最高裁判所 (RF High Court) がある。ただし、最高裁判所は知的財産権侵害に関する案件を審理しない (控訴審が開かれるのは知的財産権保護に関する民事紛争に関してのみである)。

以下、知的財産権侵害に関する案件の裁判手続きについて簡単に述べる。裁判手続を開始するには、事実上の根拠と法律上の根拠を明確にした訴状を提出する必要がある。商事裁判所は、提出される書類の書式に関する条件を厳密に定めており、すべての関連書類は、公証人の認証を受けた謄本か、または原本を提出する必要がある。外国語の書類を提出する場合は、アポストイーユ (証明文) を付してロシア語に翻訳する必要がある。この条件は裁判所に訴訟を起こすための委任状にも適用される。

裁判所に訴状を提出する前には、国に手数料を支払う必要があり、訴状とそのすべての追補の写しはその訴訟の被告とその他の当事者に送付する。

一審商事裁判所における審理手続は、主に 4 つの段階から構成される。第 1 段階では、提出された訴状が所定の条件について審査される。この段階には約 5 日間かかる。所定の条件が充足された場合には、訴訟が受理され、裁判所は当事者と会合の日程と、予備審問の日程に関する決定を下す。提出された訴状が所定の条件を充足しない場合 (例: 手数料支払に関する書類が提出されていない)、裁判所は訴状の審査を延期して、原告は不備を是正するための猶予期間 (普通は 2、3 日) を与えられる。

当事者との会合と予備審問が開かれる第 2 段階では、裁判所での実質的な審理のための準備が行われる。この段階では、裁判所は案件の事情を明らかにして、訴訟当事者に主張のすべてを述べさせ、すべての証拠を提出させて、追加の証拠が必要かどうか、また、他の者または専門家の意見が必要かどうかを判断する。

発明または実用新案の権利の侵害に関する紛争についての知的財産権侵害案件では、裁判所は普通、専門家の意見を求める。その理由は、裁判官が技術分野の専門家ではなく、裁判官が専門家の助言に頼らずに技術的内容を理解できるのは一部のケースに限られるか

らである。商標侵害案件において専門家の報告が求められるケースはあまり多くはない。またこの段階では、予防的措置を取ることが可能である。知的財産権に関する訴訟では、資産（金銭を含む）の差し押さえと被告またはその他の者による特定行為の禁止の2種類の予防的措置が適用される場合がある。前述の措置を講じないと法の執行が妨げられるかまたは執行不能であるときに限り、裁判所によって保全措置が講じられる。訴訟の前に差押請求を裁判所に提出することもできるが、提出する場合、原告は保全される利益に等しい金額の保証金を差し出さなければならない。

裁判手続きの第2段階には1ヶ月ないし2ヶ月かかるが、もちろんこれは専門家の報告が求められない場合であり、求められる場合には報告の準備に数ヶ月かかる場合もある。

案件の準備が進められる間に審理の日程が決定される。普通、仲裁の一審の場合は裁定が1人の裁判官によって下される。ただし、訴訟当事者は陪審員による判決を求めることもできる。訴訟当事者の法的立場は審理中に表明されて、裁判所は質問を行い、入手した証拠の吟味を行う。

裁判所は、審理の終了時に判決を申し渡すために退席し、判決の主文が訴訟当事者の退室までに申し渡される。判決の主文には訴えを退けるかどうか、一部または全部を認めるかどうかについて述べられる。事件の事実、審理の結果、および判決の理由を述べた判決の全文は、裁判所によって5営業日以内に作成され、訴訟当事者に送達される。この第4段階は一審における案件の審理の最終段階である。

訴訟当事者は、判決の全文が作成された日から1ヶ月以内に判決に対する不服を控訴裁判所に控訴することができる。この1ヶ月の間に控訴されない場合、一審の判決が確定し、強制執行官を介して執行される。控訴商事裁判所における手続きは一審よりも短時間で終了し、ほとんどの場合、控訴した日から1ヶ月以内に開かれる1回の審理で判決が下される。控訴は3人の裁判官によって審理される。控訴裁判所の判決は、それが下された時点で発効する。

控訴審の判決に対する不服は、判決が下されてから2ヶ月以内にそれぞれの地域の連邦商事裁判所に上告することができる（下級審判決破棄の訴訟手続）。手続は短時間で終了し、判決はそれが下された時点で発効する。

上告および下級審判決破棄の訴訟手続を行うと、下級審の判決が取り消され、新たな判決が下されるか、または事件が更なる審理のために下級審に差し戻されることになる。下級審判決を取り消す裁判では、下級審によって立証された事実と、訴訟において提出された証拠に限定して審理が行われるのが重要なポイントである。上訴審においては、新たな証拠は、その証拠が下級審で提出されなかった妥当な理由が存在するときのみに提出することができる。

民事制裁

1. 特許権（発明、実用新案、意匠）侵害の民事責任

ロシア連邦特許法の第 10 条によると、特許権侵害は以下のように定義することができる。

第三者が特許権者の許可なしで行動した以下の行為。

特許を受けた発明、実用新案または意匠を用いた物件のロシア連邦内への輸入、ロシア連邦内での製造、利用、販売の提供、販売、市場流通または保管
特許を受けたプロセスをそのまま用いて製造された製品、もしくはその目的に従えば、自動的に動作（利用）に特許を受けたプロセスが実行される装置
に関する上記の行為

特許を受けた発明を用いたプロセスの実行

ロシア連邦特許法第 14 条によると、特許権者は、特許侵害者による特許権侵害の停止、損失（利益損失を含む）の民法に準拠した賠償、管轄裁判所による特許権保有者の企業の評判を守るための広告を要求する権利がある。特許侵害者を相手取った訴訟は、ライセンス契約に別段の規定がない限り、特許権者だけでなく、排他的ライセンス（ロシア特許庁に登録されたライセンス）の保有者も起こすことができる。

2. 著作権侵害の民事責任

著作権の侵害は、著作者のその作品を利用する排他権に違反する行為とされている。著作者の権利は、著作権および著作隣接権に関するロシア連邦法の第 16 条に述べられており、以下の権利がある。

- ・複製権
- ・販売権
- ・輸入権
- ・展示権
- ・公演権
- ・放送権
- ・有線放送権
- ・翻訳権
- ・翻案権
- ・出版権

侵害を被った著作権者は、著作権および著作隣接権に関する法律の第 49 条に従って、権利侵害者の侵害行為の停止、利益損失を含む損害賠償の支払、および著作者人格権的損害の賠償を求めることができる。著作権者は、損害に見合う賠償を要求することができる。賠償金額は、複製商品の価格の 2 倍（あるいは、作品を使用するためのライセンス料の 2 倍）になることもあるが、その金額は作品または著作隣接権の対象物件の通常価格を根拠に決定されるか、あるいは 10,000 ルーブル（約 350 ドル）から 5,000,000 ルーブル（約 180,000 ドル）に設定される。厳密な金額は侵害の性質に応じて裁判所によって決定される。賠償は、損害を被ったか否かに関係なく、侵害の事実が証明された場合に行われなければならない。

作品またはレコードの違法コピーと、違法コピーを製作するのに使用された機材と装置は、著作権者の要請に応じて保有者に譲渡される場合を除いて、没収され廃棄される。

3. 商標侵害の民事責任

商標、サービスマーク、および原産地表示に関するロシア連邦法の第 4 条には、ロシア連邦内での商標またはこれと紛らわしい標章の商標登録されている商品または類似品への無断使用、たとえば商標またはこれと紛らわしい標章について、ロシア領域内で製造され、販売提供され、販売され、展示会や見本市で展示され、あるいはその他ロシア連邦領内での事業化され、または前記を目的としたロシア連邦領内での保管および/または輸送された商品、ラベル、パッケージに付し、サービスについて、商品化に関する書類上の使用、販売の提供、特にインターネットのドメイン名またはその他のアドレス名における使用をすることは、商標権者の権利侵害とみなされると規定している。

商標権者は、裁判所に以下の措置を請求することができる。

- ・侵害の停止（商標使用の差し止め命令を含む）
- ・損害の賠償（利益損失を含む）
- ・企業の名誉を回復するための判決の公表
- ・違法に使用された商標の侵害者の費用負担による模倣商品およびパッケージからの消去、もしくは、侵害された商標が消去不能な場合の侵害者の費用負担による商品およびパッケージの破棄（ただし、模倣品およびパッケージが国庫収入のために制作された場合、もしくは、それらが損害の賠償のために、あるいは、その後の破棄のために、商標保有者の要請に応じて保有者に譲渡される場合を除く）。

商標権者は、賠償額の見積が困難な場合にそのような損害賠償に代えて、100,000 ルーブル（約 3,500 ドル）から 5,000,000 ルーブル（約 180,000 ドル）の賠償金の支払を要求することができる。賠償金の厳密な金額は、裁判所によって決定される。

事例：

2003 年、アジアの大手電子家電メーカーはロシア連邦において登録されたその商標権を侵害された。侵害者はロシアの小さな会社であったが、この会社はエアコンの取り付けに従事していて、ロシアの国外で前記のアジアメーカーの商標の下でエアコンの生産を始めて、やがてその製品をロシアにおける販売のために供給するようになった。この商標保有者はロシアの弁護士を介してまず侵害の停止を求める申立てを法律執行機関（law-enforcement agencies）に起こした。それでもなお、侵害者の事業は法律執行当局が侵害の事実を発見できないように組織化された手法であったため、刑事訴訟を起こせなかった。そこで商標権者は、この一件を仲裁に持ち込むことにした。

侵害を示す唯一の証拠書類はロシアにおける侵害者の広告であった。商標権者は、複雑な仲裁過程を経て、この広告が商標権を侵害している事実、特にエアコンに有名商標を付して販売のために供給している、あるいは自ら販売している事実を証明することに成功した。それでも、侵害者は反論を止めずに商標登録を取り消そうとした。特許紛争委員会（Chamber of Patent Disputes）で商標権を守った商標権者は、侵害者が保有者の商標の登録を取り消そうとしたことに関する損害の賠償を求めるために、この一件を再び仲裁に持ち込むことにした。商標権者は、本質的な要求があることを根拠に、商標の無断使用に対して賠償を受ける権利を選択した。この商標権者は 1 年前に裁判所の有効な判決を既に得ていたため、侵害の事実を証明する必要がなかったため、保有者は追加の賠償請求を起こす権利を 3 年もかけずに得ることができた。最終的に、2005 年に商標権者は、25,000 ドルの賠償を受ける権利を与えられ、判決の発効後直ちに侵害者は支払わなければならない。

刑事ルート

刑事手続

ロシア連邦憲法では、ロシア連邦内における創造の自由を認めており、知的財産権の保護を定めている（ロシア連邦憲法の第 44 条）。ロシア連邦における知的財産権の侵害には、行政責任と民事責任に加えて、刑事責任が必然的に伴われる。

ロシア連邦では連邦の司法が刑法と刑事訴訟法を管轄する。ロシア連邦における刑法の主な基本法は、1996 年 6 月 13 日のロシア連邦刑法 No. 63-FZ、2001 年 12 月 18 日のロシ

ア連邦刑事訴訟法 No. 174-FZ、1997年1月8日のロシア連邦刑罰法 No. 1-FZ、1996年12月31日の「ロシア連邦の司法制度に関する」ロシア連邦憲法 No. 1-FKZ、1992年6月26日の「ロシア連邦における裁判官の地位に関する」ロシア連邦法 No. 3132-1、1991年4月18日の「民兵（警察）に関する」ロシア連邦法 No. 1026-1、1995年8月12日の「刑事捜査活動に関する」ロシア連邦法 No. 144-FZ である。

ロシアの司法組織は、一般司法裁判所（普通裁判所）、仲裁裁判所（商事裁判所）、および憲法裁判所から構成されている。刑事訴訟は普通裁判所に起こされることになっている。刑事訴訟は、場合に応じて一審裁判所、上訴裁判所（courts of appeal）、および最高裁判所（court of higher instance）で審理されることになる。訴訟の審理は複数の裁判官の合議で行われることもあれば、1人の裁判官によって行われる場合もある。侵害に関する犯罪についての知的財産権法に基づく訴訟は、侵害の性質に応じて、治安判事（jurisdiction of a Justice of the Peace）か、または、地方裁判所に付託される（ロシア連邦刑事訴訟法第31条）。

ロシア連邦刑事訴訟法第17条によると、裁判官、陪審員、検事、捜査官、および尋問官（inquirer）は、裁判にかけられた刑事事件において得られたすべての証拠に従って形成された内部的信頼に基づいて、また、法律とそれぞれの良心を信頼して証拠を評価することになっている。どのような証拠にも予めの効力は与えられないことになっている。

刑事手続きは主に、犯罪の捜査、起訴、裁判、および処罰から構成される。基本的刑事手続きは、1)刑事手続きの着手、2)予備調査（予備調査は尋問官、捜査官、および検事の担当である）、3)公聴会の日程、4)裁判所の審理、5)上訴/下級審判決の破棄、6)判決である。これらの手続きに、案件の上申と新たな状況に応じた案件の見直しが付け加えられる場合もある。

ロシア連邦刑法第15条によると、犯罪は犯罪の性質と軽重に応じて軽犯罪、普通犯罪、重罪、および凶悪犯罪に分類される。軽犯罪は故意と過失による犯行であって、最長2年間の懲役刑が科され、普通犯罪は故意による犯行であって、故意の犯行とされれば最長5年間の懲役刑が科され、過失によることが判明すれば最長で2年超の懲役刑が科される。

以下の期間の満了時に知的財産権の侵害についての時効が成立し、違反者は刑事責任を免除される。a)軽犯罪については犯行後2年間、b)普通犯罪については犯行後6年間（ロシア連邦刑法第78.1条）。刑事犯罪の時効は、犯行日から起算され、判決が発効する日までとされている。

以下の事由は、刑事訴訟を開始する根拠となる。1)犯罪の告発、2)自首、3)他者から得た、犯行または犯行の企てに関する通報。刑事訴訟を起こすためには、犯罪の証拠を示さなければならない（連邦刑事訴訟法第140条）。

刑事訴訟では一部の例外を除いて、裁判所による犯行現場での検分（実地検分）が行われる。犯行がある裁判所の法域で起こされて、別の裁判所の法域で完結した場合、その刑事訴訟は犯行が完結した場所の裁判所の管轄となる。一連の犯行が方々で働かれた場合、犯行の大部分が働かれた場所、または、もっとも深刻な犯行が働かれた場所の裁判所の管轄となる（ロシア連邦刑事訴訟法第 32 条）。

被告は、ロシア連邦刑事訴訟法によって定められた手続きに従って有罪が証明され有罪判決が確定するまで、推定無罪の原則が適用される。容疑者または被告にその無罪を証明する責任はない。容疑者または被告の弁護における証明と反証の義務は検察側に課される。ロシア連邦刑事訴訟法によって定められた手続きに従って排除し得ない被告の有罪に関する容疑は被告側に有利に解釈される。有罪判決は仮定に基づいては下されない（ロシア連邦刑事訴訟法第 14 条）。

未確定判決については、控訴または判決無効の申立（cessation order）によって上訴することができる。治安判事によって下された刑の宣告および決定を不服とする申立および抗告は控訴裁判所（appellation court）に付託される。治安判事によって下された判決を除く一審および二審裁判所によって宣告された刑罰および決定を不服とした申立および抗告については、三審裁判所（cassation court）で争うことができる（ロシア連邦刑事訴訟法第 354 条）。三審裁判所とは異なり、上訴裁判所（appellate courts）は、刑罰および判決の適法性、正当性、および公平性を審理する際に案件の内容を吟味して見直す。

一審裁判所によって下された判決またはその他の措置を不服とした申立および抗告は、判決が下されてから 10 日以内に申し立てることができる。拘留中の被告は、判決文の受領から 10 日以内に異議を申し立てることができる。刑事訴訟は、判決の異議申立て期間の満了より前には執行しない。上記の期間の満了後に起こされた異議申立てまたは抗告については、その審理を行わなければならない（ロシア連邦刑事訴訟法第 356 条）。

判決の異議申立てについて定められた期間中に妥当な理由によって申立を起こせなかった場合、申立てまたは抗告を行う権利を有する者は、刑罰または判決を下した裁判所に申立て期間の復活を請願することができる。申立て期間の復活を求める請願は、その刑事訴訟において裁判長を務めた裁判官によって法廷で審理される。申立て期間の復活を求める請願が裁判官によって却下された場合は、上級裁判所（court of higher instance）に上訴することができる（ロシア刑事訴訟法第 357 条）。

刑事訴訟が二審または三審において審理される場合、裁判所は判決またはその他の決定の適法性、妥当性、および公平性について審理する。この適法性、妥当性、および公平性についての審理は判決の上告された部分に限定して、有罪判決を受けた被告に関してのみ行われる。控訴審における刑事訴訟の過程においては、裁判所は被告の刑罰を軽減するか、

または、より軽い罪状を適用する権限を与えられる。一方、裁判所は刑罰を重くするか、またはより重い罪状を適用する権限を与えられない（刑事訴訟法第 360 条）。

判決を取り消すか、または変更する根拠としては、1)一審または二審裁判所によって下された判決の根拠が事実と一致しない、2)刑事訴訟法に違反している、3)刑法の適用が不正、4)判決が不当などである（刑事訴訟法第 379 条）。

刑事制裁

1. 発明権および特許権の侵害の刑事責任

発明、実用新案または工業デザインの違法使用は、刑事責任を招く場合がある。刑事制裁の軽重は引き起こされた損害の程度によって異なる。特許権侵害に対してはロシア連邦刑法の第 147 条による制裁が科される。発明、実用新案または工業デザインの違法使用によって引き起こされた損害が「重大」である場合、侵害者には刑事罰が科される場合がある。刑事罰が適用される場合、侵害者には 200,000 ルーブル以下の罰金、または、侵害者の 18 か月分の給料またはその他の所得に相当する金額の罰金、または、180 日から 240 日の強制労働、または、2 年以下の懲役が科される。共謀による犯行または組織ぐるみの集団犯行については、100,000 から 300,000 ルーブルの罰金、または、侵害者の 1 年から 2 年分の給料またはその他の所得に相当する金額の罰金、または、5 年以下の懲役が科される。

2. 著作権および著作隣接権の侵害の刑事責任

著作権および著作隣接権の侵害は、刑事責任を招く場合がある。刑事制裁の軽重は引き起こされた損害の程度によって異なる。著作権および著作隣接権の侵害にはロシア連邦刑法第 146 条に定められた制裁が科される。盗作の場合に引き起こされた損害が「重大」であれば、侵害者が刑事罰を科される場合もある。刑事罰が適用される場合、侵害者には 200,000 ルーブル以下の罰金、または、違反者の 18 か月分の給料またはその他の所得に相当する金額の罰金、または、3 ヶ月から 6 ヶ月の禁固刑が科される。著作権または著作隣接権の違法行使の場合は、及ぼされる影響が大きいときに、侵害犯罪そのものだけでなく、作品の模倣サンプルの入手・保管・輸送と販売を目的とした記録に対しても 200 ルーブル以下の罰金、または、侵害者の 18 か月分の給料またはその他の所得に相当する金額以下の罰金、または、180 時間から 200 時間の強制労働、または、2 年以下の懲役が科される。このような犯行が a) 共謀による犯行または集団による組織だった犯行である場合、b) 犯罪が極めて大規模である場合、c) 職権を乱用しての犯行である場合には、500,000 ルーブル以

下、もしくは、侵害者の給料またはその他の所得の3年分に相当する金額以下の罰金が科される場合もある。上記の処罰は、作品または記録のサンプルの金額、もしくは、著作権または著作隣接権を使用する権利の金額が50,000ルーブルを超える場合には、かなり重くなると思われ、250,000ルーブルを超える場合にはさらに重くなるものと思われる。

3. 商標の違法使用の刑事責任

商標の侵害にはロシア連邦刑法第180条による刑事罰が科される。商標の違法使用によって引き起こされた損害が「重大」であるか、または、繰り返される場合には、侵害者は刑事罰を科される場合がある。刑事罰が適用される場合、侵害者は200,000ルーブル以下の罰金、または、侵害者の18か月分の給料またはそれに等しい金額の罰金、または、180時間から240時間の強制労働、または、2年間以下の矯正労働が科される。共謀による犯罪、または、組織ぐるみの集団犯罪については、100,000ルーブルから300,000ルーブル以下の罰金、または、侵害者の給料またはその他の所得の2年分に相当する金額の罰金、または、4ヶ月から6ヶ月の禁固刑、または、5年以下の懲役刑が科される。

事例：

衣料品に“Iceberg”の商標を所有するGilmarは、2003年3月に、一流のRublevskoye Highway（モスクワ）の“Zapadny”ショッピングモールにある、Gilmarとは何の関係もない“Iceberg”ブティックがこの商標を違法使用していることに気付いた。Gilmarは商標の無断使用を止めさせようとした。“Gorodissky & Partners”は、この依頼者にロシア刑法第180条に基づいて侵害者の経営者を相手取って刑事訴訟を起こすよう勧めた。数日の間に、侵害者の経営者による故意の侵害と不正行為を証明するために必要なすべての書類と証拠が集められた。集まった資料が自治体警察に提出されて、登録商標である“Iceberg”を違法に使用していたブティックの経営者を相手取って刑事訴訟が起こされた。警察は“Gorodissky & Partners”法律事務所に十分に協力した。刑事訴訟を起こされたにもかかわらず、ブティックの経営者は商標保有者の権利の侵害の停止を求める要求を無視した。しかし、最終的に、ブティック側はこの紛争を法廷外で解決することに同意して、ブティックから“Iceberg”の看板を取り外した。さらに、ブティック側は紛争の平和的な解決を図るためにGilmarとの交渉を開始した。ブティックの経営者は、交渉の過程で、Gilmarの主張の正当性を認めて、保有者の同意なしには商標を二度と使用しないことを誓約した。この商標保有者はブティック側の誓約に免じて、刑事訴訟を取り下げた。この対応によって、Gilmarのロシアの公式ライセンスはこの有名な商標をその後ロシアにおいて合法的に使用することができた。

4.3. 知的財産権の施行の一般的傾向

知的財産権制度がロシアに誕生して間もないこと、ロシアには知的財産権の施行の経験が浅いことを踏まえると、その割には良くやっていると言える。制定された法律は進歩を続ける市場経済のニーズに適っており、この法律のおかげでロシア特許庁の発行する特許のでも良い。

この成果は多分に、ソビエトの GOSPATENT（発明発見委員会の改称後の名称）の後を継いだロシア特許庁の経験と評判の賜物である。当時のソビエト特許庁の高い評判は、PCTと捜査当局（Search Authority）の後を引き継ぐ機関のひとつとして指定された事実によって裏付けられた。法律制定者の主な関心事は、使用されず、油をさされずに機械が放置されるとすぐに故障するのと同様に、経済という機械は知的財産権を管理しないと実業家にすら気付かれない内に失速してしまうものであるため、直ちに機能する制度の確立であった。

知的財産権の施行にはあまり注意が払われなかった。これにはいくつかの理由がある。第1に、行政的に統制された経済においては施行を求める声が多かったために施行規則が存在しなかったからである。第2に、施行を求める声が顕著になったときには、法制度にも法律執行機関にも施行の経験が多かったからである。状況はどう見ても進展が遅々としていた。知的財産権関連の規定がちらほらと現れ始め、一般法には知的財産権の特別規定が追加されたが、特別な知的財産権関連規定によって限られた救済を受けられるのみであった。このため、ますます多くの知的財産権関連紛争が発生した。ますます多くのケースで裁判所や警察などに救済を求めるようになった。世間もまた知的財産権の問題とその重要性についてより詳しく知るようになった。メディアは知的財産権の紛争を次第に大きく取り上げるようになった。それゆえ、関係者は氾濫する知的財産権問題に必然的に巻き込まれて、問題をより詳しく理解するようになった。今や知的財産権の保有者は、警察に苦情を持ち込んでも迷惑がられない。それどころか、経済犯罪（ほとんどが知的財産権に関する犯罪）を専門に取り扱う部署が組織されている。

ロシア政府の下には知的財産権特別委員会がある。これは、紛れもなく、ロシアにおいて施行策の重要性が理解されている証拠である。ロシアでは多くの国内および国際フォーラムが定期的開催されており、そこでは現状と改善策が論じられている。法律には施行に関する有効な多くの改正が施されており、この方向に沿った作業が続けられている。まとめると、一般的に施行はロシアの実体法の水準に既に追いついており、そこには権利保有者の意思が反映されており、したがって、保有者の法律上の利益が保護される。

結び

Gorodissky & Partners が知的財産権に関する法律の全領域に及ぶ総合的調査を実施したのは、調査の規模に関係なく今回が初めてである。実のところ、今回の調査では知的財産権の現場の断面が見えた。現場は不動ではない。国家経済は進歩していて難問を呈している。法律は昨日の姿を映し出すものであり、実社会はその法律の一步先を歩んでいる。法律制定者の目標はこのギャップをできるだけ早く埋めることである。

知的財産権に関する限り、2年足らず前に重要な変更が施されたが、一部には未解決の問題もあり、法律にはまだ改善の余地がある。これは終わりなき課題なのである。

今やロシアは知的財産権に関するいくつかの国際条約の加盟国である。ロシアはそのような条約に合わせて多くの法律を改正した。現在、ロシアは他の条約を締結することにしており、条約締結前の準備として法律を改正している。事業に有利な経済環境を創り出すためにあらゆるすべての対策が講じられている。本書の著者はJETROとの共同作業をこのプロセスに寄与するものであると考えている。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル ロシア編

[著者]
Gorodissky & Partners

[発行]
日本貿易振興機構 経済分析部
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2005年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2005年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。